



各務原市都市計画 マスタープラン2026

2026-2035

はじめに



各務原市は、北部には緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曾川、市街地を流れる河川敷には桜並木等、豊かな自然を有しています。また、市中心部を東西に貫く鉄道や国道等に沿って市街地が整備され、市内に16駅が立地する鉄道の利便性を活かした合理的な都市構造の骨格を形成する等、まちと自然が調和した都市づくりを進めてきました。

また、令和7年には、「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみはら～」を将来都市像に掲げ、将来にわたり活力ある、持続可能なまちづくりの方針を示す各務原市総合計画が新たにスタートしています。

一方で、人口減少と少子高齢化の進行に加え、気候変動による災害リスクの増大、公共施設の老朽化への対応等、本市を取り巻く社会情勢がますます変化しています。

こうした社会情勢の変化や、上位計画である新たな総合計画等との整合を図りながら、誰もが将来にわたり、便利で安全に暮らすことができるよう、各務原市らしい“公共交通を軸とした集約型都市構造”の実現に向けた取り組みを進めるため、本市の都市づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」を改定しました。

今後も市民、市民活動団体、事業者等と連携・協力し「オール各務原」で、本計画で掲げた都市づくりの理念・目標の実現に向け、住みたい住み続けたいまちづくりを目指して取り組んでまいります。

最後に、本マスタープランの策定にあたりまして、地区別懇談会、市民アンケート調査、パブリックコメントにおいて、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご議論いただきました各務原市都市計画マスタープラン策定委員会委員の皆様、ご協力いただいた全ての皆様に心から深く感謝申し上げます。

令和8年3月

各務原市長 浅野 健司

<目 次>

序章 はじめに	1
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画改定の背景	2
4. 計画の構成	3
5. 計画期間（目標年次）	3
6. 計画区域	3
第1章 現状と課題	4
1. 市の概況	4
（1）位置・地勢	4
（2）成り立ち	4
（3）人口動態等	5
（4）産業	9
2. 市の現況	12
（1）土地利用	12
（2）都市施設等〔道路、公共交通、公園・緑地、下水道、河川〕	16
（3）市街地整備	23
（4）関連分野〔景観、歴史・文化、安全安心、環境〕	25
3. 市民アンケート	32
4. 前計画の評価	33
5. まとめ	38
第2章 全体構想	39
1. 都市づくりの理念・目標	39
2. 将来の市街地規模の考え方	42
（1）目標人口	42
（2）産業用地	42
3. 将来都市構造	43
（1）基本的な方針	43
（2）将来都市構造の設定	44
4. 都市整備の方針	48
（1）土地利用	49
（2）都市施設等〔道路、公共交通、公園・緑地、下水道、河川〕	55
（3）市街地整備	65
（4）関連分野〔景観、歴史・文化、安全安心、環境、市民協働〕	66

第3章 地区別構想	71
1. 地区別構想の考え方	71
2. 主要エリアの土地利用方針	72
3. 地区別構想	73
那加地区	74
稲羽地区	81
蘇原地区	87
鵜沼地区	93
川島地区	100
第4章 計画の実現に向けて	106
1. 計画の推進方針	106
2. 計画の推進スケジュール	106
資料編	107

序章 はじめに

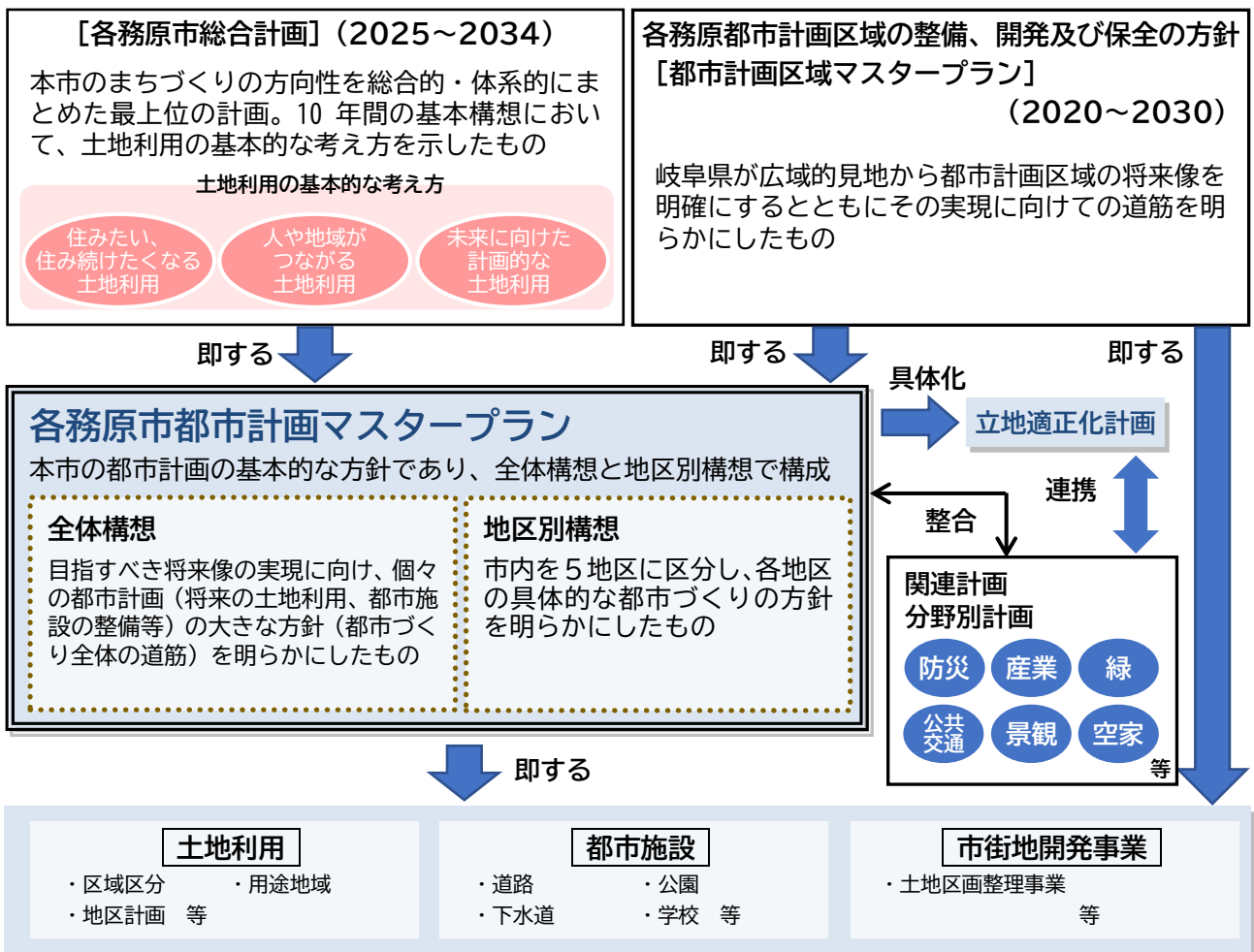
1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たします。

2. 計画の位置づけ

「各務原市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」といいます。）」は、各務原市（以下、「本市」といいます。）における行政運営の総合的な方針を示した「各務原市総合計画」及び岐阜県が定める「各務原都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、「各務原市地域防災計画」、「産業振興ビジョン」、「緑の基本計画」、「各務原市地域公共交通計画」、「各務原市景観計画」、「各務原市空家等対策計画」等の諸計画と関連した計画となっています。



3. 計画改定の背景

本市では、平成 28 年に策定した令和 7 年を目標年次とする都市計画マスタープラン 2016 に基づき、都市づくりを進めてきました。前計画の策定から約 10 年が経過する中で、人口減少・少子高齢化の進行や自然災害の激甚化、インフラの老朽化等、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。こうした中、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で将来にわたって持続可能な都市づくりを進めるため、居住や都市機能の適切な誘導と公共交通の連携を図る立地適正化計画を令和 4 年に策定しました。

また、岐阜県が定める各務原都市計画区域マスタープランや本市のまちづくりの最上位計画である各務原市総合計画(2025~2034)が新たに策定されたことを受け、これらの計画に即したものとするため、内容の整理・見直しが必要となりました。

このような社会情勢の変化や上位計画の策定、次章で整理する本市の現状・課題を踏まえ、都市計画マスタープランを改定します。

各務原市都市計画マスタープランの変遷

平成 9 年 (1997) 策定
各務原市都市計画マスタープラン

平成 14 年 (2002) 策定
各務原市都市計画マスタープラン 2002

平成 18 年 (2006) 策定
各務原市都市計画マスタープラン 2006

平成 22 年 (2010) 策定
各務原市都市計画マスタープラン 2010

平成 28 年 (2016) 策定
各務原市都市計画マスタープラン 2016

令和 8 年 (2026) 策定
各務原市都市計画マスタープラン 2026

社会情勢の変化

- ◆コンパクト・プラス・ネットワーク
[平成 26 年 (2014 年)]
今後の都市全体の構造を見渡しなが、住宅や商業、医療、福祉等の生活利便施設の誘導と、公共交通が連携したコンパクトな都市構造の形成が求められている。
- ◆まちなかウォークアブル推進事業の創設
車中心から人中心の空間へと転換を図るため、道路・公園・広場の整備や利活用、滞在環境向上の取り組みを重点的に支援し、“居心地が良く歩きたくなる”まちなかへの転換が広がっている。
- ◆デジタル化の進展
デジタル化の進展により、都市をデータで捉えて管理するスマートシティの流れが強まっている。
- ◆グリーンインフラ
社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりが展開されている。
- ◆老朽化するインフラと公共施設
高度成長期以降に整備された公共施設・道路等、建設後 50 年以上経過して老朽化したインフラ施設の割合が加速度的に高くなっている。
- ◆激甚化する自然災害
地震や豪雨被害の拡大を受け、防災・減災の備えを強化し、安全安心なまちづくりの推進が急務となっている。
- ◆持続可能な開発目標 (SDGs)
2015 年の国連サミットで採択された国際社会共通の目標。「誰一人取り残さない」を理念に掲げられている。

第 1 章 本市の現状と課題

4. 計画の構成

本計画は、「現状と課題」、「全体構想」、「地区別構想」、「計画の実現に向けて」の全4章で構成しています。

序章 はじめに

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 都市計画マスタープランとは | 2. 計画の位置づけ |
| 3. 計画改定の背景 | 4. 計画の構成 |
| 5. 計画期間（目標年次） | 6. 計画区域 |

第1章 現状と課題

1. 市の概況 (1)位置・地勢 (2)成り立ち (3)人口動態等 (4)産業
2. 市の現況 (1)土地利用 (2)都市施設等 (3)市街地整備 (4)関連分野
3. 市民アンケート
4. 前計画の評価
5. まとめ

第2章 全体構想

1. 都市づくりの理念・目標
2. 将来の市街地規模の考え方
3. 将来都市構造
4. 都市整備の方針
(1)土地利用 (2)都市施設等
(3)市街地整備 (4)関連分野

将来都市像

もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち
～しあわせ実感 かかみがはら～

都市づくりの
理念

- 理念1 交通軸からつながる生活圏で暮らせる都市
- 理念2 にぎわいと活力を持続発展する都市
- 理念3 まちと自然が調和した都市
- 理念4 安全安心な都市
- 理念5 歴史・文化を継承・活用する都市
- 理念6 多様な主体が参加・協働する都市

第3章 地区別構想

1. 地区別構想の考え方
2. 主要エリアの土地利用方針
3. 地区別構想（那加地区・稲羽地区・蘇原地区・鵜沼地区・川島地区）

第4章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進方針
2. 計画の推進スケジュール

5. 計画期間（目標年次）

目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後である2035年とします。

2026年(令和8年)～2035年(令和17年)

6. 計画区域

計画区域は都市計画区域である各務原市全域とします。

各務原市全域

第1章 現状と課題

1. 市の概況

本市の位置や成り立ち、人口動態、産業等、都市づくりの前提となる概況を整理します。

(1) 位置・地勢

本市は、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置しています。岐阜市中心市街地へ8km、名古屋市へ30km圏内に位置し、名古屋市まで東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジを介して30分とアクセスに優れています。

また、市域中央を東西にJR高山本線や名鉄各務原線、国道21号が、南北に（主）江南関線が通り、基幹交通網を形成しています。

本市の大きさは、東西約15km、南北約10km、面積は87.81km²と東西にやや長い地形となっています。市北部には標高約300mの山地が広がり、南部には木曾川が東西に流れています。市中心部は、標高30メートルから60メートルの各務原台地や標高7メートルから20メートルの台地周辺平野が多くを占めています。



図1-1 各務原市の位置

(2) 成り立ち

本市は、木曾川を横断する交通の要衝として古くから人々が集まり、東山道や中山道といった街道沿いに宿場が置かれ、幕末の頃には各務原台地が大砲場として利用されていました。大正時代以降は各務原飛行場、鉄道の整備、岐阜高等農林学校の開校と発展していきました。また、飛行場に関連する工場が進出し、それに伴い従業員の社宅が多く建設され、人口が急激に増加しています。昭和40年以降には、名古屋市等への通勤に適した立地条件により、さらに人口が増加し、それらに対応した基盤整備等を進め、現在の市街地の基礎を形成するに至っています。

本市の都市計画は、合併する以前の昭和14年に那加村、鶉沼村、蘇原村の各村全域が都市計画区域に指定されたのが始まりです。その後、昭和38年に那加町・稲羽町・鶉沼町・蘇原町が合併し、各務原市が誕生した後、同年7月には、旧那加町・旧鶉沼町（旧各務村を除く）・旧蘇原町が、昭和39年に旧稲羽町を含む旧各務原市の行政区域全域が都市計画区域に指定され、区域区分、用途地域、都市計画道路等について随時、決定や見直しを行ってきました。

平成16年11月1日には、旧川島町と合併しましたが、旧各務原市は各務原都市計画区域、旧川島町は広域都市計画区域である岐阜都市計画区域（岐阜市、瑞穂市、本巣市、（旧川島町）、岐南町、笠松町、北方町）の一部となっており、市として、2つの都市計画区域に存している状況となっていました。その後、平成21年1月30日に都市計画区域の再編により、各務原都市計画区域として1つの都市計画区域に変更しています。その際、川島地区の市街化区域は、その全てを各務原都市計画区域の市街化区域として計画決定しています。

市街化区域は、昭和46年の当初線引き時点で約1,504haとなっていたのですが、急激な都市化が進展した高度経済成長期に急増する人口に対応して市街地を計画的に拡大・整備していき、令和7年現在、市全域の約33%にあたる約2,917.5haが市街化区域となっています。

人口は平成22年以降、減少傾向に転じており、今後も人口減少が見込まれる中、選択と集中、重点化の視点から、つくったもの、いまあるものを「活かす」ことにより、都市としての質的な向上を目指すことが引き続き求められています。

(3) 人口動態等

※◎本市の強み ●本市の弱み

人口・世帯数の指数

- 本市の人口は、一貫して増加してきましたが、平成 22 (2010) 年をピークに減少に転じています。
- 年齢 3 区分別人口割合は、15 歳未満の年少人口、15 歳～64 歳の生産年齢人口は減少傾向、65 歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 将来推計人口によると、今後も人口減少・少子高齢化が進んでいく見通しとなっています。
- 世帯数は増加傾向にある一方、世帯当たりの人数は減少傾向にあります。

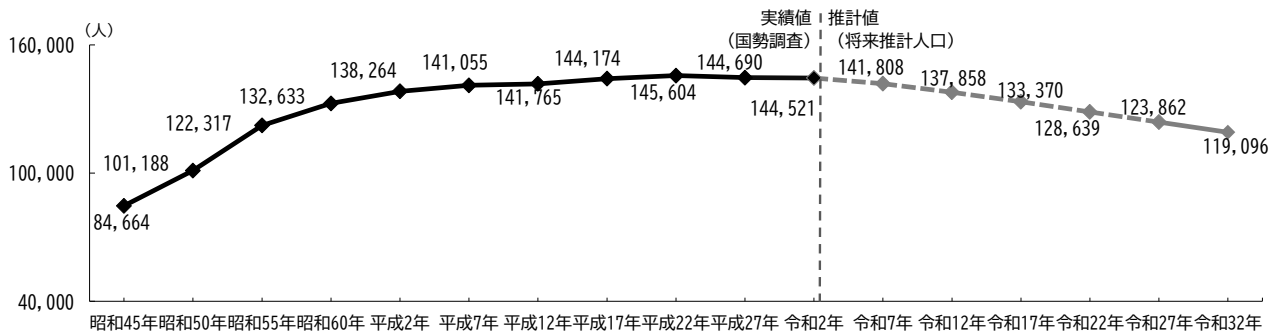


図 1-2 人口の推移と将来推計人口

資料：各務原市都市計画基礎調査

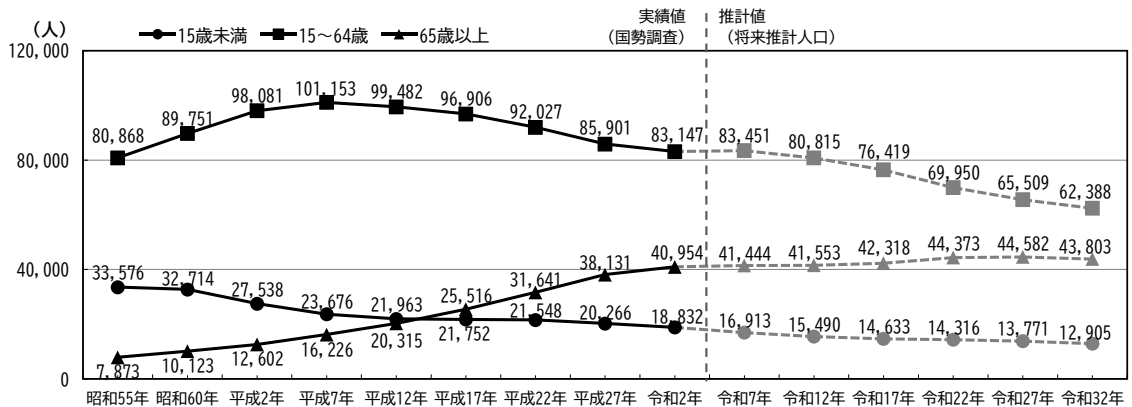


図 1-3 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計人口

資料：各務原市都市計画基礎調査

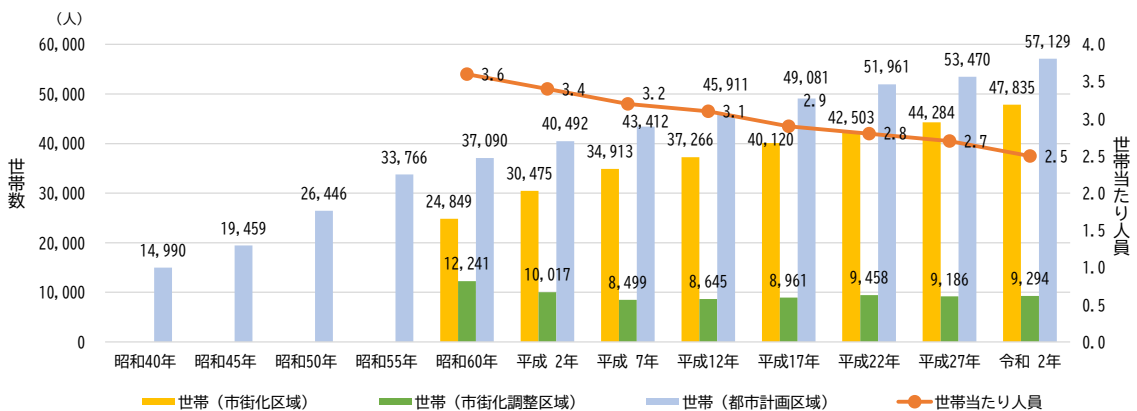


図 1-4 世帯数の推移

資料：各務原市都市計画基礎調査

区域別人口推移

- ◎人口増減を市街化区域、市街化調整区域ごとに見ると市全体では人口減少が進行していますが、市街化区域の人口は緩やかに増加し、集約型のまちづくりが進みつつあります。
- 一方で、市街化調整区域の人口減少は、顕著となっています。

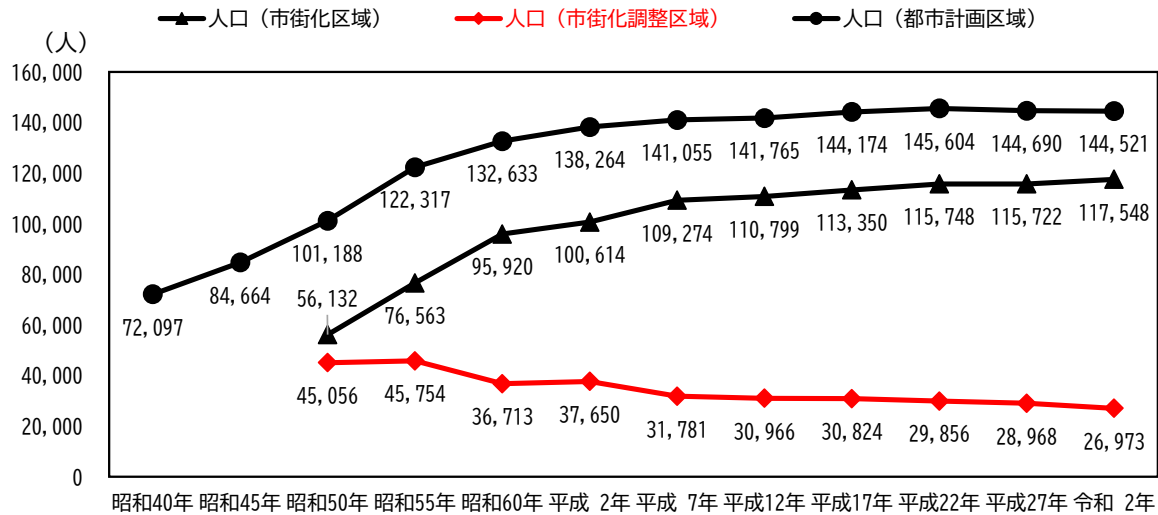


図1-5 人口の推移

資料：各務原市都市計画基礎調査

人口増減

- ◎那加地区の地区計画区域、鶯沼地区の鉄道駅周辺及び新たに土地区画整理事業を行った桜木町等で人口が増加しています。
- 郊外の大規模住宅団地等では、人口が減少しています。

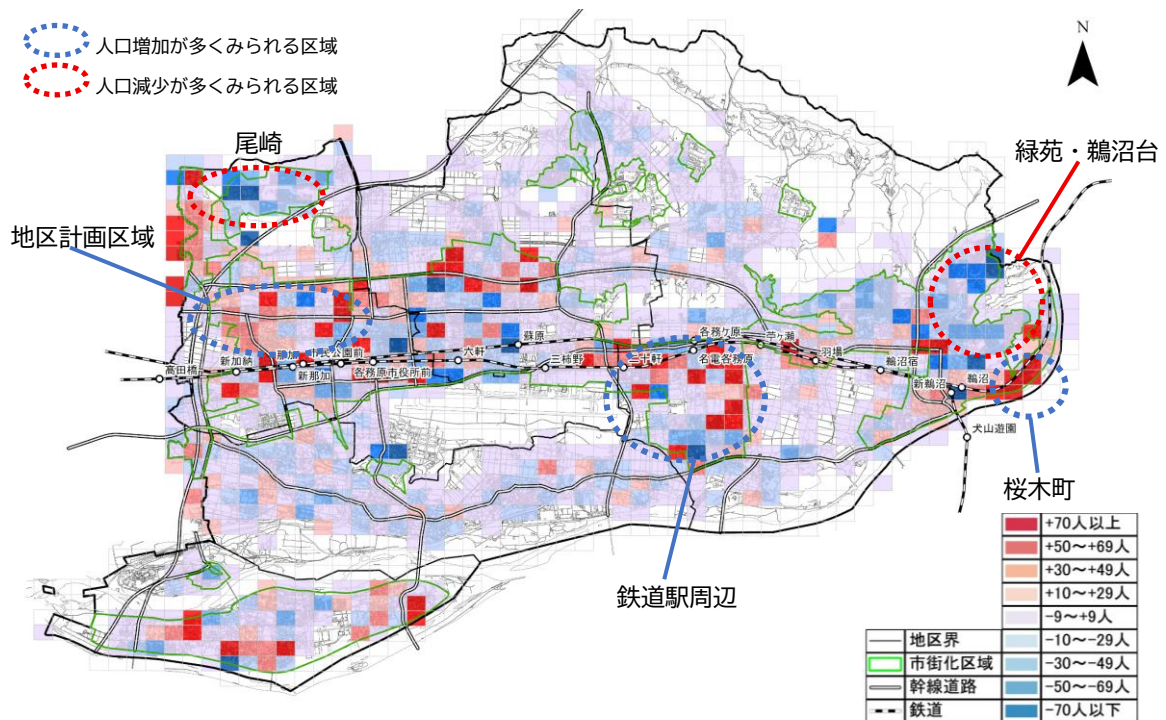


図1-6 人口増減 (平成27年-令和2年)

資料：各務原市都市計画基礎調査

可住地人口密度

◎市街化区域の内、那加、蘇原地域の鉄道沿線、鵜沼駅周辺及び郊外の大規模住宅団地を中心に人口が集積しています。また、市街化調整区域においても一定の人口が集積している既存集落が存在しています。

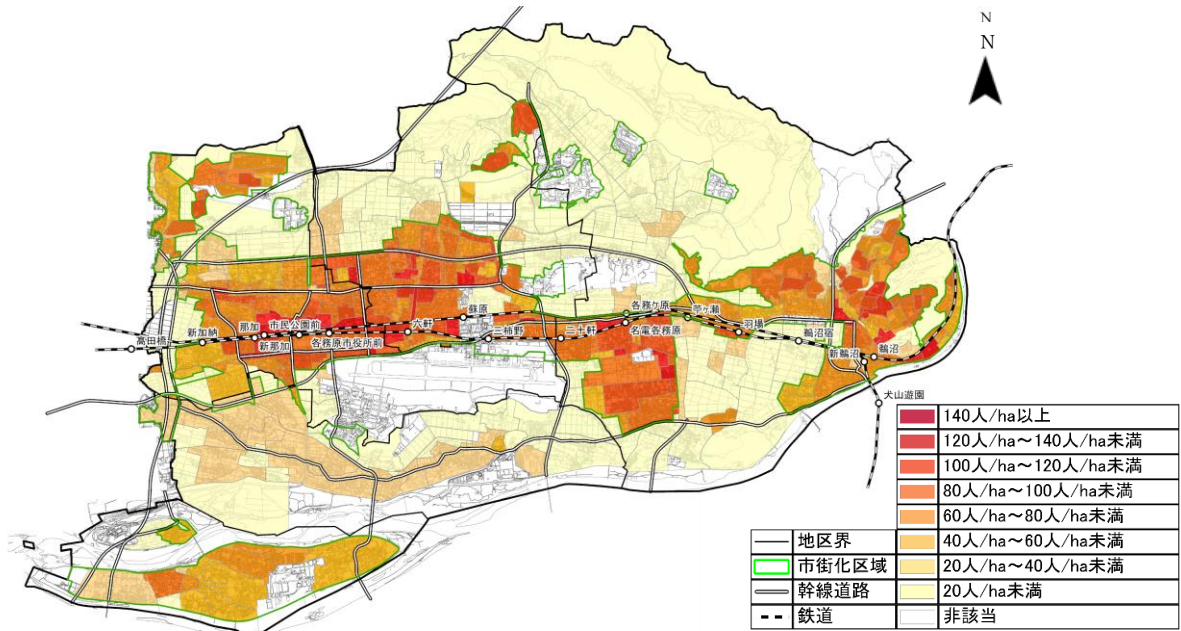


図1-7 可住地人口密度（令和2年）

資料：各務原市都市計画基礎調査

高齢化率の分布状況

●郊外の大規模住宅団地において、高齢化率が高い傾向が見られ、今後空き家が多く発生することが懸念されます。

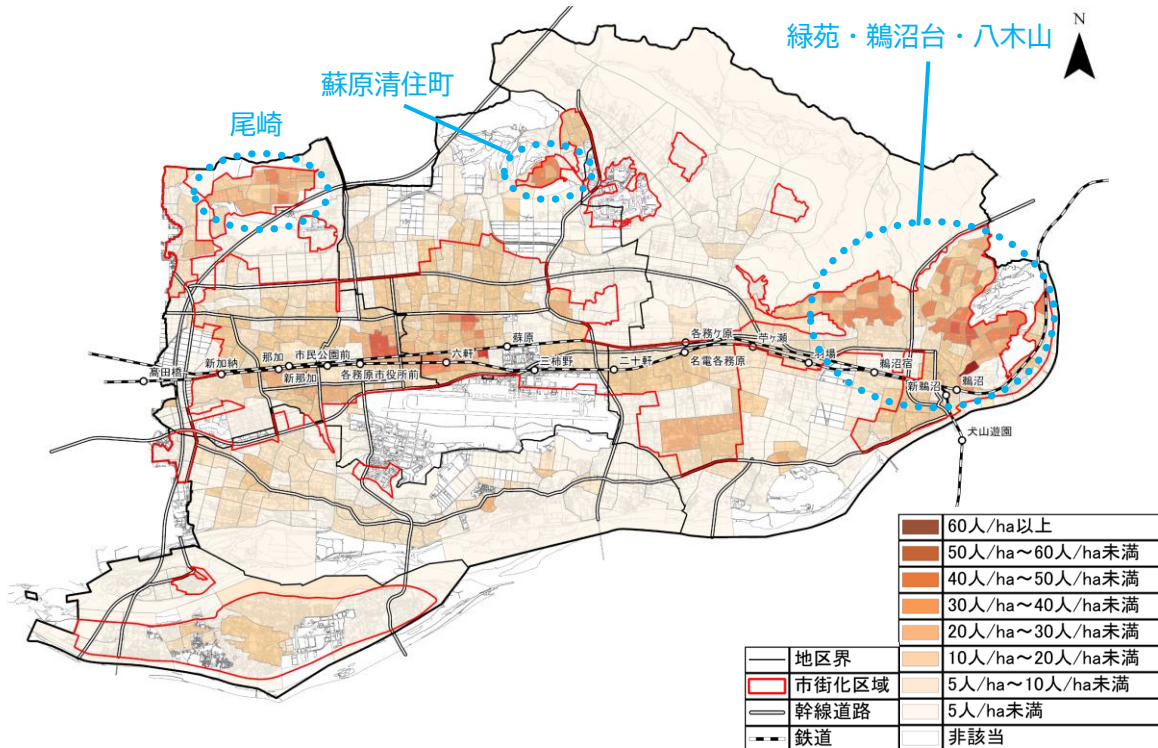


図1-8 老年人口（65歳以上）密度（令和2年）

資料：各務原市都市計画基礎調査

移動動態

◎通勤・通学ともに岐阜市への移動が最も多くなっています。通勤においては、名古屋市、犬山市、一宮市等、愛知県との結びつきも強くなっています。

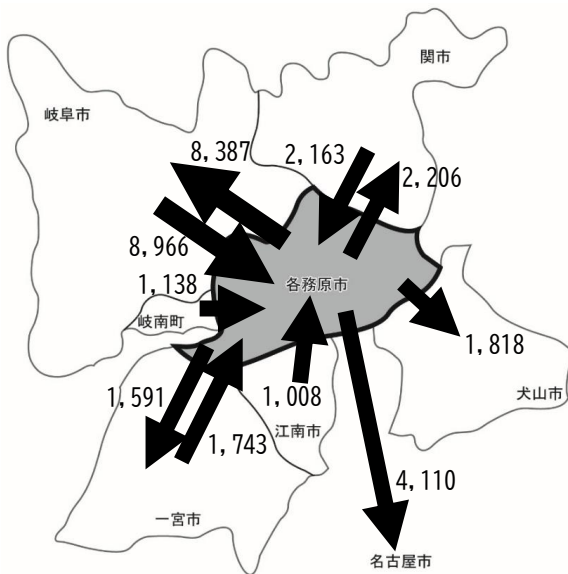


図1-9 通勤の状況 (令和2年)

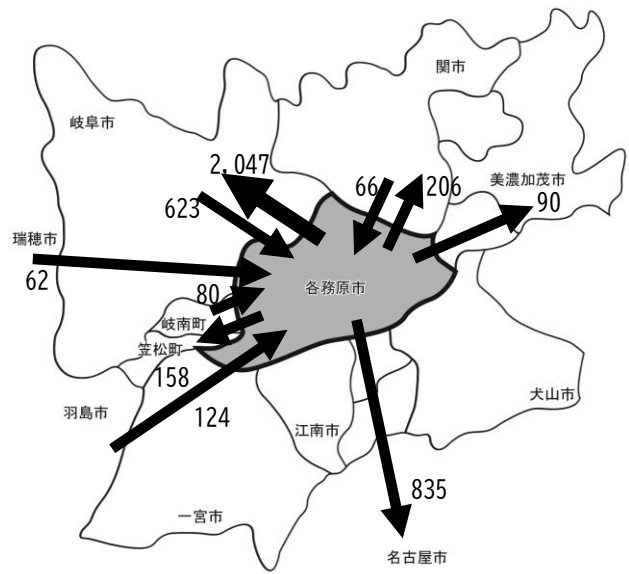
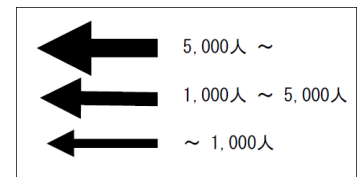


図1-10 通学の状況 (令和2年)



※流入・流出それぞれにおける上位5市町のみ抜粋

資料：各務原市都市計画基礎調査

昼夜間人口比率

◎昼夜間人口比率を見ると100%に満たないことからベッドタウンとしての一面がありますが、平成7年以降昼夜間人口比率は上昇し続けています。

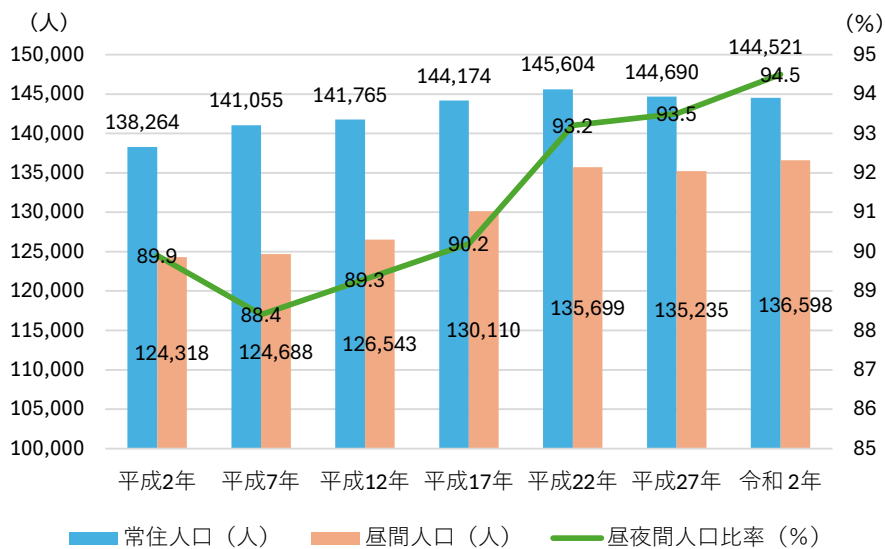


図1-11 昼夜間人口比率の推移

資料：各務原市都市計画基礎調査

※平成2年～令和2年の常住人口、昼間人口は「国勢調査」による。

※昼夜間人口比率 = (昼間人口 ÷ 常住人口) × 100

(4) 産業

※◎本市の強み ●本市の弱み

製造品出荷額等（工業）

◎航空機産業をはじめとする製造業が集積し、製造品出荷額等が22年連続県内1位となっており、「ものづくりのまち」としての地位を築いています。

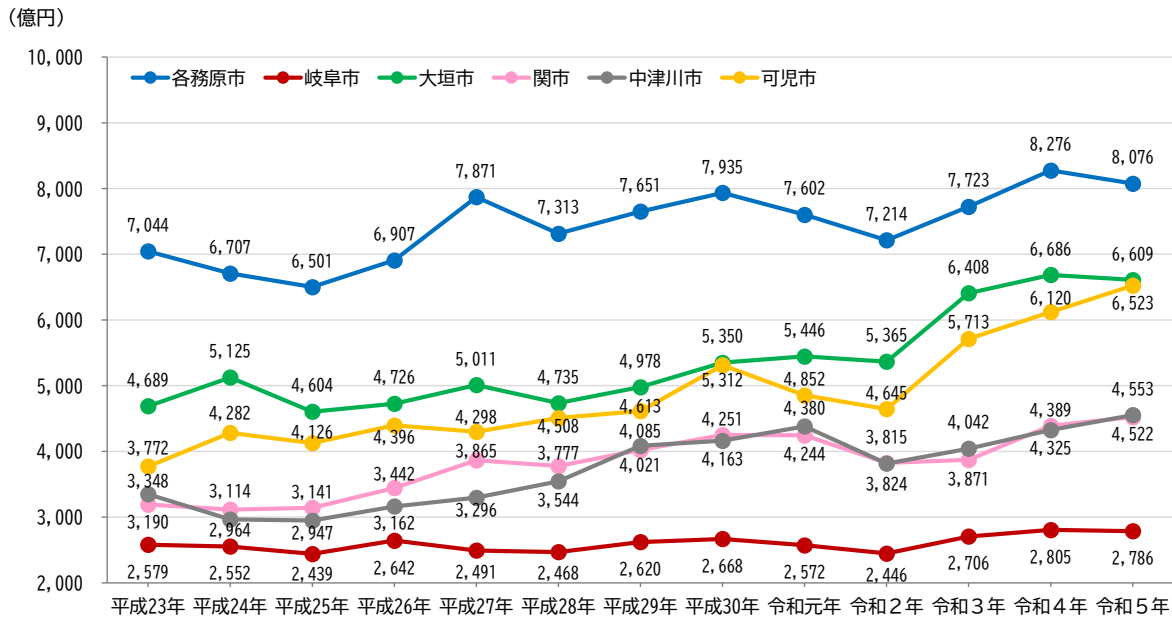


図1-12 製造品出荷額等の推移

資料：経済産業省「工業統計調査」
総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

区分別の製造品出荷額等（工業）

◎製造品出荷額等の内訳を見ると、「輸送用機械器具製造業」が最も高く、令和5年は全体の52.1%を占めています。

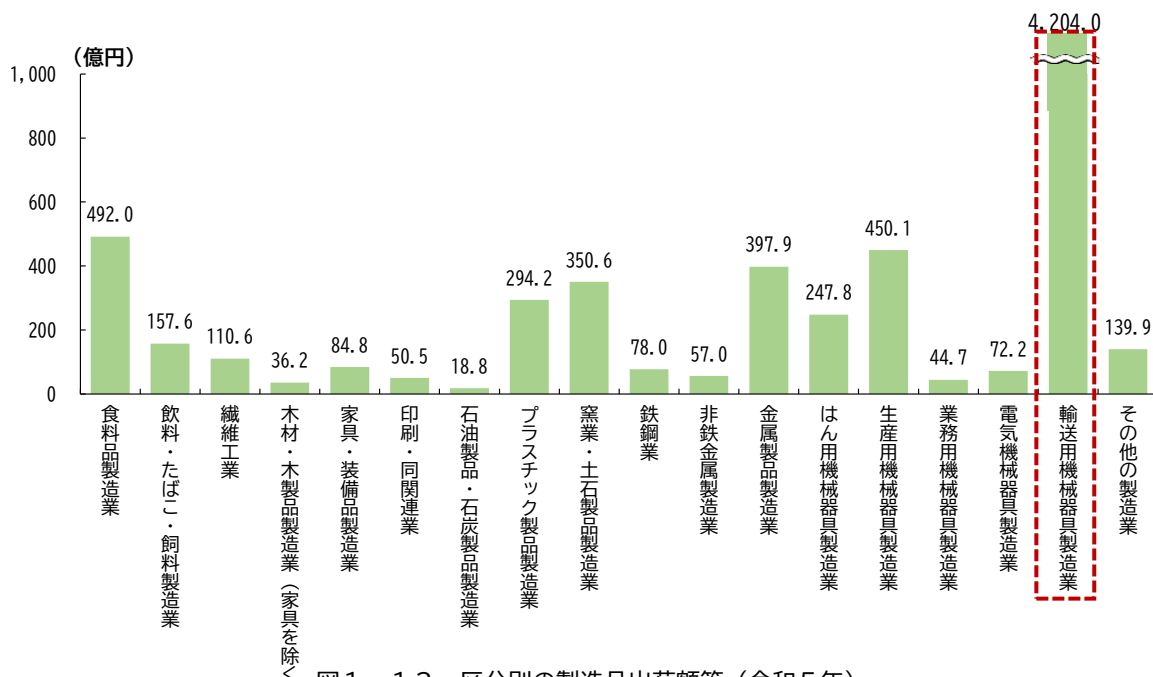


図1-13 区分別の製造品出荷額等（令和5年）

資料：経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

小売吸引力指数（商業）

◎小売吸引力指数が1.13で、近隣市町や県内の人口規模の大きい自治体よりも高い数値となっており、魅力ある商業の集積が図られているといえます。

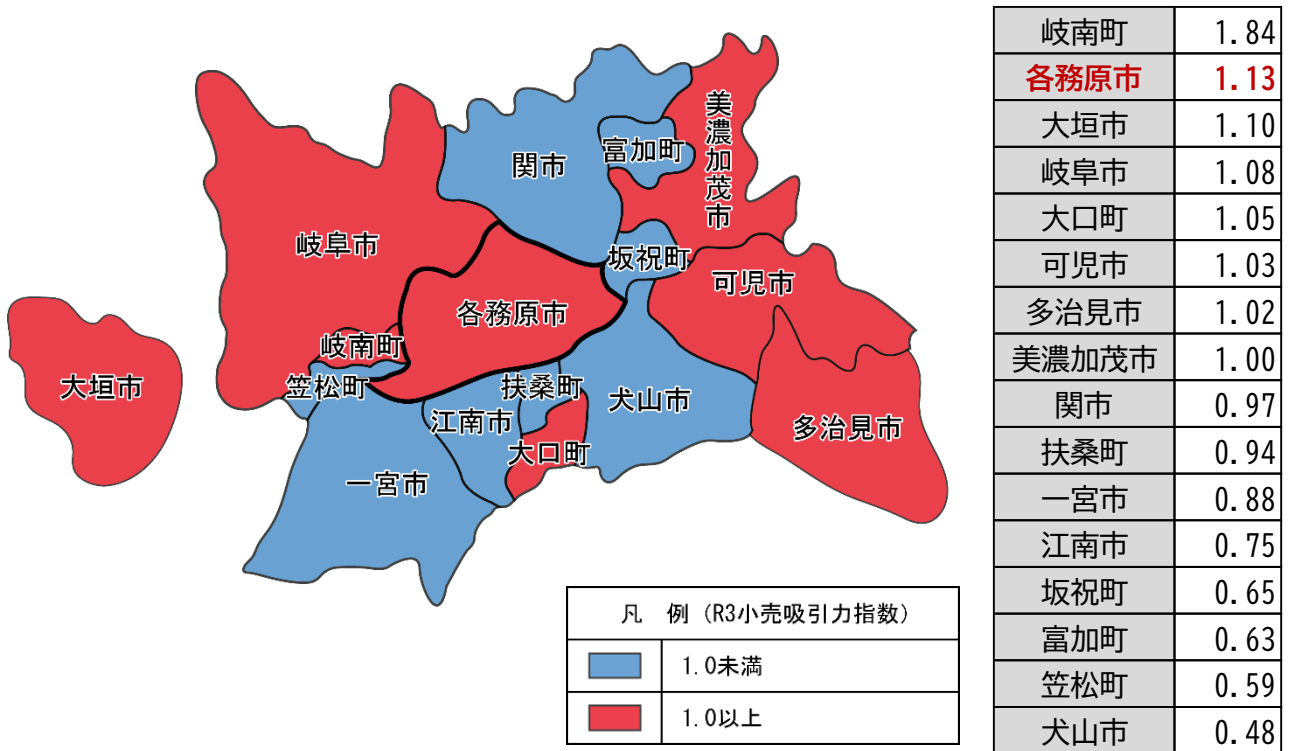


図1-14 小売吸引力指数の比較（令和3年）

資料：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

農業産出額（農業）

● 農業産出額は、平成 27 年から令和 2 年にかけては微増しているものの、平成 2 年と令和 2 年と比較すると半分以下となっています。

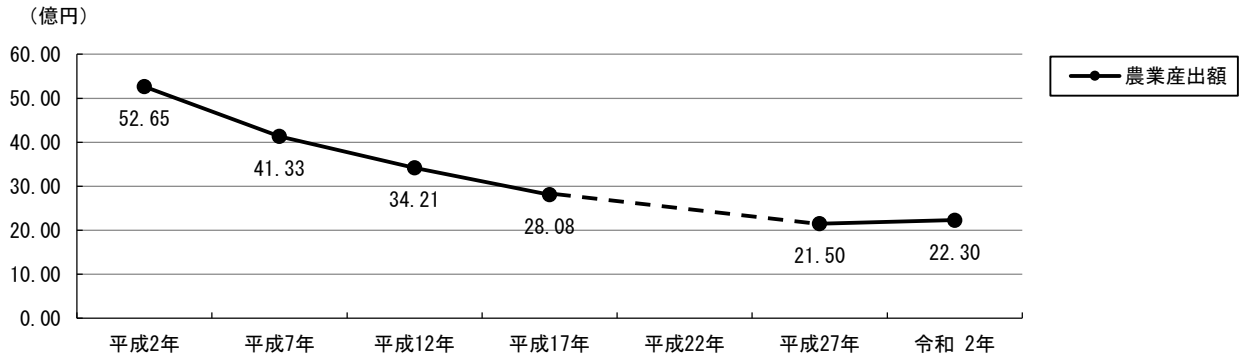


図1-15 農業産出額の推移

資料：各務原市都市計画基礎調査

経営耕地規模（農業）

◎ 経営耕地規模の推移を見ると、全体的に農家が減少していますが、2.0ha以上の農家が微増しており、農地の集約化が進んでいます。

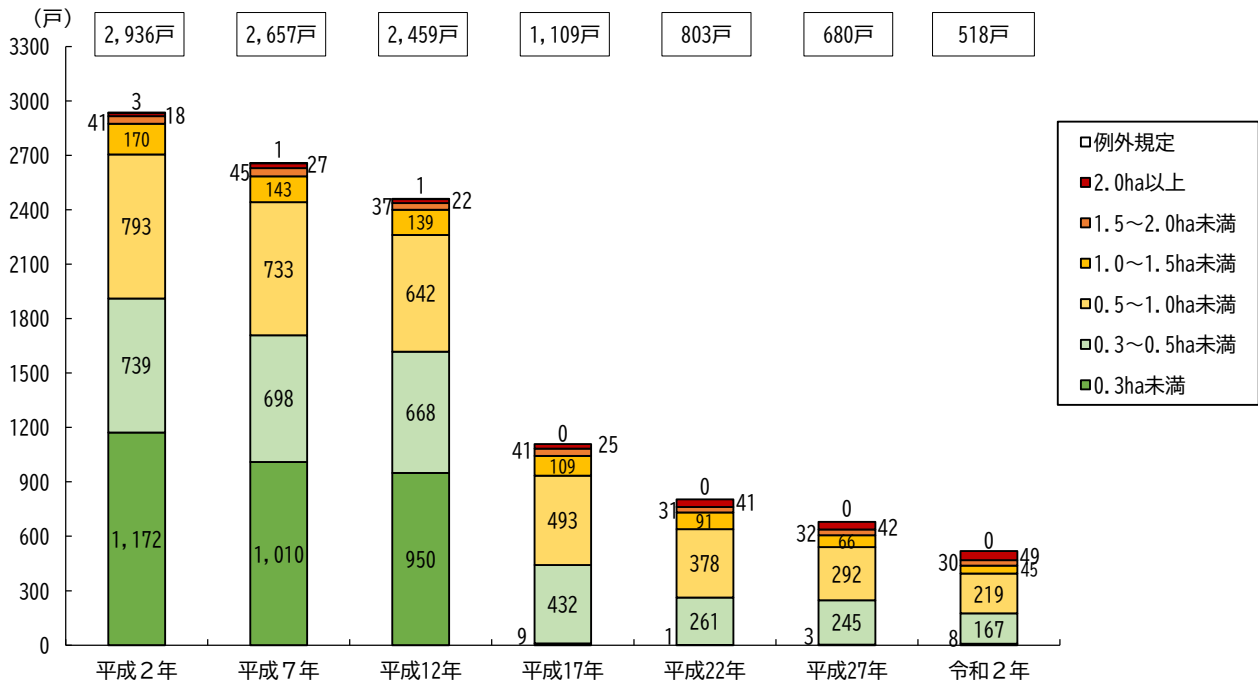


図1-16 経営耕地規模の推移

資料：各務原市都市計画基礎調査

2. 市の現況

都市計画基礎調査等に基づき、本市を取り巻く4つの分野（土地利用、都市施設等、市街地整備、関連分野）について、現況を整理します。

(1) 土地利用

※◎本市の強み ●本市の弱み

市街化区域指定の変遷状況

◎市中心部を東西に貫く鉄道、国道沿いに市街化区域を指定し、交通の利便性を活かした市街地の形成を行ってきました。高度経済成長期以降には、急激な人口増加に対応し、郊外に向けて段階的に市街化区域を拡大しましたが、平成22年以降は住居系の市街化編入は行っていません。

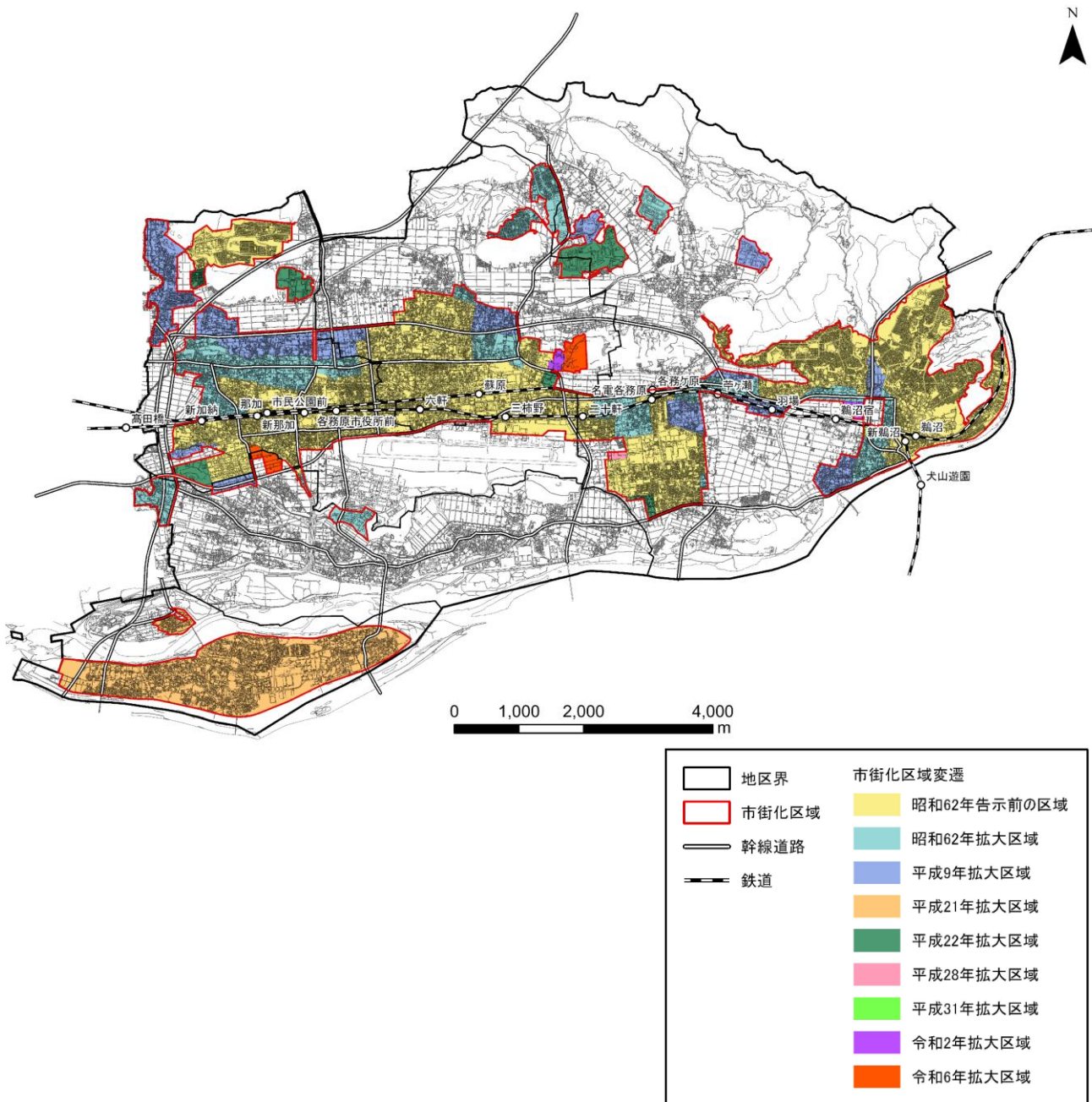


図1-17 市街化区域指定の変遷

資料：各務原市都市計画基礎調査

土地利用状況

◎土地利用は、住宅・商業・工業等の都市的土地利用が 4,686ha で市域の 53.4%を占めており、農地・山林・水面等の自然的土地利用は 4,095ha で市域の 46.6%となっています。市街化区域の都市的土地利用の割合は 86.6%であり、概ね市街化されています。

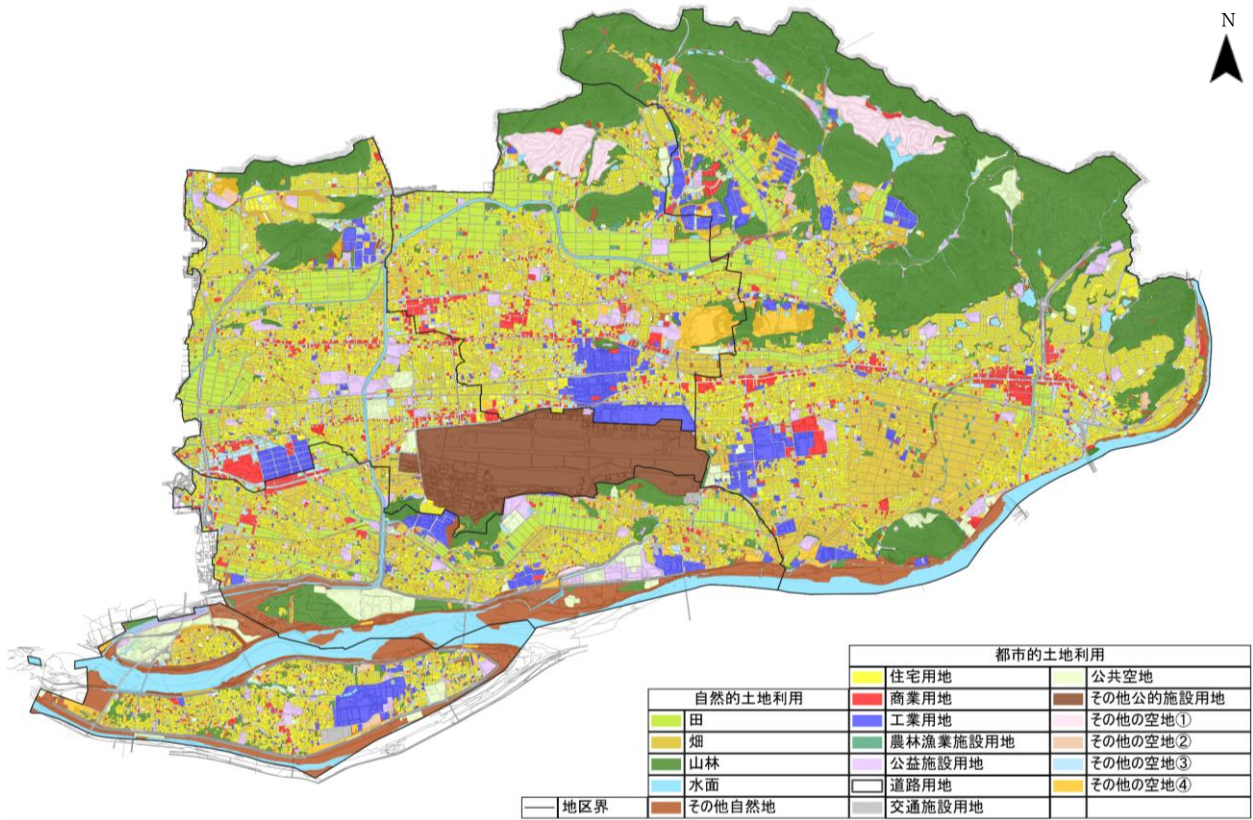


図1-18 土地利用状況（令和4年度）

資料：各務原市都市計画基礎調査

表1-1 土地利用の内訳

土地利用		区域区分	市街化区域		市街化調整区域		合計	
自然的 土地利用	田	(ha)	23.1	(0.8%)	613.2	(10.4%)	636.3	(7.2%)
	畑	(ha)	168.4	(5.8%)	612.2	(10.4%)	780.6	(8.9%)
	山林	(ha)	121.4	(4.2%)	1,618.2	(27.5%)	1,739.6	(19.8%)
	水面	(ha)	36.1	(1.2%)	452.2	(7.7%)	488.3	(5.6%)
	その他自然地	(ha)	36.8	(1.3%)	413.4	(7.0%)	450.2	(5.1%)
	自然的土地利用 計	(ha)	385.8	(13.4%)	3,709.2	(62.9%)	4,095.0	(46.6%)
都市的 土地利用	住宅用地	(ha)	1,054.0	(36.5%)	427.1	(7.2%)	1,481.1	(16.9%)
	商業用地	(ha)	191.8	(6.6%)	60.4	(1.0%)	252.2	(2.9%)
	工業用地	(ha)	293.4	(10.2%)	97.6	(1.7%)	391.0	(4.5%)
	農林漁業施設用地	(ha)	2.2	(0.1%)	23.0	(0.4%)	25.2	(0.3%)
	公益施設用地	(ha)	155.0	(5.4%)	113.3	(1.9%)	268.3	(3.1%)
	道路用地	(ha)	474.3	(16.4%)	499.4	(8.5%)	973.7	(11.1%)
	交通施設用地	(ha)	62.6	(2.2%)	31.8	(0.5%)	94.4	(1.1%)
	公共空地	(ha)	71.9	(2.5%)	153.5	(2.6%)	225.4	(2.6%)
	その他公的施設用地	(ha)	0.1	(0.0%)	375.4	(6.4%)	375.5	(4.3%)
	その他の空地①	(ha)	0.0	(0.0%)	122.5	(2.1%)	122.5	(1.4%)
	その他の空地②	(ha)	11.0	(0.4%)	24.5	(0.4%)	35.5	(0.4%)
	その他の空地③	(ha)	85.6	(3.0%)	54.0	(0.9%)	139.6	(1.6%)
	その他の空地④	(ha)	100.7	(3.5%)	200.9	(3.4%)	301.6	(3.4%)
	都市的土地利用 計	(ha)	2,502.6	(86.6%)	2,183.4	(37.1%)	4,686.0	(53.4%)
合計	(ha)	2,888.4	(100.0%)	5,892.6	(100.0%)	8,781.0	(100.0%)	
可住地	(ha)	1,559.1	(54.0%)	3,649.8	(61.9%)	5,208.9	(59.3%)	
非可住地	(ha)	1,329.3	(46.0%)	2,242.8	(38.1%)	3,572.1	(40.7%)	

※ () 内は合計面積に対する割合

資料：各務原市都市計画基礎調査

低未利用地の分布状況

- 低未利用地のうち、那加駅・新那加駅や新鵜沼駅等の鉄道駅周辺では、平面駐車場が多くを占めています。
- 郊外の大規模住宅団地周辺に山林が見られるほか、那加地区の市街化区域縁辺部には、農地（田・畑）が見られます。

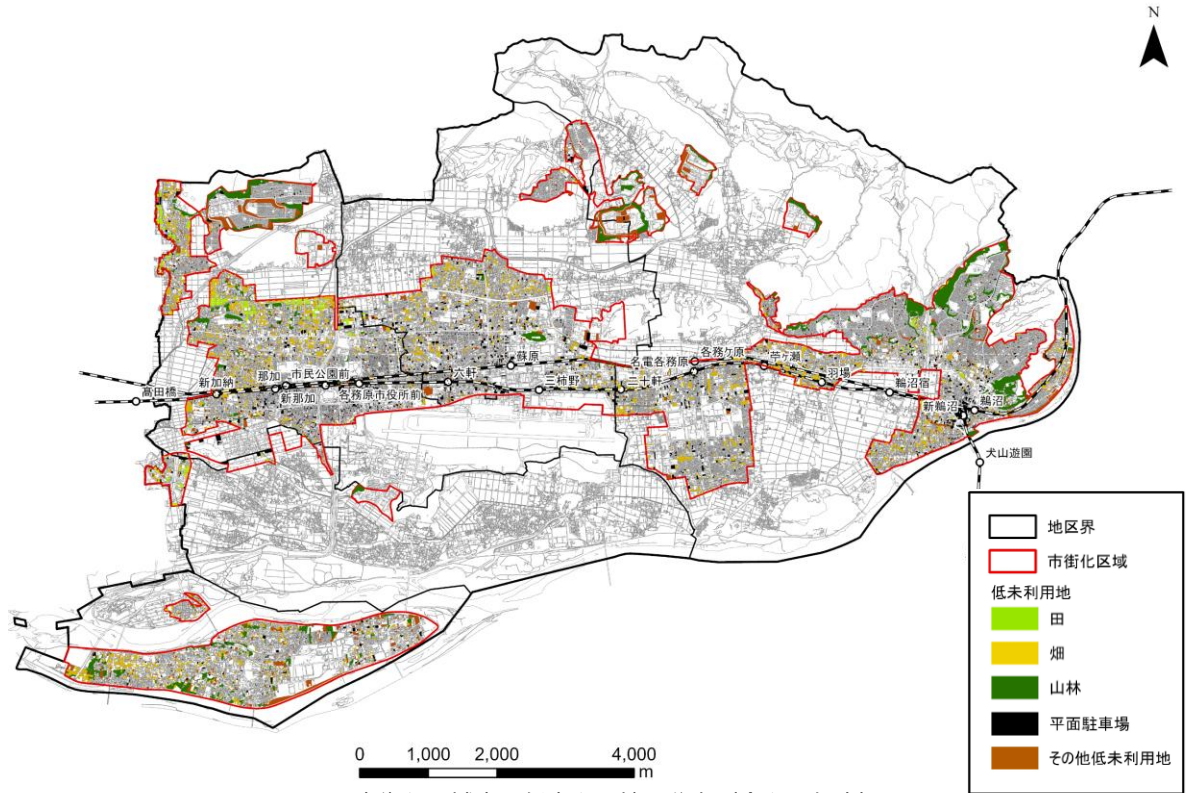


図1-19 市街化区域内の低未利用地の分布（令和4年度）

資料：各務原市都市計画基礎調査

- 工業地域及び工業専用地域内の低未利用地には、計画的に配置した緑地等が含まれており、まとまりのある一団の低未利用地はありません。

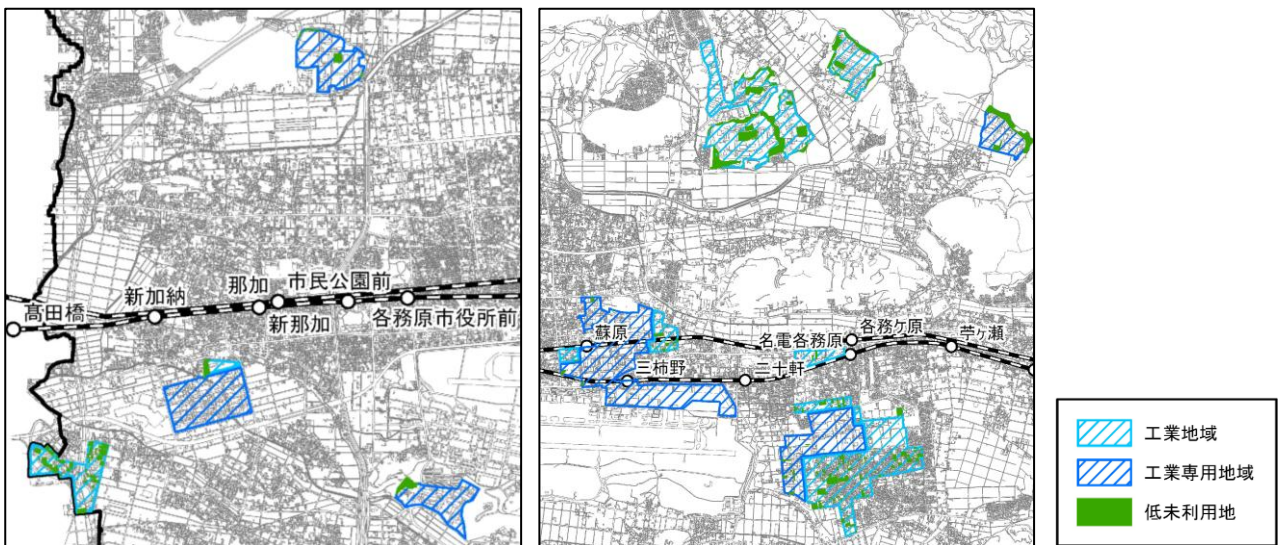
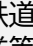


図1-20 工業系用途地域内の低未利用地の分布（令和4年度）

資料：各務原市都市計画基礎調査

宅地開発状況

●鉄道駅周辺（）では、市街化調整区域でありながら、生活利便性が高いため、住宅のほか商業等の開発が行われ、宅地化が進行しています。

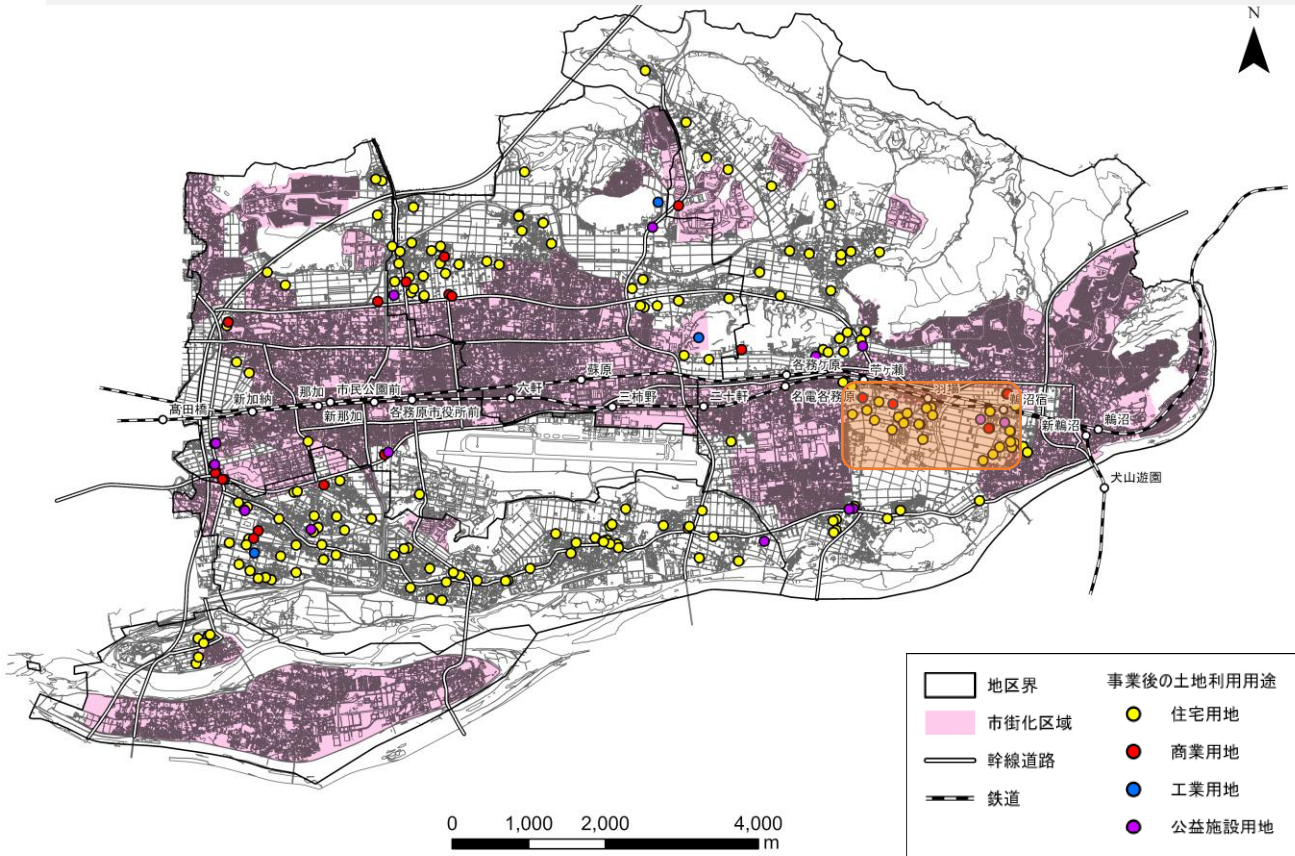


図1-21 宅地開発状況 (平成29年～令和3年度)

資料：各務原市都市計画基礎調査

空き家の推移

◎空き家数、空き家率ともに増加傾向でしたが、平成30年～令和5年にかけては、減少に転じています。

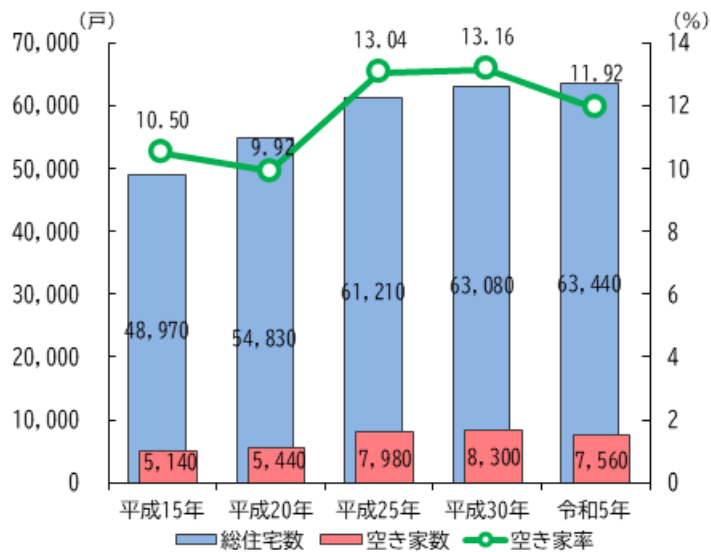


図1-22 総住宅数と空き家数の推移

資料：各務原市資料

(2) 都市施設等

(i) 道路

※○本市の強み ●本市の弱み

渋滞発生状況

- 国道 21 号では、那加緑町 4 丁目交差点、金属団地前～三井町交差点、三ツ池町～各務原町交差点において渋滞が発生しています。
- その他、市街化区域内では（主）春日井各務原線の鷺沼東町～犬山橋北交差点、那加地区の不動丘交差点で渋滞が発生しています。
- 市街化調整区域では、（主）江南関線と（主）芋島鷺沼線が交差する前渡東町 7 丁目交差点で渋滞が発生しています。

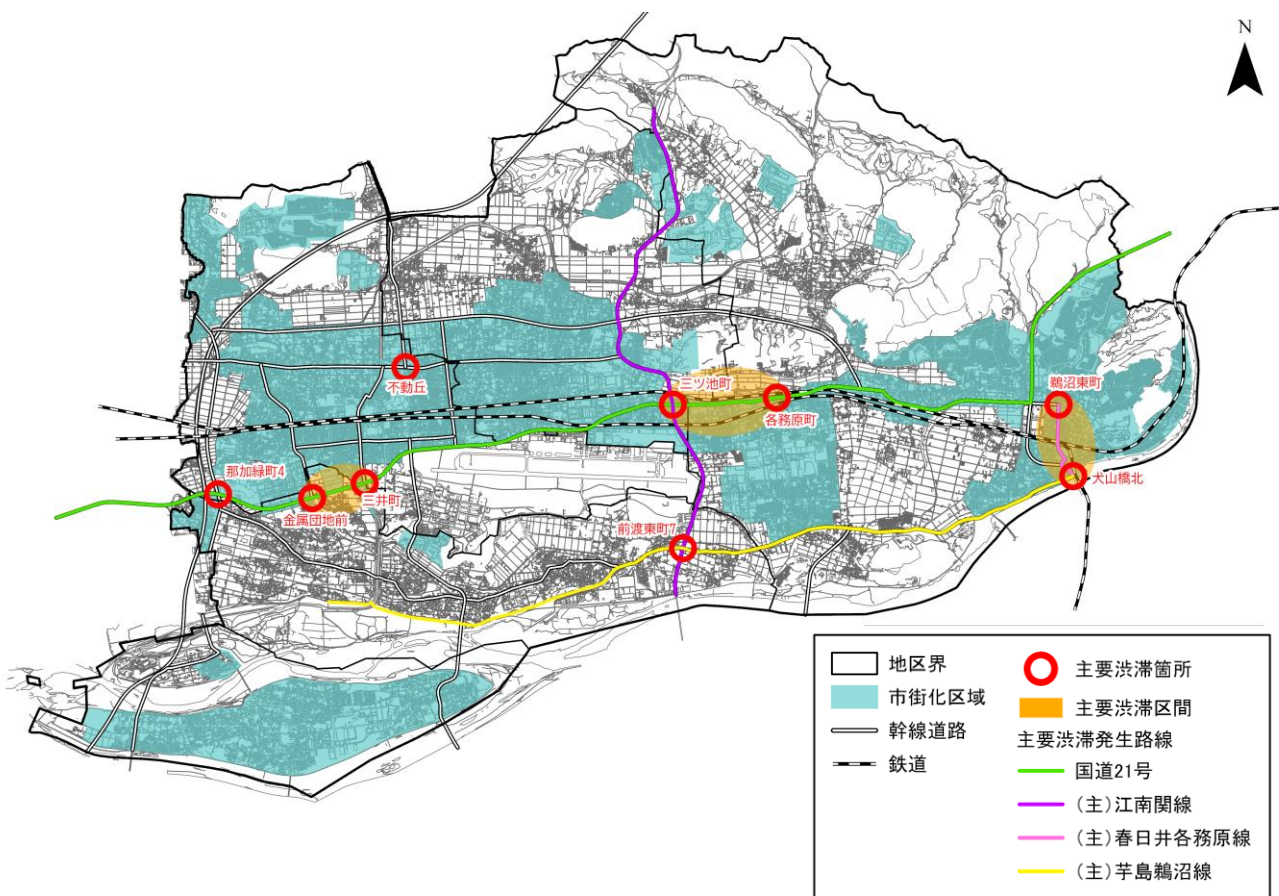


図1-23 主要渋滞発生状況（ピーク時）

資料：各務原市都市計画基礎調査

都市計画道路の整備状況

- ◎都市計画道路の整備率は、約 73.1%（令和6年4月時点）となっており、未整備区間の大部分が地域間をアクセスする幹線道路となっています。
- ◎愛知県とを結ぶ新たな道路ネットワークとなる（仮称）新愛岐大橋の建設が進む各務原扶桑線、渋滞緩和や沿線のにぎわい創出等の効果が期待される岐阜鷯沼線や犬山東町線バイパス、日野岩地大野線では、一部区間が事業化され、整備が進んでいます。

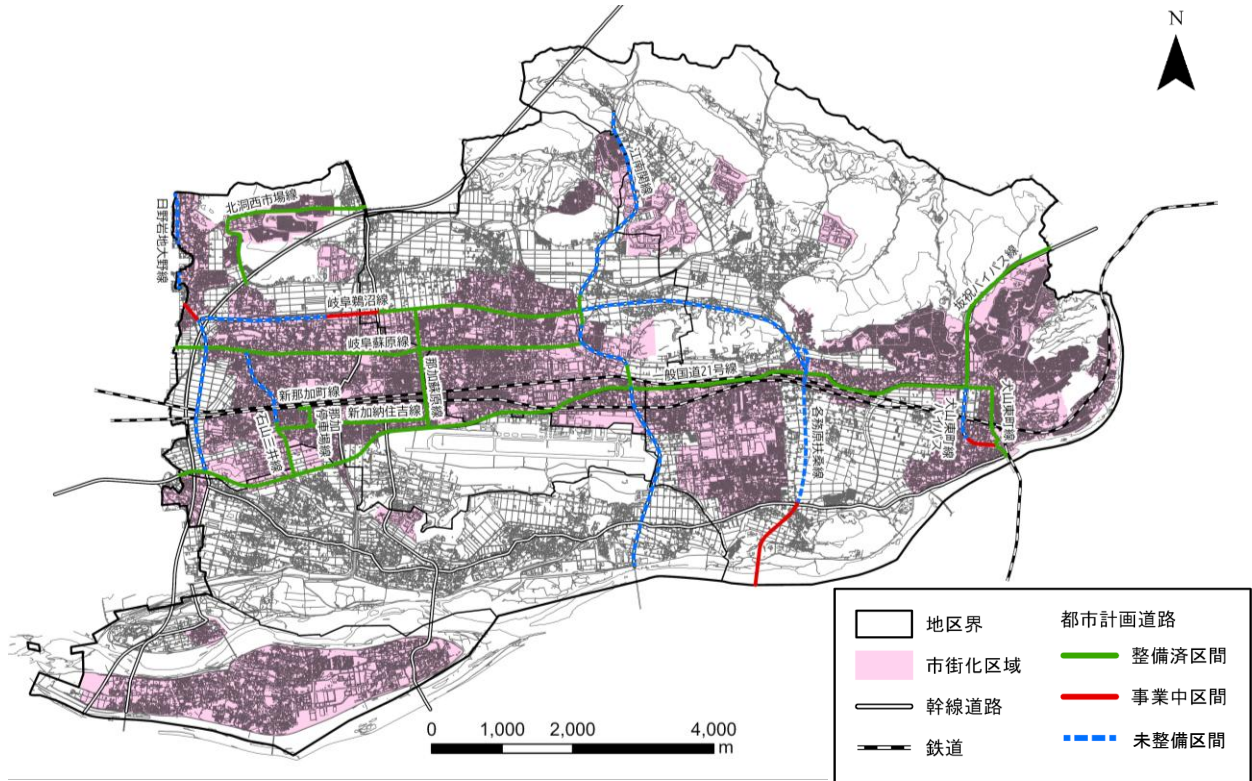


図1-24 都市計画道路の整備状況

資料：各務原市資料

表1-2 都市計画道路一覧

区分	規模	番号	名称 路線名	標準 幅員 (m)	車線 (本)	延長(m) A	出来高(m)		進捗率(%)	
							概成済 B	改良済 C	C/A	(B+C)/A
3	3	1	一般国道21号線	22	-	11,980	5,920	6,060	50.6	100
3	3	2	岐阜鷯沼線	25	4	9,120	-	2,960	32.5	32.5
3	4	3	岐阜蘇原線	16	-	5,980	-	5,980	100	100
3	4	4	江南関線	16	-	7,360	7,170	190	2.6	100
3	4	6	那加蘇原線	16	-	1,620	-	1,620	100	100
3	5	9	石山三井線	12	2	1,920	670	790	41.1	76.0
3	5	10	犬山東町線	12	2	840	-	840	100	100
3	5	12	北洞西市場線	15	-	3,010	-	3,010	100	100
3	3	13	日野岩地大野線	25	-	3,430	-	-	-	-
3	3	14	坂祝バイパス線	25	-	2,540	2,540	-	-	100
3	4	15	那加停車場線	16	-	240	-	240	100	100
3	5	16	新那加町線	12	2	140	-	140	100	100
3	5	17	新加納住吉線	11-15	2	2,100	-	2,100	100	100
3	3	18	犬山東町線バイパス	25	-	1,360	-	240	18	18
3	4	19	各務原扶桑線	17	2	3,700	-	-	-	-
合計						55,340	16,300	24,170	43.7	73.1

※概成済：都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員）を有する区間

資料：各務原市資料

(ii) 公共交通

※◎本市の強み ●本市の弱み

地域公共交通の運行状況

◎鉄道を軸に、民間路線バスやふれあいバス、デマンド型交通「チョイソコかかみがはら」「チョイソコかわしま」が生活路線として運行しています。

表1-3 地域公共交通の種別及び概要

種別	概要
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・JR高山本線及び名鉄各務原線・犬山線が市中央を東西に横断 ・JR、名鉄合わせて16の鉄道駅が存在し、公共交通の軸として機能
民間路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・市域を跨いで運行する尾崎団地線、快速イオンモール各務原線、一宮・川島線、木曾川線が鉄道から距離のある地域を運行 ・市内の住宅団地や商業施設、鉄道駅等を繋ぐ、イオンモール各務原線、緑苑八木山線が運行 ・高速岐阜八幡線等の高速バスが運行
ふれあいバス	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに路線を設定し、鉄道や民間路線バスを補完する生活路線として運行 (鶉沼線、那加線、稲羽西線、稲羽東線、川島線、蘇原線、東西線、東西線朝夕便、テクノライナーの9路線)
チョイソコかかみがはら・チョイソコかわしま	<ul style="list-style-type: none"> ・鶉沼、川島、稲羽地区の一部で、AIを活用したデマンド型交通を運行
乗用タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、タクシー事業者5社の営業所があり、個人単位を輸送 ・鉄道やバスの運行していない時間帯をカバー

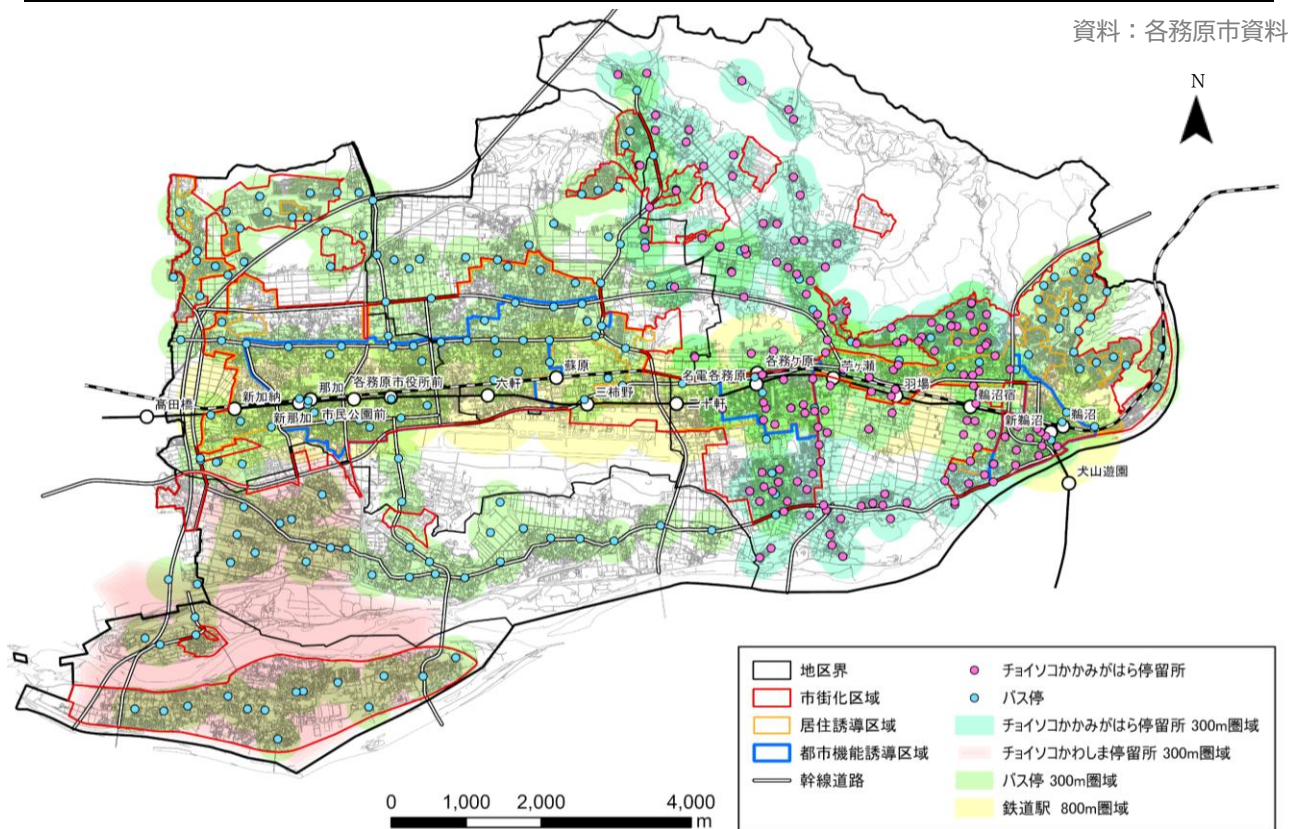


図1-25 市内鉄道駅、バス、デマンド型交通の停留所分布（令和7年10月時点）

資料：各務原市資料

平均駅別乗降客数

◎ 駅別の乗降客数は、名鉄犬山線と接続し、J R 高山本線に連絡できる新鵜沼駅が突出して多くなっています。

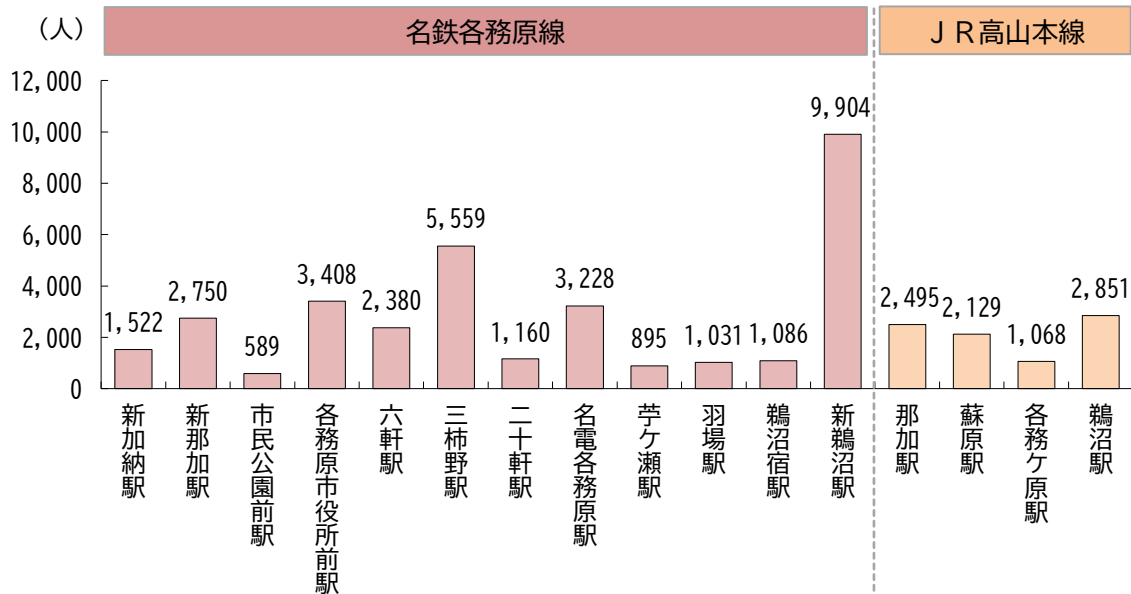


図1-26 1日当たりの平均駅別乗降客数（令和6年度）

資料：各務原市資料

ふれあいバス・ふれあいタクシー・チョイソコかかみがはらの利用状況

◎ ふれあいバスの利用者数は、新型コロナウイルスの影響で令和2年度に減少しましたが、その後、路線変更や増便を伴うパターンダイヤ化等のダイヤ改正等により利用者は増加しています。

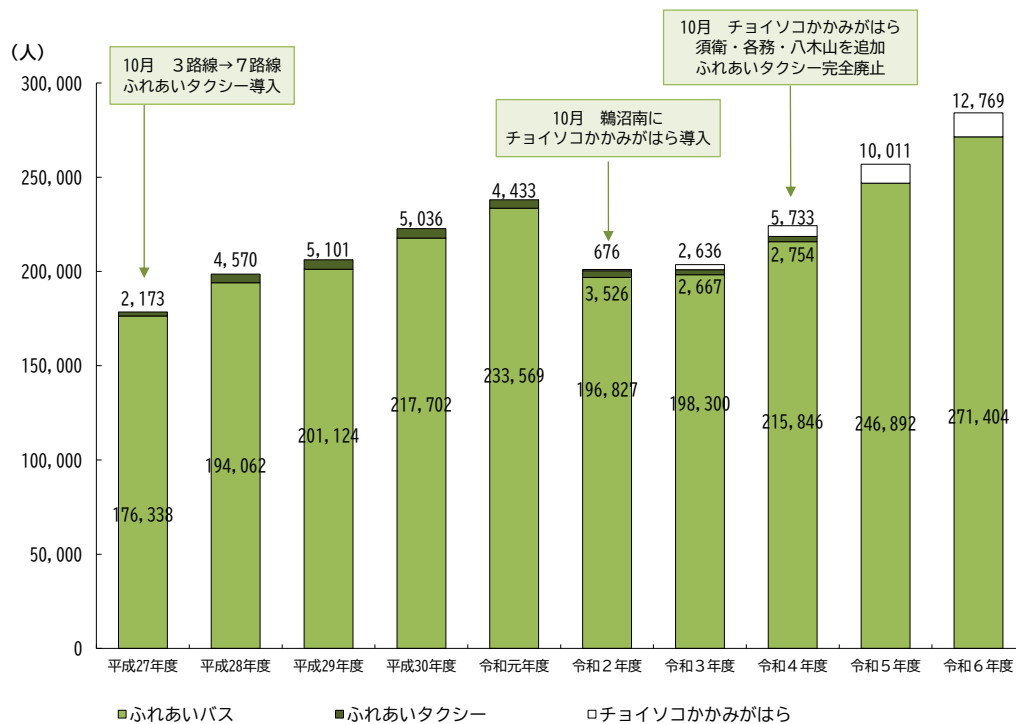


図1-27 ふれあいバス・ふれあいタクシー・チョイソコかかみがはらの年間利用者数

資料：各務原市資料

(iii) 公園・緑地

※◎本市の強み ●本市の弱み

公園・緑地の整備状況

- ◎市北部に丘陵地帯、南部に木曾川、中心部を流れる河川沿いには桜並木が連なっており、美しい自然環境を有しています。
- ◎市内には国・県管理を含めて 191 ヶ所の都市公園があります。(令和6年度末時点)
- ◎都市公園法施行令に規定されている住民一人当たりの標準値 10 m²/人以上の都市公園を確保しており、比較的高い水準となっています。
- 配置については、市街化区域であっても一部不足している地域があります。

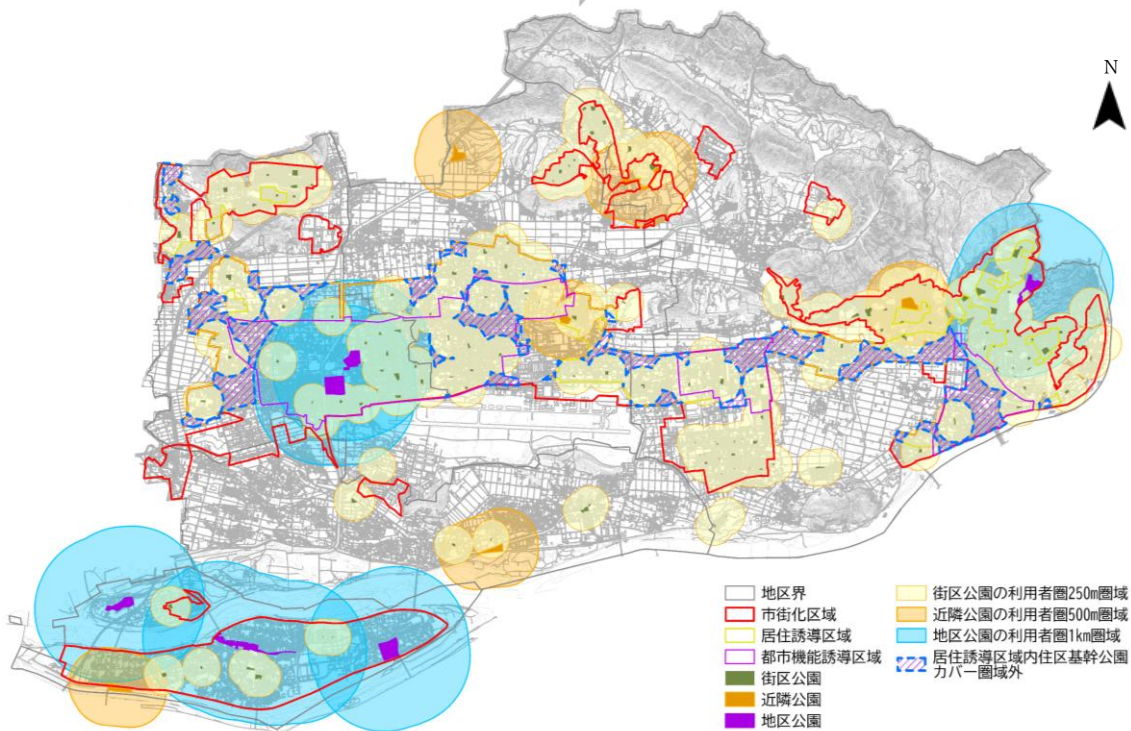


図1-28 住区基幹公園の配置状況

資料：各務原市資料

表1-4 公園・緑地及び墓地の一覧

都市公園 箇所	住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園		国営公園 箇所	都市緑地 箇所	都市林 箇所	緑道 箇所
	街区公園 箇所	近隣公園 箇所	地区公園 箇所	総合公園 箇所	運動公園 箇所	歴史公園 箇所	墓園 箇所				
191	155	6	6	2	2	1	1	3	13	1	1

資料：各務原市資料

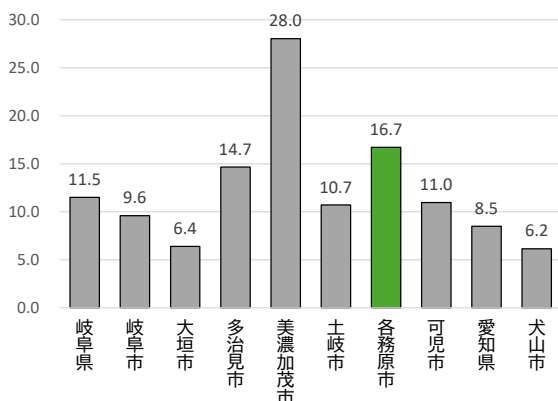


図1-29 都市別都市公園一人当たり面積(令和5年度末)

資料：各務原市資料

都市公園法施行令

住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準：10 m²/人以上

参考：都道府県別一人当たり都市公園等整備現況
(令和5年度末時点)

全 国：10.9 m²/人 岐阜県：11.5 m²/人
愛知県：8.5 m²/人 三重県：10.9 m²/人

(iv) 下水道

※◎本市の強み ●本市の弱み

下水道整備状況（污水）

- ◎令和7年3月31日現在で、処理人口は121,321人、下水道普及率は84.3%です。
- 経年劣化により施設の老朽化が進んでおり、長寿命化を図る必要があります。

表1-5 下水道の整備状況

供用区域（令和7年3月31日現在）			
行政区人口 （人）	処理人口 （人）	供用開始面積 （ha）	下水道普及率 （%）
143,929	121,321	2,702.6	84.3

資料：各務原市資料

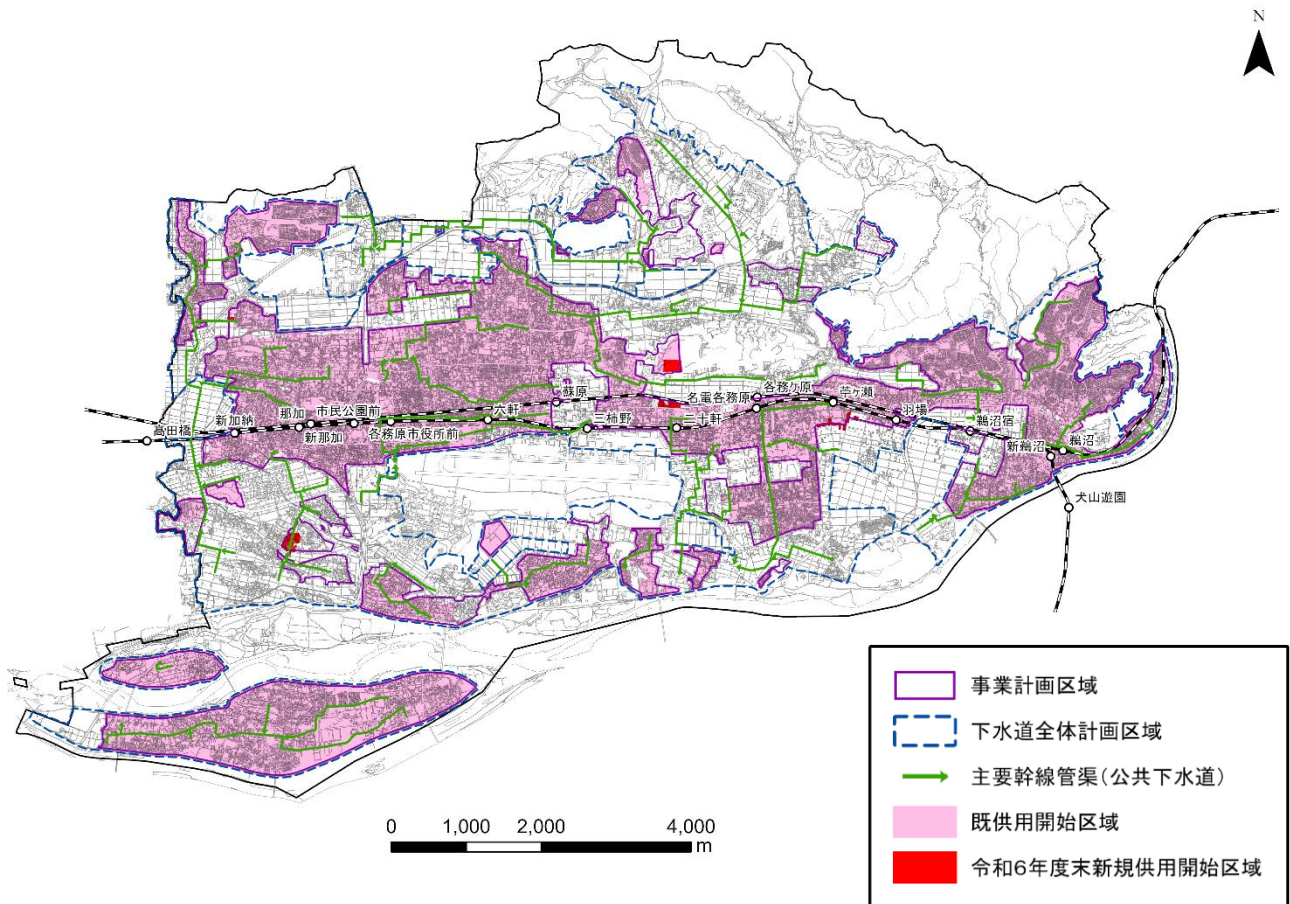


図1-30 公共下水道（污水）供用区域

資料：各務原市資料

(v) 河川

※◎本市の強み ●本市の弱み

河川の状況

◎市内を流れる主要な河川として、木曾川、境川、新境川、岩地川、大安寺川があります。

●特に、境川は河川断面が不足していることから、流域内における雨水の流出を抑制する貯留施設の整備等総合的な治水対策が必要です。

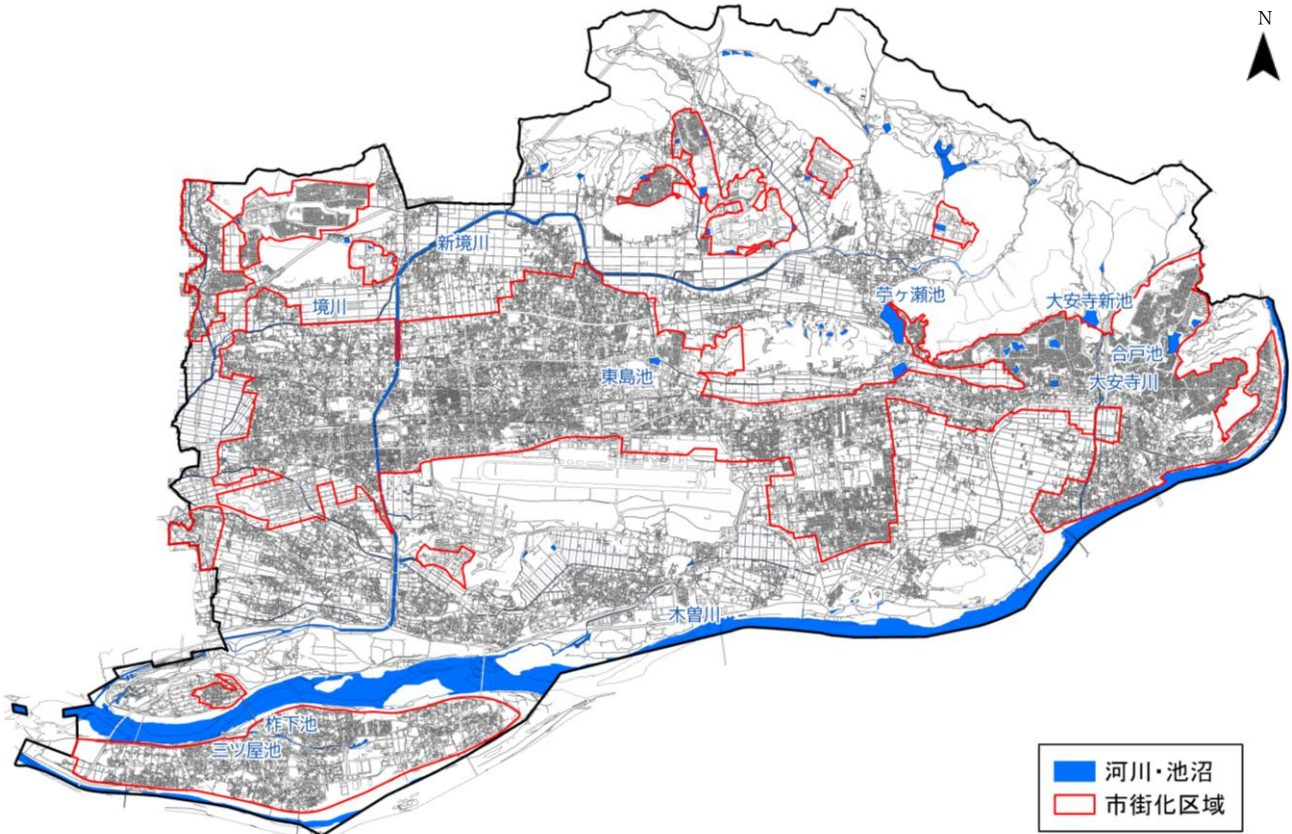


図1-31 河川・池沼の状況

資料：各務原市都市計画基礎調査

(3) 市街地整備

市街地整備の実施状況

※◎本市の強み ●本市の弱み

◎市街化区域縁辺部を中心に 30 地区の地区計画が決定されています。

●地区計画道路本数は 229 路線、延長は 37.671km です。整備状況は、令和 7 年度末時点で 40 路線、11.275km が整備済みであり、現時点で約 30%に留まっています。



図 1-3-2 地区計画決定の状況

資料：各務原市都市計画基礎調査

表 1-6 地区計画地区一覧

地区名	地区面積	決定年月日	地区名	地区面積	決定年月日
1 熊田地区	約7.2ha	昭和63年 6月20日	17 おがせ地区	約8.0ha	平成 9年 9月16日
2 鶯沼西町地区	約18.7ha	昭和63年 6月20日	18 各務原南地区	約24.2ha	平成 9年 9月16日 (当初) 平成23年12月 1日 (最終)
3 前洞A地区	約44.3ha	平成 2年 3月28日	19 羽場地区	約16.6ha	平成 9年 9月16日
4 朝日地区	約3.0ha	平成 2年 3月28日 (当初) 平成28年 9月 1日 (最終)	20 小伊木・古市場地区	約26.2ha	平成 9年 9月16日
5 前洞B地区	約107.2ha	平成 2年 4月 2日 (当初) 平成 3年 9月21日 (最終)	21 鶯沼東町北地区	約13.7ha	平成 9年 9月16日
6 中央地区	約34.1ha	平成 2年 4月 2日 (当初) 平成 3年 9月21日 (最終)	22 三ツ池西地区	約5.6ha	平成22年12月20日
7 三ツ池地区	約47.1ha	平成 2年 4月 2日	23 朝日西地区	約6.7ha	平成22年12月20日
8 各務原地区	約35.2ha	平成 2年 4月 2日	24 テクノプラザ地区	約64.1ha	平成22年12月20日 (当初) 令和 2年10月 1日 (最終)
9 南町地区	約42.6ha	平成 2年 4月 2日	25 前渡東地区	約3.1ha	平成23年 2月 2日 (当初) 令和 2年10月 1日 (最終)
10 大野地区	約26.9ha	平成 5年 4月 1日	26 鶯沼西町第二地区	約6.9ha	平成30年12月20日
11 那加北地区	約78.3ha	平成 9年 9月16日	27 鶯沼南町地区	約3.2ha	平成31年 4月26日
12 西市場・前野地区	約79.6ha	平成 9年 9月16日	28 各務山地区	約13.2ha	令和元年12月20日 (当初) 令和 5年11月 7日 (最終)
13 日新地区	約8.4ha	平成 9年 9月16日	29 各務山の前町地区	約2.7ha	令和 2年10月 1日
14 那加バイパス地区	約11.9ha	平成 9年 9月16日	30 三井町地区	約11.7ha	令和 6年 5月21日
15 巾下地区	約31.8ha	平成 9年 9月16日			
16 東島地区	約27.8ha	平成 9年 9月16日			

資料：各務原市都市計画基礎調査

◎既成市街地の縁辺部や郊外の丘陵部においては、土地区画整理事業や大規模住宅団地開発により市街地整備が行われています。

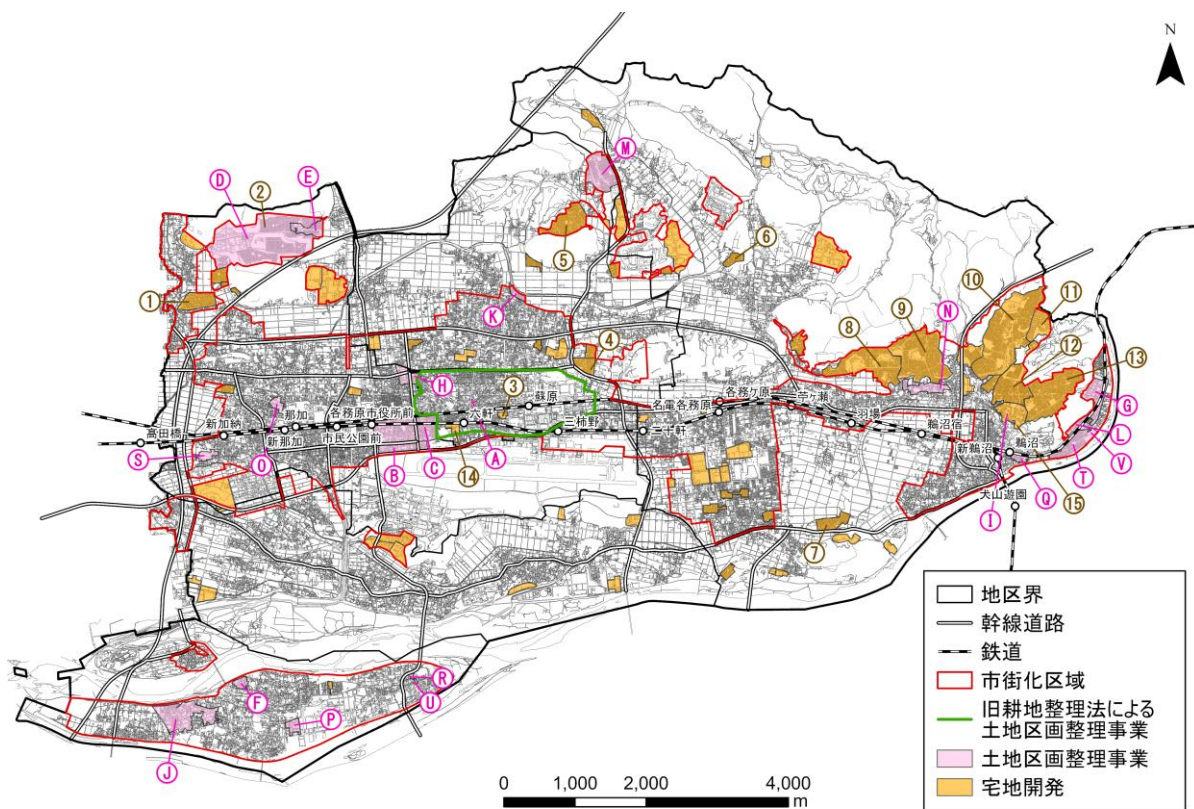


図1-33 市街地整備の状況

資料：各務原市都市計画基礎調査

表1-7 土地区画整理事業一覧

図中番号	事業名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
A	各務原地区	組合	189.8	昭和16年～昭和32年
B	那加第1	市	9.4	昭和37年～昭和39年
C	那加第2	市	32.9	昭和41年～昭和57年
D	尾崎	組合	81.0	昭和47年～昭和54年
E	北洞	組合	6.4	昭和48年～昭和51年
F	西松倉	組合	2.8	昭和49年～昭和50年
G	宝積寺	組合	11.0	昭和50年～昭和56年
H	各務原市第1	市	6.7	昭和56年～昭和61年
I	桑原野山	組合	8.1	昭和57年～昭和61年
J	松河西部	組合	23.3	昭和61年～平成 8年
K	蘇原熊田町 平蔵寺	個人	1.9	昭和63年～平成 2年
L	大塚	組合	2.8	昭和63年～平成 3年
M	北部	組合	34.5	昭和63年～平成 9年
N	上田	組合	8.6	平成 3年～平成12年
O	幸町	組合	3.1	平成 5年～平成11年
P	川島町中央	組合	3.4	平成 9年～平成21年
Q	鶴沼駅東部	組合	2.2	平成20年～平成25年
R	川島小網	市	0.7	平成21年～平成21年
S	新加納	組合	3.0	平成22年～令和 2年
T	鶴沼駅東部第二	組合	12.8	平成22年～平成26年
U	川島小網第二	市	0.2	平成23年～平成23年
V	鶴沼駅東部第三	個人	1.0	令和 2年～令和 3年

資料：各務原市都市計画基礎調査

表1-8 大規模住宅団地開発一覧 (150区画以上)

図中番号	団地名	規模 (ha)	完成年次	計画戸数 (戸)
1	琴ヶ丘	9.5	昭和43年	350
2	尾崎	77.7	昭和51年	2,330
3	月丘	1.5	昭和50年	150
4	中央町	8.8	昭和50年	269
5	各務原住宅団地	16.8	昭和48年	553
6	北島	3.2	昭和46年	161
7	丸子	7.3	昭和47年	291
8	松が丘	34.6	昭和48年	877
9	つつじが丘	39.4	昭和49年	1,160
10	緑苑	81.6	昭和51年	1,547
11	緑苑東	15.4	昭和51年	1,000
12	鶴沼台	24.3	昭和45年	959
13	新鶴沼台	40.6	昭和49年	1,182
14	ナビタウン	2.5	昭和61年	199
15	テラスノバ鶴沼	1.2	平成元年	193

資料：各務原市都市計画基礎調査

(4) 関連分野

(i) 景観、歴史・文化

※◎本市の強み ●本市の弱み

重点風景地区及び景観地区の指定状況

◎地域の特徴に応じた景観形成を図るため、30地区の重点風景地区、3地区の景観地区を指定しています。

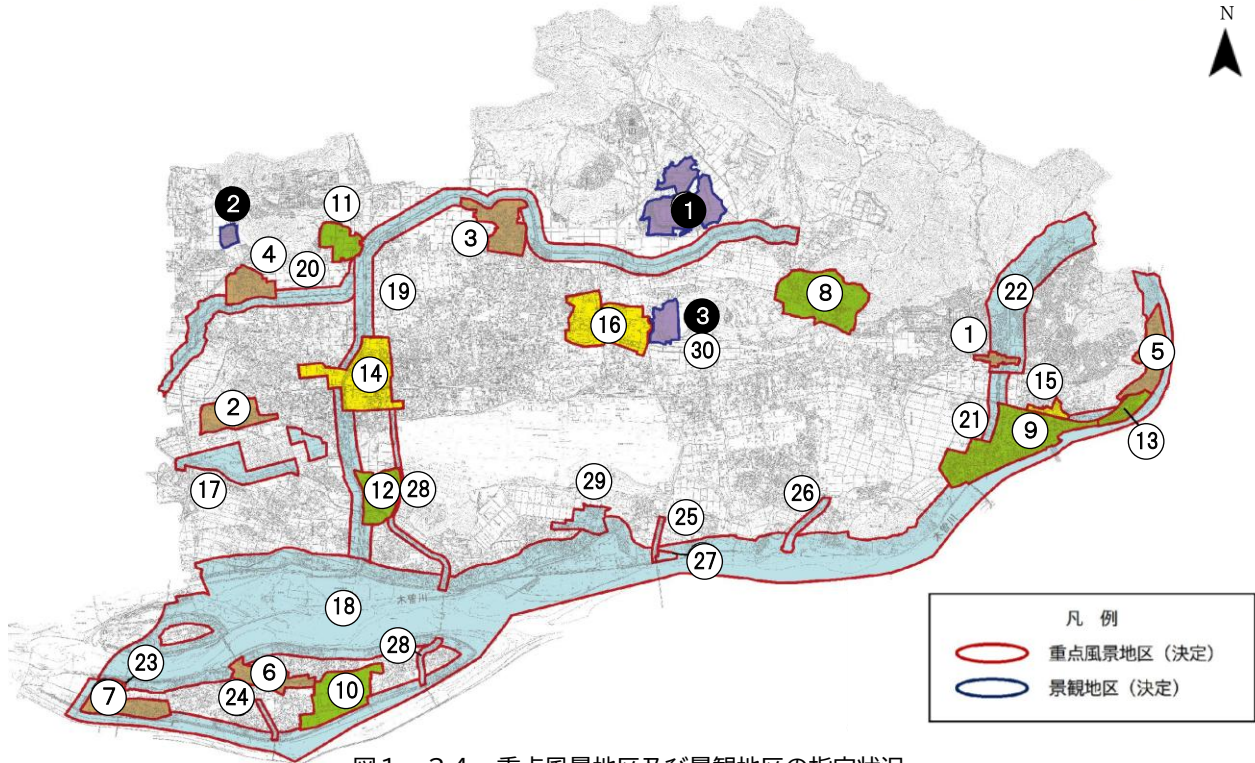


図1-34 重点風景地区及び景観地区の指定状況

資料：各務原市資料

表1-9 重点風景地区及び景観地区一覧

歴史的資源・風致を有する地区		主要な道路・河川に隣接する地区	
番号	地区	番号	地区
①	中山道鶉沼宿地区	①⑦	岐阜各務原 I C 周辺地区
②	中山道新加納立場地区	①⑧	木曾川沿い地区
③	加佐美神社地区	①⑨	新境川沿い地区
④	旗本徳山陣屋地区	①⑩	境川沿い地区
⑤	宝積寺地区	①⑪	大安寺川沿い地区
⑥	河跡湖公園地区	①⑫	坂祝バイパス沿線地区
⑦	ごんぼ積み地区	①⑬	渡橋周辺地区
自然景観を有する地区		①⑭	河田橋周辺地区
番号	地区	①⑮	愛岐大橋周辺地区
⑧	おがせ池地区	①⑯	(仮称)新愛岐大橋周辺地区
⑨	木曾川河畔地区	①⑰	前渡東町地区
⑩	エーザイ川島工園地区	①⑱	各務原大橋通り沿線地区
⑪	権現山東部地区	①⑲	前渡西町地区
⑫	三井山地区	景観地区	
⑬	木曾川河畔上流地区	番号	地区
⑳	各務山西部地区	①	テクノプラザ景観地区
都市施設が集積している地区		②	グリーンランド柄山景観地区
番号	地区	③	各務山西部地区景観地区
⑭	都心ルネサンス地区		
⑮	鶉沼駅前地区		
⑯	市民会館周辺地区		

資料：各務原市資料

歴史・文化資源の現状

◎中山道鵜沼宿や新加納立場、村国座（子供歌舞伎）、坊の塚古墳、城山等の歴史・文化資源が数多く存在しています。

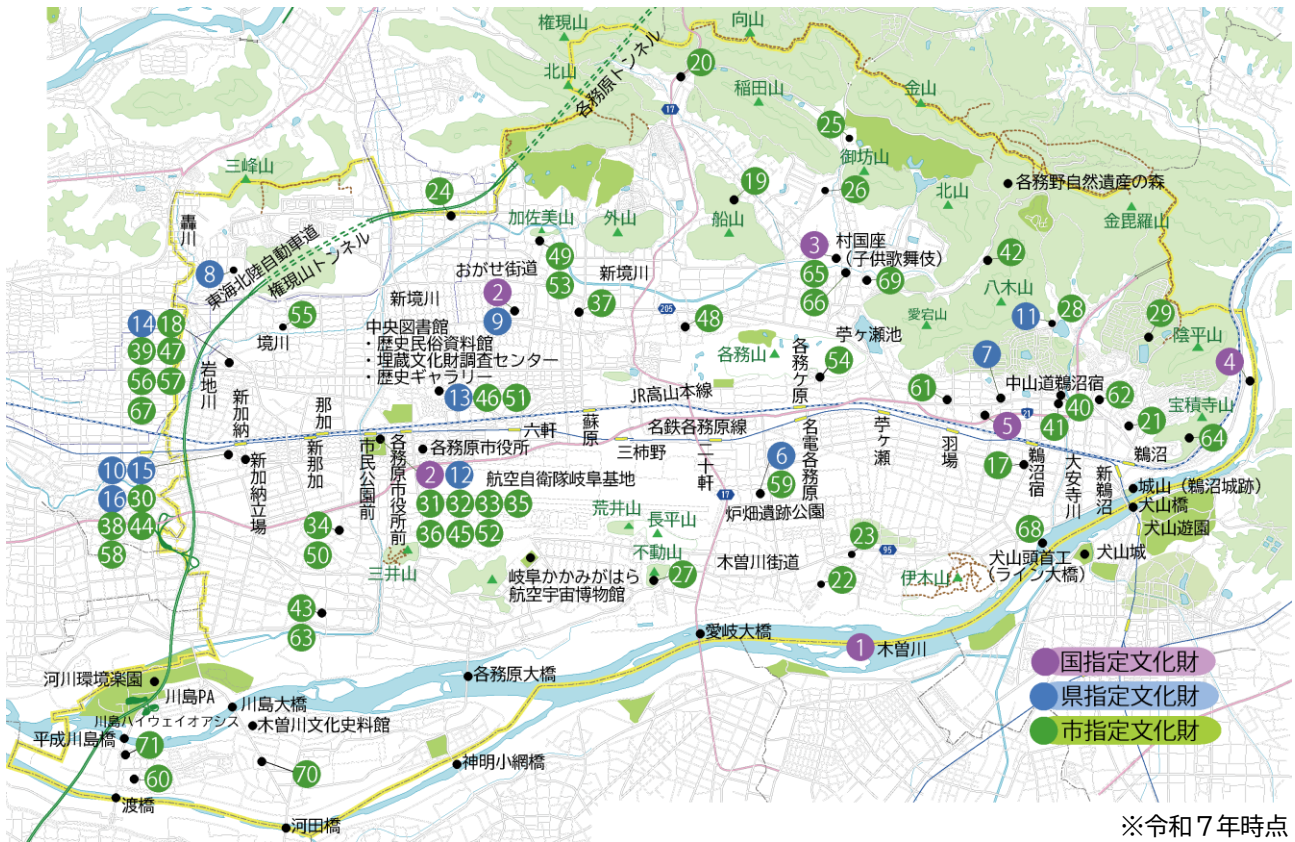


図1-35 文化財マップ

資料：各務原市資料

表1-10 文化財一覧

【国指定文化財（5件）】

番号	時代	種別	名称	所有者等	指定日
1	—	名勝	木曽川	各務原市	昭和6年5月11日
2	白鳳	考古	山田寺塔心礎納置銅壺一合附塔心礎	山田寺	昭和36年2月17日
3	明治	重要有形民俗文化財	各務の舞台（村国座）	各務原市	昭和49年11月19日
4	昭和	建造物	旧川上家別邸	個人所有	平成30年8月17日
5	古墳	史跡	坊の塚古墳	各務原市	令和6年10月11日

【県指定文化財（11件）】

番号	時代	種別	名称	所有者等	指定日
6	縄文	史跡	炉畑遺跡	各務原市	昭和49年3月6日
7	古墳	史跡	衣裳塚古墳	空安寺	昭和32年3月25日
8	古墳	史跡	柄山古墳	各務原市	昭和32年12月29日
9	平安～鎌倉	史跡	元山田寺跡及び礎石	山田寺	昭和30年8月30日
10	室町	史跡	東陽英朝禅師塔所	少林寺	昭和44年1月23日
11	室町	史跡	土岐頼益・斎藤利永の墓	大安寺	昭和44年8月5日
12	縄文	考古	炉畑遺跡出土品	各務原市	昭和49年3月6日
13	南北朝	彫刻	薬師如来座像	薬師寺	昭和32年12月19日
14	安土桃山	彫刻	狛犬	手力雄神社	昭和32年12月19日
15	室町	書跡	紙本墨書東陽英朝筆辞世偈	少林寺	昭和43年11月11日
16	室町	典籍	東陽英朝筆公案	少林寺	昭和43年11月11日

【市指定文化財（55件）】

	時代	種別	名称	所有者等	指定日
17	古墳	史跡	狐塚の石棺	各務原市	昭和32年3月1日
18	古墳	史跡	手力雄神社境内古墳	手力雄神社	昭和44年3月24日
19	古墳	史跡	船山古墳	各務原市	昭和44年3月24日
20	古墳	史跡	御林古墳	個人所有	昭和47年3月21日
21	古墳	史跡	金縄塚古墳	赤坂神社	昭和52年4月21日
22	古墳	史跡	大牧一号古墳	各務原市	昭和59年6月26日
23	古墳	史跡	大伊木山西古墳	個人所有	平成24年3月30日
24	白鳳	史跡	伝蘇我倉山田石川麻呂の墓	個人所有	昭和47年3月21日
25	古墳～平安	史跡	天狗谷遺跡	各務原市	平成3年5月24日
26	奈良～平安	史跡	会本古代窯跡	八幡神社	昭和30年3月1日
27	鎌倉	史跡	承久の乱合戦供養塔	佛眼院	昭和47年11月16日
28	室町	史跡	宝蔵庵塔心礎	大安寺	昭和42年2月21日
29	江戸	史跡	旧中山道うとう峠一里塚	住宅都市整備公団	昭和41年8月25日
30	江戸	史跡	旗本坪内家墓所	少林寺	昭和43年10月21日
31	石器～奈良	考古	考古資料	各務原市	昭和44年10月21日
32	古墳	考古	鶏頭埴輪	各務原市	昭和32年12月16日
33	古墳	考古	広口壺	各務原市	昭和48年3月17日
34	古墳	考古	考古資料（三井古墳出土）	御井神社	昭和52年4月21日
35	古墳	考古	三角縁波文帯四神二獣鏡	各務原市	平成4年2月21日
36	白鳳	考古	山田寺鴟尾瓦	各務原市	昭和45年10月21日
37	白鳳	考古	平蔵寺塔心礎	平蔵寺	昭和56年4月6日
38	江戸	建造物	稻荷堂	少林寺	昭和32年7月13日
39	江戸	建造物	手力雄神社御本殿	手力雄神社	昭和52年4月21日
40	明治～昭和	建造物	旧武藤家住宅	各務原市	平成22年3月1日
41	江戸	建造物	旧大垣城鉄門	各務原市	平成22年3月1日
42	鎌倉末～室町	絵画	絹本着色不動明王二童子像	法福寺	平成23年3月30日
43	室町	絵画	蓮如上人寿像	河野西入坊	昭和57年3月30日
44	室町	絵画	東陽英朝禅師頂相	少林寺	昭和42年12月20日
45	江戸	古文書	更木陣屋絵図	各務原市	昭和55年8月20日
46	室町	彫刻	不動明王像	薬師寺	昭和54年5月16日
47	江戸	彫刻	竜の雌雄	手力雄神社	昭和32年7月13日
48	江戸	彫刻	十一面観音像	金山寺	昭和51年5月17日
49	江戸	彫刻	木造狛犬	加佐美神社	昭和49年6月26日
50	江戸	彫刻	御井神社の狛犬	御井神社	平成14年2月8日
51	平安	彫刻	聖観音菩薩立像	薬師寺	令和6年8月20日
52	鎌倉	工芸	懸佛	各務原市（寄託）	昭和60年10月1日
53	江戸	工芸	加佐美神社獅子頭	加佐美神社	昭和45年3月23日
54	江戸	工芸	灰釉狛犬	八幡神社	昭和50年9月11日
55	江戸	工芸	石燈籠	神明神社	昭和51年9月16日
56	江戸	工芸	手力雄神社獅子頭	手力雄神社	昭和58年12月23日
57	室町	書跡	織田信長禁制	手力雄神社	昭和32年7月13日
58	明治	典籍	本国加州富樫庶流坪内家一統系図並由緒	少林寺	昭和43年10月21日
59	明治	重要有形民俗文化財	民家「旧桜井家」	各務原市	昭和51年9月16日
60	明治	重要有形民俗文化財	川まつりのやま 二艘 付 小道具、記録文書	川まつり保存会	平成18年3月15日
61	明治	重要有形民俗文化財	皆楽座 付 津島神社藩堀	各務原市	平成18年5月1日
62	江戸	重要無形民俗文化財	屋形祭太鼓	東町屋形祭太鼓保存会	昭和56年4月6日
63	－	天然記念物	西入坊境内大銀杏	河野西入坊	昭和47年11月16日
64	－	天然記念物	宝積寺のヤマモモ	個人所有	昭和51年9月16日
65	－	天然記念物	村国神社社叢	各務区	昭和59年9月21日
66	－	天然記念物	村国神社御旅所ムクノキ	各務区	昭和59年9月21日
67	－	天然記念物	信長公弓掛桜・的場桜	手力雄神社	昭和60年4月30日
68	－	天然記念物	正法寺境内カヤの木	正法寺	平成3年11月22日
69	－	天然記念物	おがせ町のクロガネモチ	各務原市	平成11年3月25日
70	－	天然記念物	松原神明神社のイチヨウ	松原町	平成18年3月15日
71	－	天然記念物	北山神明神社のクスノキ	北山町	平成18年3月15日

(ii) 安全安心

土砂災害想定状況

※◎本市の強み ●本市の弱み

●尾崎地区、松が丘・つつじが丘地区、鶉沼台・新鶉沼台地区、鶉沼宝積寺町地区の一部では、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

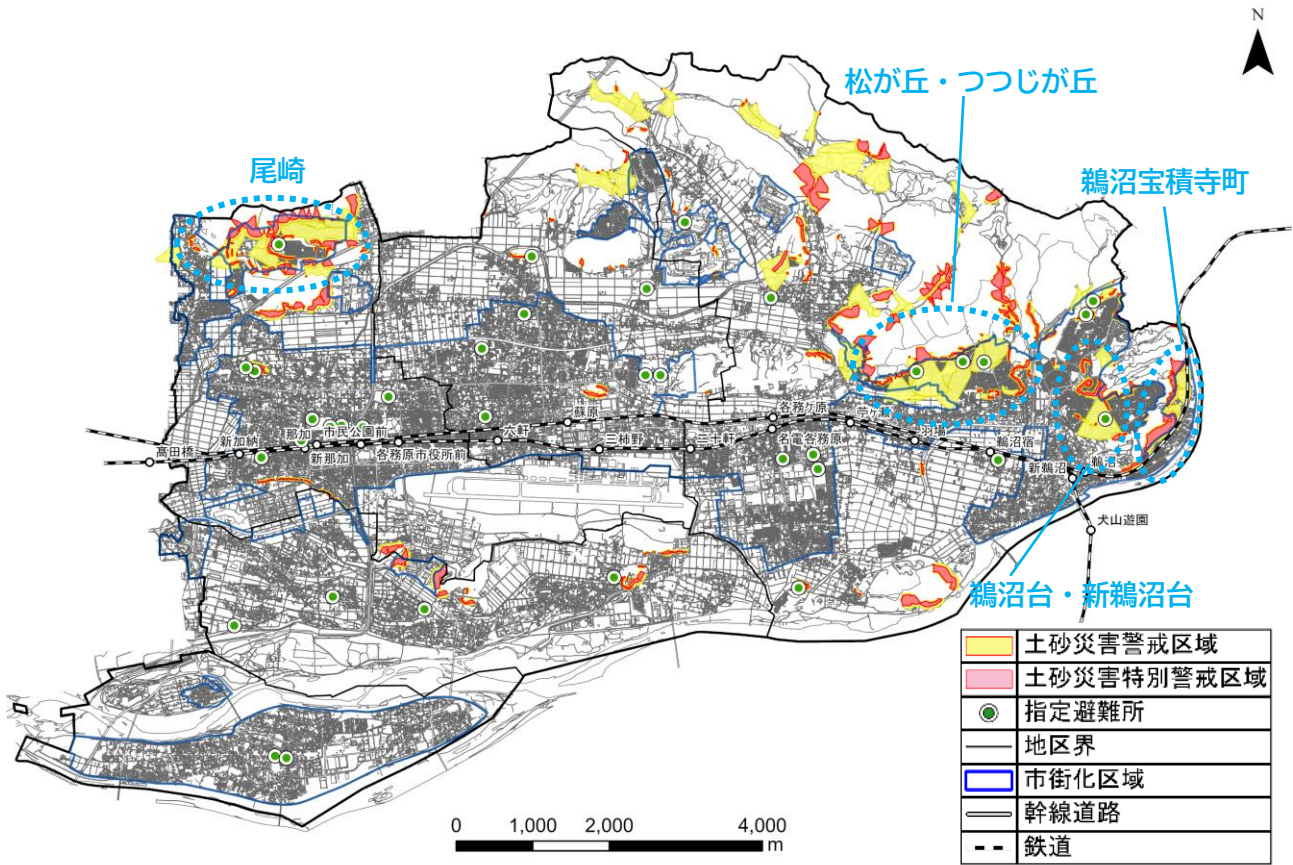


図1-36 土砂災害の想定状況

資料：各務原市都市計画基礎調査

水害想定状況（外水）

●木曽川、境川、新境川、大安寺川、岩地川に沿って浸水の可能性のあるエリアが広がっています。

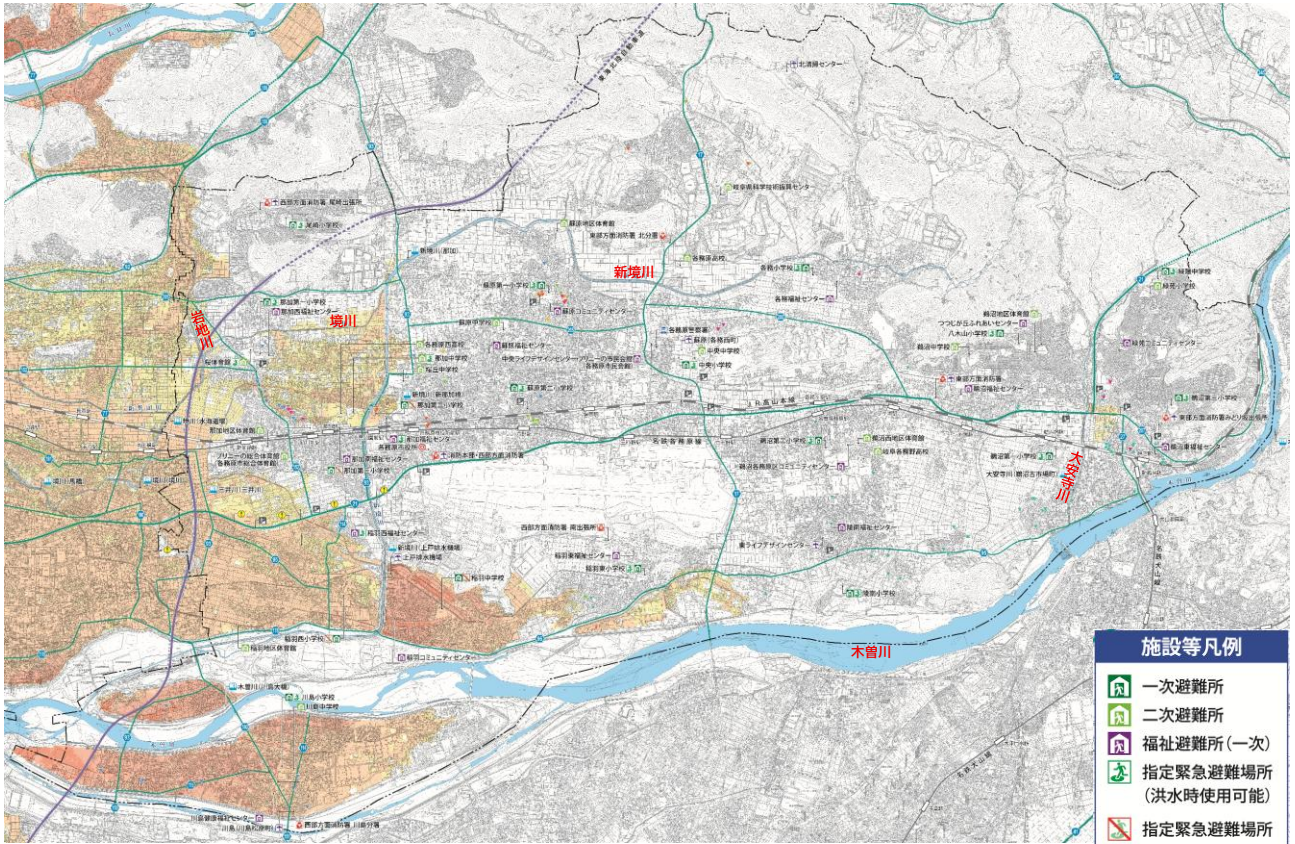


図1-37 洪水ハザードマップ（計画規模降雨）

施設等凡例

- 一次避難所
- 二次避難所
- 福祉避難所（一次）
- 指定緊急避難場所（洪水時使用可能）
- 指定緊急避難場所（洪水時使用不可）
- 市役所
- 警察署
- 消防署
- 雨量観測所
- 水位観測所
- 地下歩道
- アンダーパス
- 国道・県道
- 高速道路
- JR
- 名鉄
- ※破線はトンネル部

浸水想定区域

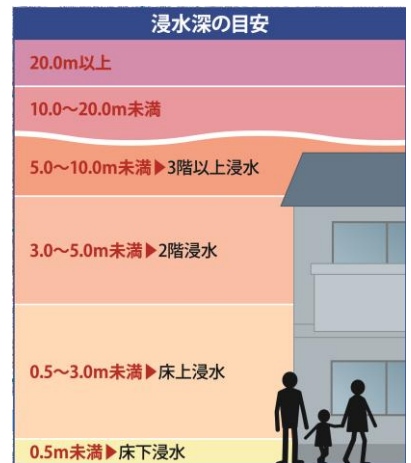
- 20.0m以上
- 10.0～20.0m未満
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 0.5～3.0m未満
- 0.5m未満

<ハザードマップについて>

- 洪水ハザードマップは、国土交通省（木曽川・長良川下流）及び岐阜県長良川上流・境川・新境川、大安寺川・岩地川）の浸水想定区域図を重ね合わせ、最大となる浸水の深さを示したものです。
- 浸水想定区域は、下表の浸水想定解析条件に基づき、河川整備にあたり洪水防御の目標となる計画降雨により河川が氾濫した場合等を想定したものです。
※浸水の着色がされていない場所でも浸水が発生する可能性や、実際の浸水深と異なる場合があります。

■浸水想定解析条件

河川名	想定雨量	発行元
木曽川	2日間総雨量295mm	国土交通省
長良川下流	12時間総雨量243mm	
長良川上流	2日間総雨量366mm	岐阜県
境川・新荒田川	9時間総雨量240mm	
新境川	9時間総雨量206mm	
大安寺川	24時間総雨量248mm	
岩地川	1時間雨量102mm	



資料：各務原市資料

(iii) 環境

※◎本市の強み ●本市の弱み

ごみ焼却量及びリサイクル率の推移

◎ごみ焼却量は年々減少傾向にあります。

◎リサイクル率は27%前後と高水準を維持しています。(国:19.6%、県:16.9% (令和5年度実績))

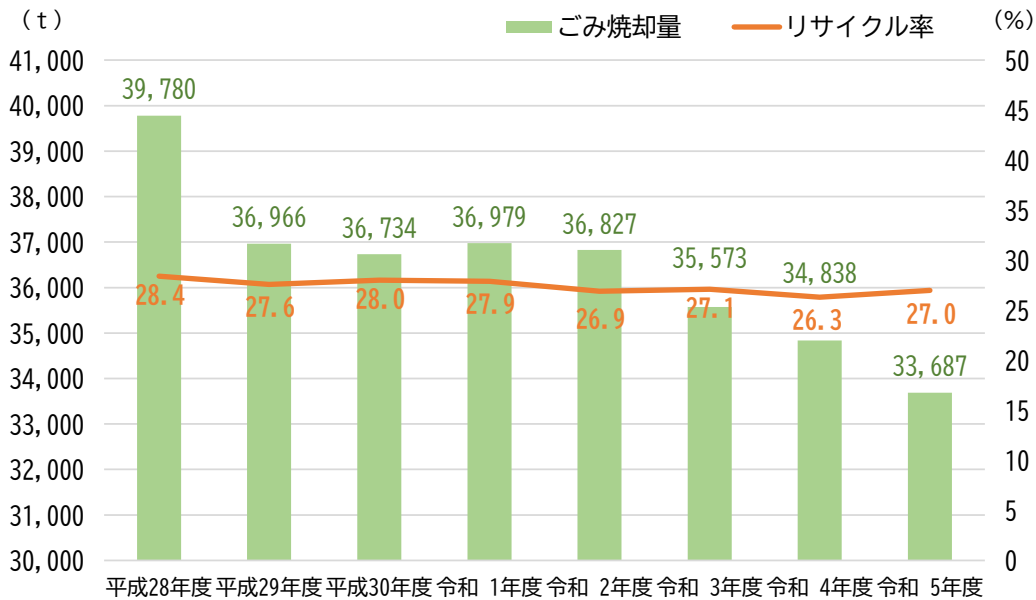


図1-39 ごみ焼却量及びリサイクル率の推移

資料：各務原市資料

温室効果ガス排出量の推移

●本市の温室効果ガスの排出量は、年々減少傾向が続いていましたが、直近2年間は増加しています。これは、新型コロナウイルスの影響で減少した経済活動が回復してきたためと考えられます。

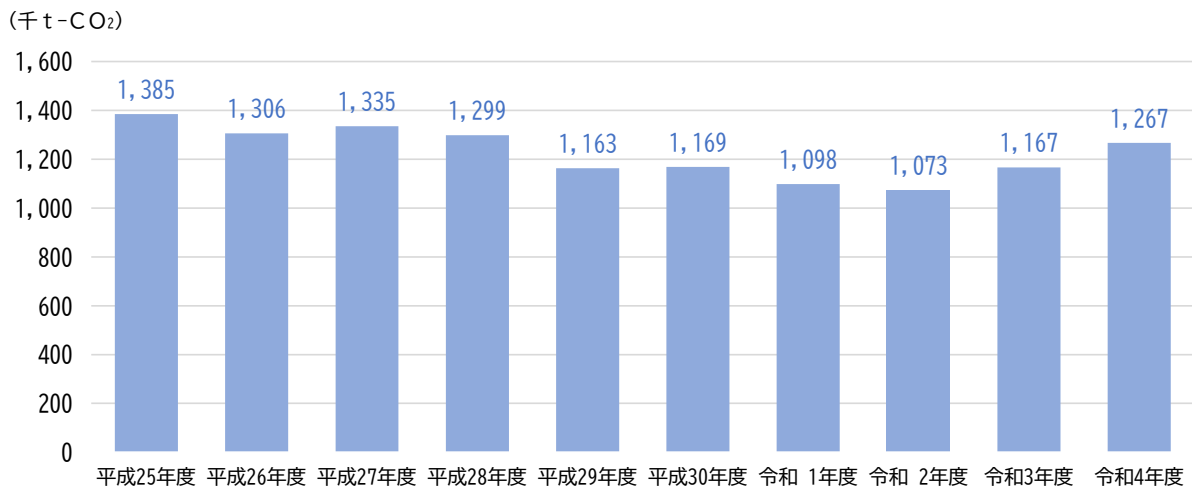


図1-40 温室効果ガス排出量の推移

資料：各務原市資料

3. 市民アンケート

都市計画マスタープランを策定するにあたり、各務原市全体や地区のまちづくりに関するアンケート調査を実施し、市民意向を把握しました。

■調査概要

調査対象者	18歳以上の市民3,000人
配布数・回収数	配布数：3,000件 回収数：1,094件
調査方法	郵送配布、郵送回収またはインターネット回答
調査時期	令和6年10月4日（金）～令和6年10月25日（金）

■設問

問 以下の項目の「現在の満足度」と「今後の重要度」について、現在のお気持ちに最も近い番号を1つずつ選び、○印をつけてください。

■回答結果

<まちづくりの満足度と重要度に関する調査項目>

項目	
1 落ち着いた住環境	12 市内の農地・山林の保全
2 新たな住宅地の整備	13 河川やため池などの水辺環境の保全
3 美しいまちなみ、自然との調和	14 歩道の安全や心地よさ
4 公共交通機関の使いやすさ	15 駅や道路、公共施設のバリアフリー化
5 日常的な買い物のしやすさ	16 地震や水害に対する備え
6 駅周辺での商業施設の充実	17 治安に対する安心感
7 雇用の場や雇用につながる企業の誘致	18 交通安全対策
8 公共施設の整備、再編	19 医療や福祉施設の利用のしやすさ
9 下水道の整備	20 歴史・文化資源を活用した魅力づくり
10 幹線道路や身近な生活道路の整備・維持	21 集落の風景や市固有の景観形成
11 周辺の公園整備	22 自治会や地域のコミュニティ活動

※満足度の平均は、合計値を回答者数で除して算出
 「満足」4点
 「やや満足」3点
 「やや不満」2点
 「不満」1点

※重要度の平均は、合計値を回答者数で除して算出
 「重要」4点
 「やや重要」3点
 「あまり重要でない」2点
 「重要でない」1点

重要度が高いにも関わらず満足度が低い項目

※◎本市の強み ●本市の弱み

◎「落ち着いた住環境」、「日常的な買い物のしやすさ」、「下水道の整備」等について、満足度と重要度がともに高く評価されています。

●「公共交通機関の使いやすさ」、「歩道の安全や心地よさ」、「地震や水害に対する備え」について、重要度が高いにも関わらず満足度が低いと評価されています。

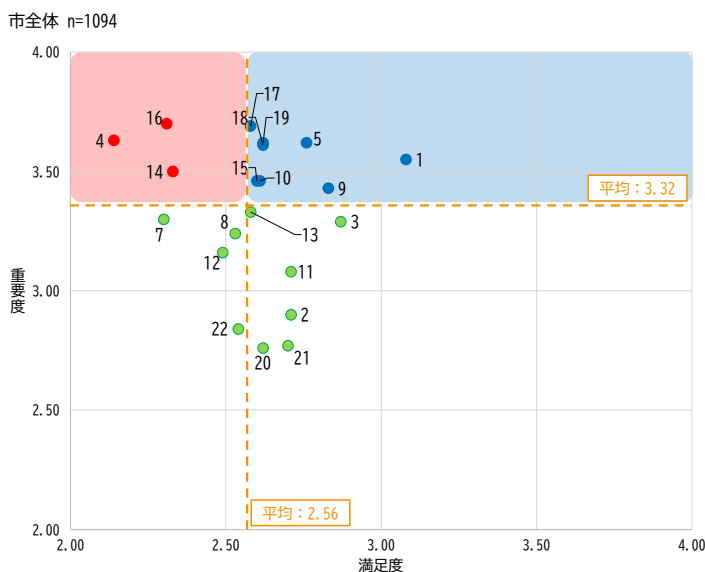
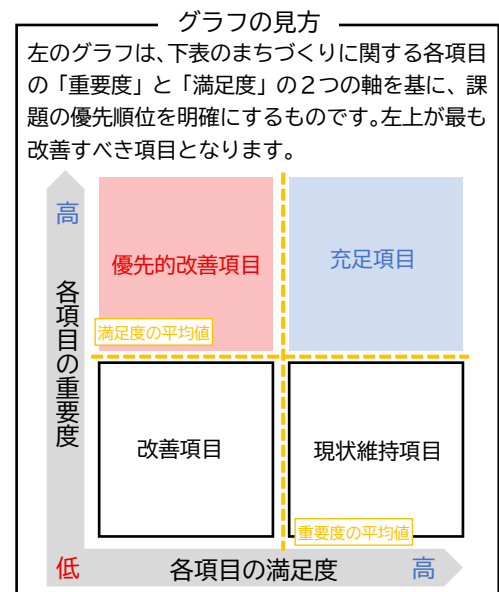


図1-41 まちづくりの満足度と重要度



4. 前計画の評価

前計画で定めた6つの基本理念に基づき、実施した施策の振り返りを行いました。

前計画の理念

都市づくりの理念1	公共交通を軸にした生活圏で暮らせる都市 ・都市と自然の健全な調和 ・歩いて暮らしやすい都市づくり
都市づくりの理念2	力強さを持続する都市 ・既存産業の振興、新たな産業の創出と受け皿づくり ・「選択と集中」による効率的な公共投資、公共施設等の長寿命化
都市づくりの理念3	環境と共生する都市 ・水と緑に包まれた都市づくり ・自然環境の特色や魅力を体感できる場づくり
都市づくりの理念4	安全・安心な都市 ・大規模災害に備えた都市づくり ・誰もが暮らしやすい都市づくり ・市民の健康を支える都市づくり
都市づくりの理念5	歴史・文化を継承・活用する都市 ・歴史・文化資源を活用した魅力と多様な交流の創出 ・郷土の誇りや愛着の醸成と個性ある景観形成
都市づくりの理念6	多様な主体が参加・協働する都市 ・まちづくりの担い手の多様化・活性化

図1-42 前計画の理念

都市づくりの理念1

公共交通を軸にした生活圏で暮らせる都市

✓ 実施した主な施策

- 居住機能や都市機能の適切な誘導を図る立地適正化計画（★次ページ参照）を策定
- 各務原南地区・巾下地区等の地区計画道路の整備や新加納地区・鵜沼東部地区の土地区画整理事業による良好な住宅地の供給
- 自由通路のエレベーター設置及び駅周辺の歩道整備等による新那加駅周辺のバリアフリー化
- 蘇原駅、新那加駅の駅前広場整備による鉄道、民間路線バス、ふれあいバスの交通結節点の強化
- ふれあいバスのルート・ダイヤの改正やチョイソコかかみがはら・チョイソコかわしまの運行開始による公共交通サービスの確保
- 市街化調整区域である稲羽東地区における既存コミュニティの維持・活性化策の実施（都市計画法第34条第11号区域の指定）

✓ 課題

- 人口減少が進む中で、市を東西に横断する鉄道や幹線道路を軸とした都市構造を基本とし、市内に16ある鉄道駅周辺を中心とした市街地への居住機能と都市機能の誘導
- 交通結節点となる鉄道駅の利便性向上を図る駅前広場整備の推進
- 社会情勢や市民ニーズに対応した公共交通サービスの検討
- 市街化調整区域における既存集落のコミュニティ維持



新加納土地区画整理事業



蘇原駅前広場



新那加駅前 EV 設置

★立地適正化計画の策定(令和4年)

立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化が進行する社会情勢の中でも将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。今までの都市計画の規制を前提に、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、誘導施策や届出制度を通じて、長い時間をかけながら居住や都市機能の緩やかな誘導を図り、公共交通と連携した都市づくりを推進するものです。

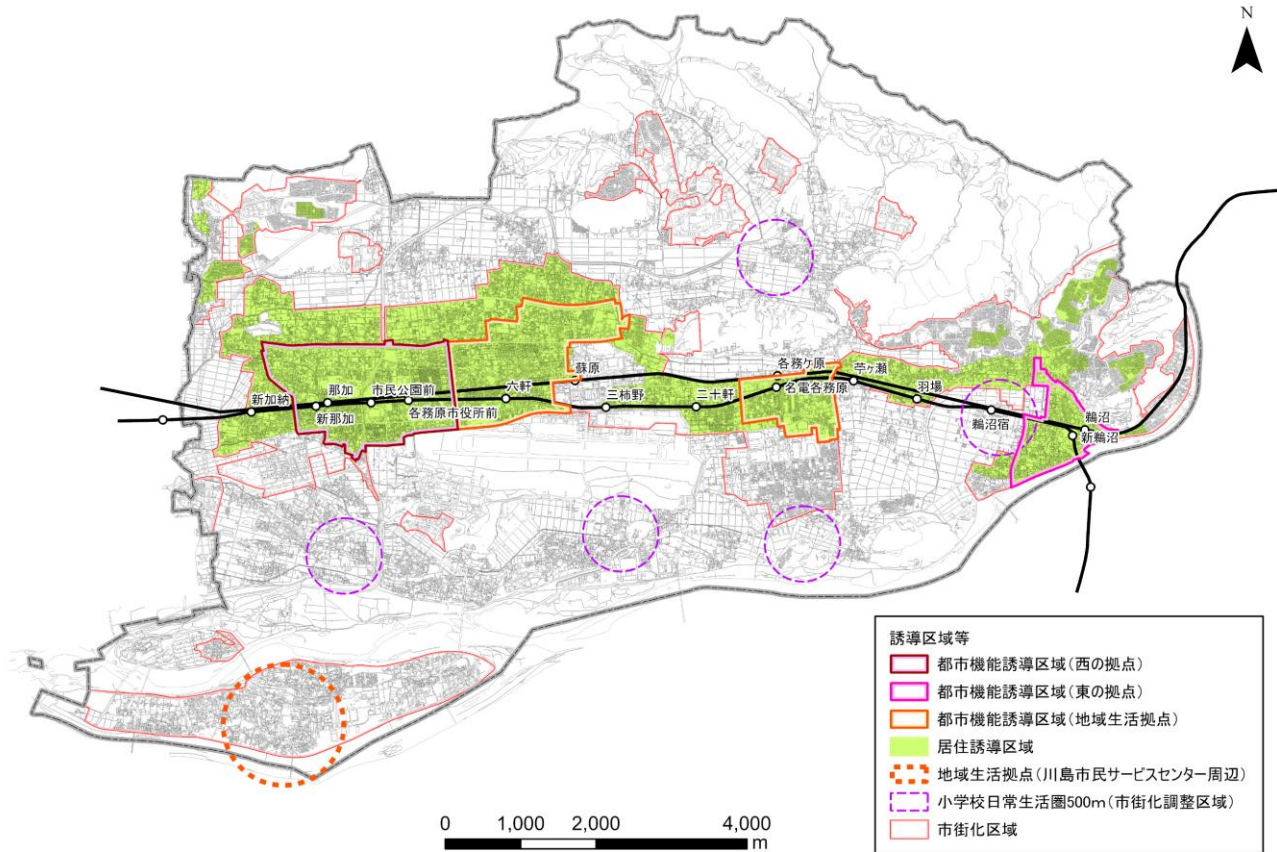


図1-43 居住誘導区域・都市機能誘導区域

○立地適正化計画にて定めた地区分類ごとの人口増減は下記のとおりです。居住を誘導するべき区域に位置づけられた居住誘導区域の人口が増加しています。市街化調整区域における既存コミュニティの維持・活性化策も含め、引き続き本市の特性に合った都市づくりの推進が必要です。

表1-11 分類別の人口

区域区分	地区分類	平成29年度(人)	令和4年度(人)	増減(人)	増加率(%)
都市機能誘導区域	都市機能誘導区域	39,280	39,950	+670	1.7
	居住誘導区域				
市街化区域	居住誘導区域外区域(2)	42,210	41,740	-470	△1.1
	市街化区域 合計((1)+(2))	115,770	117,550	+1,780	1.5
	市街化調整区域	28,920	26,970	-1,950	△7.2
	都市計画区域	144,690	144,520	-170	△0.1

※平成29年度人口は平成27年国勢調査の小地域人口を第10回都市計画基礎調査(令和4年度)の調査区で按分したものの。
 ※令和4年度人口は令和2年国勢調査の基本単位区人口を第10回都市計画基礎調査(令和4年度)の調査区で按分したものの。

資料：各務原市都市計画基礎調査

✓ 実施した主な施策

- 各務山基本構想に基づき、各務山地区において新たな工業用地を確保
- にぎわいと活力を創出するため、鶉沼西町地区において商業施設の立地
- 人の交流や産業の振興に資する、広域的な道路網となる(都)岐阜鶉沼線、(都)各務原扶桑線、(都)犬山東町線バイパス等、都市計画道路の整備を促進
- 各務原市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点を持った公共施設等の計画的な管理を推進

✓ 課題

- 周辺都市へのアクセスに優れた幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺エリアへの新たな産業(工業・商業)の戦略的な誘導
- 工業系の土地需要に対応する新たな受け皿となる工業用地の確保
- 広域幹線道路の早期整備を実現するため、国、県、周辺自治体との連携強化
- 集中的に更新時期を迎える公共施設の更新や大規模改修については、集約化や複合化等を検討し、施設の総量抑制やコスト縮減に努める等、公共施設マネジメントの推進



工業団地(テックフォルテ各務原)



商業施設の立地(鶉沼西町地区)

✓ 実施した主な施策

- 桐野公園、新加納陣屋公園等、街区公園の新設・ストック再編を実施
- 緑の条例、開発指導要綱及び景観計画における「重点風景地区」への指定により、接道部や壁面等、市街地の緑化を促進
- 木曾川サイクリングロードの延伸やサイクリングロードの拠点となる木曾川前渡南公園の新設による木曾川中流域の魅力向上

✓ 課題

- 市民が安全安心に公園を利用できるよう、計画的な公園施設の補修や更新、ストック再編
- 自然環境の多様な機能を活かした魅力ある都市づくりを進める取り組み(グリーンインフラ)を推進
- 豊かな自然環境やそれに囲まれた快適な生活環境の維持



桐野公園



木曾川前渡南公園(Kakamigahara わたしの PARK)

✓ 実施した主な施策

- 大規模災害に備えた防災備蓄倉庫の建設
- 防災ハンドブックの見直しや洪水及び内水ハザードマップの作成等による啓発活動の実施
- 安全性の向上を図る法面の対策工事を実施
- 公共下水道や雨水調整池の整備による治水対策の推進
- 主要な道路における歩道整備、交差点内の防護柵設置及び通学路のカラー舗装の実施による交通の安全性向上
- 自主的な防犯活動として自治会が行う防犯カメラ設置を支援

✓ 課題

- 住宅の耐震診断や耐震化の重要性、ブロック塀の危険性について普及啓発に取り組み、災害時の被害軽減や早期復旧につながる対策の推進
- 緊急車両の進入が困難な狭あい道路の拡幅等、生活道路の整備
- 緊急性や危険性の高い地域の治水対策の推進
- 交通安全・防犯に対する継続的な安全対策



防災備蓄倉庫



雨水調整池（山の前1号調整池）

✓ 実施した主な施策

- 本市の基幹産業である航空機産業の歴史と文化を紹介する岐阜かかみがはら航空宇宙博物館を国内唯一の本格的な航空と宇宙の専門博物館としてリニューアル
- 新加納立場地区のまちなみ修景や優れた外観を有する景観重要建造物の保存により、歴史的景観の保全と再生を推進
- 中山道鶉沼宿～村国座の歴史・文化資源をつなぐ各務野歴史街道の回遊性を高める取り組みの実施（歩道整備・看板設置）、景観重要建造物の保全
- 坊の塚古墳が国史跡に指定され、史跡坊の塚古墳保存活用計画を策定

✓ 課題

- 地域の特徴を活かした各地域独自の景観計画に基づく、継続的な景観形成の推進
- 既存の歴史・文化資源を活かした魅力の向上や愛着の醸成



岐阜かかみがはら航空宇宙博物館



坊の塚古墳

✓ 実施した主な施策

- まちづくり担い手育成支援事業を実施
- 各施策・事業の実施における市民活動団体等との協働を推進
- 民間事業者のノウハウやアイデアを導入する Park-PFI（公募設置管理制度）を活用して、KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE、木曽川前渡南公園を整備
- 優良なまちづくり法人を都市再生推進法人に指定し、官民連携でのまちづくり事業を開始

✓ 課題

- まちづくり活動に参加するきっかけを提供する等、市民や市民活動団体等への支援の充実
- 社会情勢の変化や多様なニーズに対応するため、民間の活力を取り入れた官民連携による都市づくりの推進
- 都市再生推進法人によるまちのエリアマネジメントを実現するため、支援措置の実施



KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE



まちづくり担い手マッチング事業

5. まとめ

市の概況・現況と前計画からの課題をまとめると以下のとおりです。これらの現状・課題から都市づくりの目標を設定します。

分野	本市の強み(◎)・弱み(●) ※★:市民アンケート結果	4. 前計画の評価 (P.33~37)		都市づくりの目標	
		評価	理念		
1. 市の概況	(1)人口動態等	◎那加・蘇原地区の鉄道沿線、鶴沼駅周辺、郊外の大規模住宅団地を中心に人口が集積 ◎市街化調整区域においても一定の人口を有する既存集落が存在 ◎昼夜間人口比率は100に満たないが、平成7年以降上昇し続けている ●市全域で人口減少・少子高齢化が進行する見通し ●世帯数は増加傾向にある一方、世帯当たりの人数は減少傾向 ●郊外の大規模住宅団地等では高齢化と人口減少が進行し、空き家の増加が懸念される	●人口減少が進む中で、市を東西に横断する鉄道や幹線道路を軸とした都市構造を基本とし、市内に16ある鉄道駅周辺を中心とした市街地に居住機能と都市機能の誘導 ●市街化調整区域の既存集落における既存コミュニティの維持	理念1	
	(2)産業	◎通勤・通学においては、岐阜市の他、通勤では、名古屋市、犬山市、一宮市等愛知県との結びつきも強い ◎製造業が集積する県内No.1のものづくりのまち。製品出荷額は近年ほぼ横ばい ◎小売吸引力指数が1.00以上であり、魅力ある商業の集積が図られている ◎農業産出額は減少傾向にあるが、農地の集約化が進んでいる ●工業系用途地域内に一団の未利用地がない	●集中的に更新時期を迎える公共施設の更新や大規模改修については、集約化や複合化等を検討し、施設の総量抑制やコスト縮減に努める等、公共施設マネジメントの推進 ●周辺都市へのアクセスに優れた幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺エリアへの新たな産業の戦略的な誘導 ●工業系の土地需要に対応する新たな受け皿となる工業用地の確保	理念2	
2. 市の現況	(1)土地利用	◎鉄道、国道沿いに市街化区域を設定し、交通の利便性を活かした市街地を形成 ●鉄道駅周辺や地区計画決定されている那加地区縁辺部等に低未利用地が見られる ●市街化調整区域の鉄道駅周辺では、宅地化が進行している	●広域幹線道路の早期整備を実現するため、国、県、周辺自治体との連携強化	理念1	
	(2)都市施設等	(i)道路	◎都市計画道路の整備率は約73%(令和6年4月時点) ◎(都)各務原扶桑線、(都)岐阜鶴沼線、(都)犬山東町線バイパス、(都)日野岩地大野線では一部区間が事業化され、整備を実施中 ●国道21号や主要地方道等の主要な幹線道路との交差点部で交通渋滞が発生	●社会情勢や市民ニーズに対応した公共交通サービスの検討	理念3
		(ii)公共交通	◎市内に16の駅を有する鉄道と民間路線バス、コミュニティバスやデマンド型交通のほか、タクシーが運行し、全域をカバー ◎鉄道駅の平均駅別乗降客数は、新鶴沼駅が突出して多い ●公共交通機関の使いやすさに対する満足度が低くなっている(★)	●市民が安全安心に公園を利用できるよう、計画的な公園施設の補修や更新、ストック再編 ●自然環境の多様な機能を活かした魅力ある都市づくりを進める取組(グリーンインフラ)の推進 ●豊かな自然環境やそれに囲まれた快適な生活環境の維持	理念4
		(iii)公園・緑地	◎住民一人当たりの都市公園敷地面積が令和5年時点で17.0㎡/人と高い水準 ●市街化区域であっても、一部公園の不足している地域がある。	●緊急車両の進入が困難な狭い道路の拡幅等、生活道路の整備	理念5
		(iv)下水道	◎下水道普及率は令和7年3月時点で84.3% ●経年劣化により施設の老朽化が進み、長寿命化が必要	●交通結節点となる鉄道駅の利便性向上を図る駅前広場整備の推進	理念4
		(v)河川	●市内の河川の内、特に境川流域では総合的な治水対策が必要	●地域の特色を活かした各地域独自の景観計画に基づく、継続的な景観形成の推進 ●既存の歴史・文化資源を活かした魅力の向上や愛着の醸成	理念4
	(3)市街地整備	◎30地区の地区計画決定、22の土地区画整理事業が実施されている ●地区計画道路の整備状況は、令和7年度現在、約30%に留まっている ●歩道の安全や心地よさに対する満足度が低くなっている(★)	●住宅の耐震診断や耐震化の重要性、ブロック塀の危険性について普及啓発に取り組み、災害時の被害軽減や早期復旧につながる対策の推進 ●交通安全・防犯に対する継続的な安全対策	理念3	
(4)関連分野	(i)景観、歴史・文化	◎地域の特徴に応じた景観形成を図るため、30地区の重点風景地区、3地区の景観地区を指定 ◎中山道鶴沼宿、新加納立場、城山、坊の塚古墳等の歴史的・文化的資源が数多く存在	●豊かな自然環境やそれに囲まれた快適な生活環境の維持	理念6	
	(ii)安全安心	●尾崎地区、松が丘・つつじが丘地区、鶴沼台・新鶴沼台地区、鶴沼宝積寺町地区の一部では、土砂災害特別警戒区域を指定 ●木曾川、境川、新境川、大安寺川、岩地川に沿って浸水の可能性のあるエリアが広がっている ●雨水幹線や排水路等の排水施設の能力を超えた内水による浸水被害の恐れ ●地震や水害に対する備えに対する満足度が低くなっている(★)	●まちづくり活動に参加するきっかけを提供する等、市民や市民活動団体等への支援の充実 ●社会情勢の変化や多様なニーズに対応するため、民間の活力を取り入れた官民連携による都市づくりの推進 ●都市再生推進法人によるまちのエリアマネジメントを実現するため、支援措置の実施	理念3	
	(iii)環境	◎ごみ焼却量は年々減少傾向、リサイクル率は27%前後と高水準を維持 ●温室効果ガス排出量は新型コロナウイルス以降、増加傾向			
	(iv)市民協働				

多様な担い手が参加・協働できる都市づくり

第2章 全体構想

1. 都市づくりの理念・目標

本市の最上位計画である総合計画では、将来都市像として「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」を掲げ、最重点プロジェクトとして「人口減少・少子化対策」を位置づけています。将来都市像を実現するため、第1章で整理した本市の現状・課題から、都市づくりの理念と目標を設定します。



都市づくりの理念1

交通軸からつながる生活圏で暮らせる都市

都市づくりの目標① 公共交通ネットワークを活かしたコンパクトな都市づくり

都市づくりの目標② 居住環境の整った便利で暮らしやすい都市づくり

本市は、東西に整備された鉄道や幹線道路を基盤とした都市構造を形成しています。また、鉄道を軸として、ふれあいバスやデマンド型交通、タクシーが鉄道と民間路線バスを補完し、郊外の住宅地等へつながり、市内全域をカバーする交通体系が整備されています。これらの公共交通ネットワークや道路網を活かし、市内に16ある鉄道駅周辺を中心とした市街地に居住機能と都市機能の誘導を図るとともに公共交通ネットワークの維持により、本市の特性を活かしたコンパクトな都市構造の形成を推進します。

また、人口減少や少子高齢化が進行する中、子育て世代をはじめ、誰もが暮らしやすい住環境の創出が必要です。特に、人口が集積する鉄道駅沿線では生活利便性の向上が重要である一方、郊外の住宅団地や市街化調整区域に位置する既存集落では、コミュニティの維持が課題となっています。そのため、低未利用地の有効活用や駅前広場整備等により都市機能の集積を図り、生活利便性の向上を推進するとともに、郊外の住宅団地等における公共交通の維持や都市基盤が整った市街化調整区域における計画的な土地利用を進めることで、良好な住環境の維持・形成を目指します。

都市づくりの理念2

にぎわいと活力を持続発展する都市

都市づくりの目標① 既存産業の振興、新たな産業を創出する都市づくり

都市づくりの目標② 公共施設等の利活用と長寿命化が適切に図られた都市づくり

本市は県内随一のものづくりのまちとして発展しており、製造品出荷額等は県内トップを維持しています。また、周辺都市とのアクセスも非常に便利であるため、産業立地のポテンシャルが高い地域特性を有しています。こうした強みを活かし、製造業を中心とした既存産業の基盤を維持・強化するとともに、愛知県等と広域を結ぶ道路網の整備を促進し、新たな産業需要の受け皿となる産業用地の確保を進めます。

また、公共施設の老朽化が進む中、今後は大規模改修や更新を迎える公共施設の集中が見込まれています。そのため、人口減少や利用ニーズの多様化に対応した施設の集約化や複合化、効率的な維持管理、民間活力の導入等により、施設の総量抑制とコスト縮減を図ることが重要です。これらを通じて、必要な公共サービスを安定的に享受できるよう、公共施設のマネジメントを推進します。

都市づくりの理念3

まちと自然が調和した都市

都市づくりの目標① 美しい水と緑を保全・創出する都市づくり

都市づくりの目標② 水と緑を活用し、にぎわいと交流を生み出す都市づくり

本市は広大で肥沃な濃尾平野の北端に位置し、北部には緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曾川が流れています。中央部の市街地には桜並木と河川が流れる美しい自然環境や市民公園、学びの森をはじめ、市内の各所に緑豊かな公園が点在し、市民に憩いと安らぎを与えています。これら長い歴史の中で形成された豊かな自然とこれまで創出してきた水と緑に囲まれたまちの快適な生活環境を次世代に継承します。

また、自然豊かな都市を形成していくためには、ヒートアイランド対策、散策や憩いの場の提供、良好な景観形成等、水と緑が持つ多様な機能（グリーンインフラ）の活用が不可欠です。さらに、これまで創出してきた水と緑を多様な主体が連携して有効な利活用を促進することで、豊かな自然環境の魅力を活かし、市内外から多くの人々が訪れるにぎわいと交流の創出を図ります。

都市づくりの目標① 災害への備えが整った都市づくり

都市づくりの目標② 市民の安全安心を支える都市づくり

発生が懸念される南海トラフ地震や水害等の災害リスクに対して、法面の安全対策や治水対策等の推進により大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えられる都市基盤の形成を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚や地域防災力の向上に努め、災害に強い都市づくりを推進します。

また、生活道路や通学路においては、狭い道路の解消や歩行者の安全を確保するための交通安全対策、防犯活動の推進等に努め、子育て世代から高齢者まで誰もが安全に安心して暮らせる都市づくりを目指します。

都市づくりの目標① 歴史・文化資源を保全・活用した魅力ある都市づくり

都市づくりの目標② 郷土への誇りや愛着を醸成する都市づくり

本市は、中山道 52 番目の宿場町である鵜沼宿、国指定重要有形民俗文化財各務の舞台（村国座）や国史跡に指定された坊の塚古墳等、多様な歴史・文化資源が残されています。地域の魅力や個性となるこれらの資源を最大限活かした都市づくりを進めます。

また、歴史・文化資源や豊かな自然環境等地域の特性に応じた良好な景観・まちなみの保全や形成により、郷土の誇りや愛着の醸成を図り、若い世代や子育て世代をはじめ、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

都市づくりの目標① 多様な担い手が参加・協働できる都市づくり

地域課題の解決や都市づくりの推進には、市民、市民活動団体、事業者等、多様な主体の参加と協働が不可欠です。本市では、自治会活動をはじめ、さまざまな分野で市民参加が進められています。今後も市民、市民活動団体、事業者等のまちづくり活動への参加機会の充実を図るとともに、担い手の育成により「オール各務原」で将来都市像の実現を目指します。

2. 将来の市街地規模の考え方

概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、市街地規模の考え方を整理します。

(1) 目標人口

本計画では、上位計画である各務原市総合計画と整合を図り、目標年次の目標人口を 140,000 人と設定します。本市の住宅地や人口の配置については、各務原市立地適正化計画で定める「目標とする将来人口密度」の設定に基づき、居住誘導区域や市街化調整区域においても、駅周辺の日常生活圏等に人口の集積を図るものとします。

平成 29 (2017) 年と令和 4 (2022) 年の住民基本台帳の人口を基にコーホート要因法を用いて将来人口を推計すると、本市の人口は計画の最終年度 (令和 16 年) には約 132,000 人まで減少すると見込まれています。

人口減少・少子化対策を重点に、生活環境の充実や安全安心の向上、産業の活性化や子育て支援の充実などまちの魅力をさらに高める取り組みの推進によって、特に子育て世代など若年層の移住・定住を促進し、人口の増加を図ることで、本市の令和 16 (2034) 年の目標人口を 140,000 人と設定します。

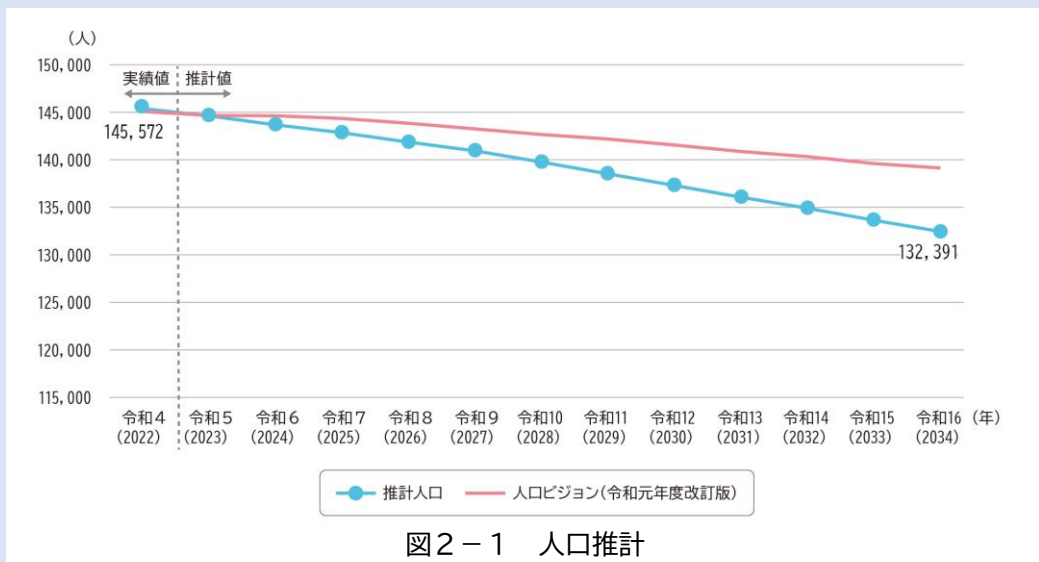


図2-1 人口推計

資料：各務原市総合計画

(2) 産業用地

工業については、航空機や自動車のほか、IT やロボット、医療機器といった先端産業、それらを支える素形材産業等多様な業種が集積し、県内随一のものづくりのまちとして市の製造品出荷額は県内トップを維持しています。製造業の従業者数、製造品出荷額等は微増～ほぼ横ばいで推移している一方で、既存工場の高度化・規模拡大や航空機産業や自動車関連工場等の新規立地の需要もあり、今後も継続的な工業系の土地需要が見込まれます。

商業については、市内各所に立地する最寄品を中心に取り扱う近隣型店舗、それよりやや広い商圏を持つ地域型店舗、市内に点在する大規模商業施設で構成され、売場面積と従業者数は岐阜市、大垣市に次いで県内第3位、年間商品販売額、事業所数は岐阜市、大垣市、多治見市、高山市に次いで第5位となっています。近年、大規模商業施設が立地している状況から、引き続き商業系の土地需要が見込まれます。

これら産業の土地需要を踏まえ、幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺エリア等には、新たな産業用地を計画的に誘導する方針とします。

3. 将来都市構造

(1) 基本的な方針

本市では、市域を取り巻くように良好な農地や豊かな自然を有する緑地、木曾川による広大な水辺空間が広がり、市中心部を東西に貫く鉄道や国道に沿って市街地の整備を進める等、これまで合理的に都市構造の骨格を形づくってきました。

今後も、人口減少、少子高齢化の進展が予測される中、生活利便性の維持・向上を図るため、こうした都市構造の骨格を継承していくことが重要です。そのため、市内に16もの鉄道駅が立地する交通の利便性を活かし、鉄道駅周辺等を中心とした拠点に居住及び多様な都市機能の誘導を図ります。

また、鉄道駅から離れた大規模な住宅団地では、公共交通ネットワークにより都市拠点等へのアクセスを確保し、一定の人口密度の維持に努めるとともに、市街化調整区域の既存集落等については、自然豊かな暮らしを求める世帯の居住を受け入れる等、既存コミュニティの維持に努め、各務原市らしい“公共交通を軸とした集約型都市構造”の形成を図ります。

これらを踏まえ、立地適正化計画で定める将来人口密度の維持・確保に努め、設定した目標人口の達成を目指します。

目指す都市構造のイメージ

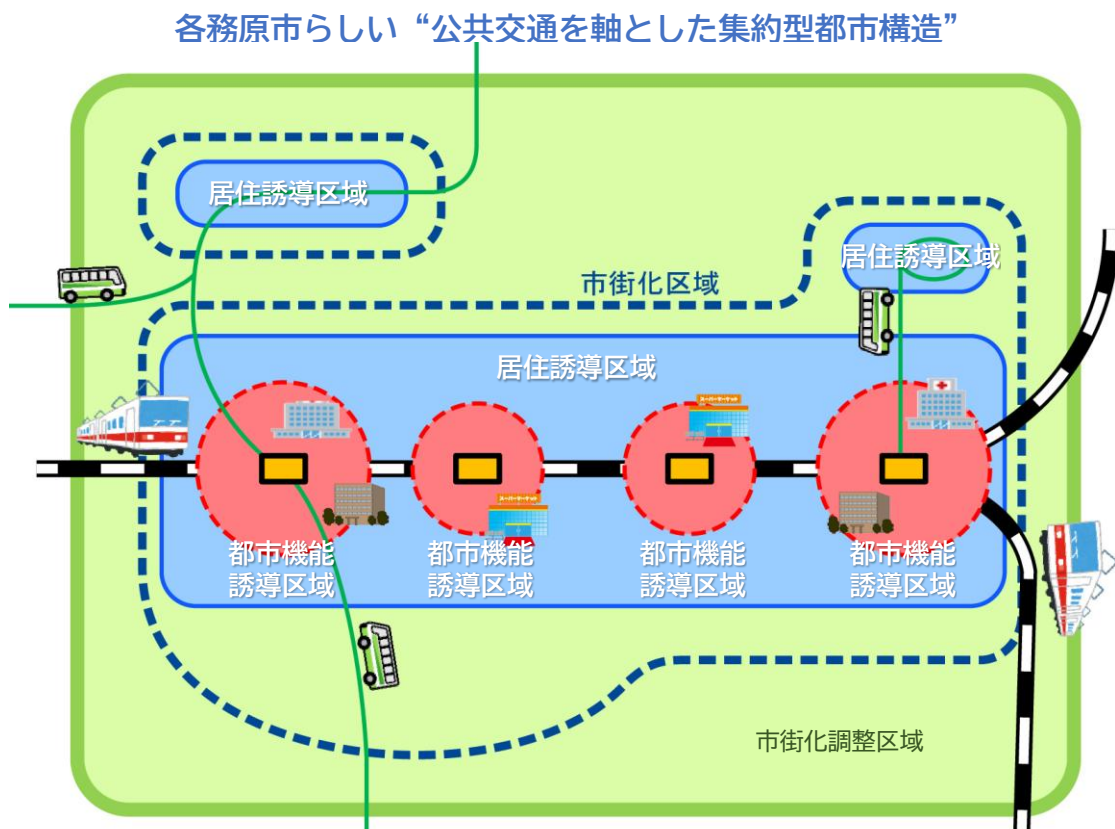


図2-2 目指す都市構造のイメージ

居住誘導区域・都市機能誘導区域は立地適正化計画で定められた区域です

居住誘導区域 	一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域
都市機能誘導区域 	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域

(2) 将来都市構造の設定

都市づくりの理念や目標を実現するための将来都市構造を本市の現状を踏まえつつ、都市の骨格となる「拠点」「軸」「ゾーン」の3つの要素を用いて示します。

拠点	拠点は、多様な機能が集積し、都市において重要な役割を果たす場所を示すものです。
軸	軸は、都市の主要な動線を示すものです。 市民や産業活動を支え、各拠点の都市機能を補完し合い、連携を図るための主要な道路や公共交通、河川等で構成され、都市活動の活性化や円滑な市民交流を促進するものです。
ゾーン	ゾーンは、市街地や森林・農地等、同じ特性・役割を有する面的な広がりのある区域で、土地利用の方向性を示すものです。

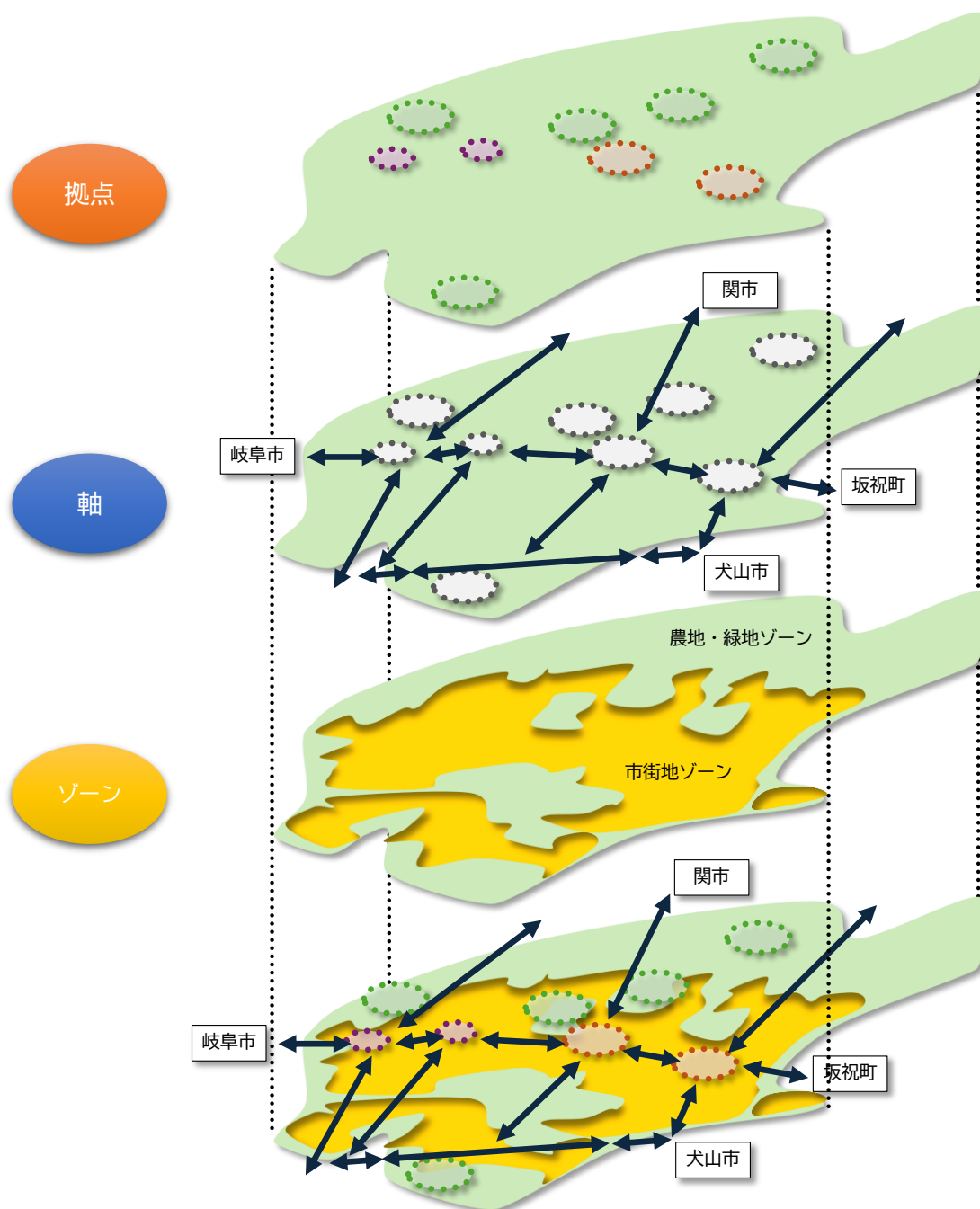








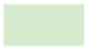



図2-3 将来都市構造の基本的要素イメージ

区分	名称	凡例	配置の方針
拠点	都市拠点		<p>東西に長い本市の地形を踏まえ、都市機能の集積を図るエリアとして2つの都市拠点を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 西の都市拠点として位置づける各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺は、文化教育施設・行政施設・公園等が集積する地区であり、これらの既存施設を活用しつつ、子育て世代から高齢者まで様々な世代が集まるにぎわい・交流拠点の形成を図ります。 東の都市拠点として位置づける鶯沼駅・新鶯沼駅周辺は、交通の結節点である利便性やこれまで整備を進めてきた駅前広場、鶯沼空中歩道等の都市基盤を活かして、居住や多様な都市機能の集積を誘導し、東の玄関口としてふさわしい活気ある拠点の形成を図ります。
	産業拠点（既存）		<p>既存産業の集積を図るエリアとして、本市を代表する航空機産業が集約する川崎町周辺地区、ロボットや航空機といった先端産業、研究開発施設が集積するテクノプラザ地区の他、市内各地に立地する既存の工業団地を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の重要な工業地としての役割を果たすこれらの地区は、引き続き、既存産業の保全・振興や規模拡大・新規需要の受け皿となる用地の拡充に努めることで、産業の集積を図ります。
	産業拠点（候補地）		<p>新たな産業拠点の創出を図るエリアとして、交通アクセスに優れた岐阜各務原インターチェンジ周辺地区、本市の中心部に位置する各務山周辺地区及び今後幹線道路の整備が見込まれる沿線地域のうち、将来的な産業拠点の形成を検討する地区を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜各務原インターチェンジ周辺地区は、交通の利便性を活かした新たな産業用地の創出を推進し、工業・商業が調和した拠点の形成を図ります。 各務山・各務ヶ原駅周辺地区は、本市の中心部に位置する広大な面積を持つ地区であるため、関連計画との調整を行いながら有効な土地利用を検討し、交通の利便性及び既成市街地との近接性を活かした拠点の形成を図ります。 幹線道路の沿線地域は、交通利便性を活かしつつ、都市的土地利用の需要や優良農地、山林等との調整を図り、地域未来投資促進法の活用も含め産業用地・拠点としての可能性を検討します。
	地域生活拠点		<p>各地区を巡回するバス交通等と鉄道の結節点であり、商業機能等が立地している各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺、蘇原駅・六軒駅周辺、川島市民サービスセンター周辺を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活拠点では、日常生活に必要な店舗を中心とした商業機能や医療・福祉機能、市役所の支所機能等、地域住民の生活を支える都市機能が集積した拠点の形成を図ります。
	交流拠点		<p>まちのシンボルとなる市民公園・学びの森周辺、航空と宇宙の本格的な博物館である岐阜かかみがはら航空宇宙博物館周辺、県内最大規模の観光客数を誇る河川環境楽園周辺を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流拠点では、市内外から多くの人が訪れ、観光やレジャー、スポーツ等を通じ多様な交流が生まれる拠点の形成を図ります。
	歴史文化拠点		<p>中山道鶯沼宿地区周辺、中山道新加納立場地区周辺、城山周辺を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史文化拠点では、残された歴史的雰囲気大切にしながら、歴史的なまちなみの形成や歴史的な趣と調和する都市づくりの推進等により、歴史・文化を未来に継承する個性豊かな拠点の形成を図ります。

区分	名称	凡例	配置の方針	
軸	水と緑の軸		木曽川や大安寺川の水辺環境、新境川の百十郎桜等、水と緑の連続性が確保された河川や緑地を水と緑の軸として位置づけ、環境保全、レクリエーション、防災、生物多様性等の機能を結び付け、まちと自然が調和した環境を創出する水と緑のネットワークの形成を図ります。	
	公共交通軸		鉄道、民間路線バス及びふれあいバスを公共交通軸に位置づけます。 ・鉄道及び本市と他市町を結ぶ地域間幹線バスは、幹線交通として、近隣都市や拠点間をつなぐ、広域交通を確保します。 ・ふれあいバスは、拠点間や住宅地等をつなぐ生活交通として、鉄道、バス停及び各拠点等へのアクセス・利便性の向上を図ります。 これら幹線交通と生活交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの確保により、市民の交通利便性の維持に努めます。	
	広域連携軸		広域的な交通需要に対応する東海北陸自動車道や市の中央部を東西に結ぶ(都)一般国道21号線を位置づけ、様々な交流と連携を生み出すネットワークの形成を図ります。	
	地域連携軸		広域連携軸を補完する(都)江南関線、(都)岐阜鵜沼線、(都)岐阜蘇原線、(都)日野岩地大野線、(都)各務原扶桑線、(都)坂祝バイパス線、(都)犬山東町線バイパス、(主)川島三輪線を位置づけ、拠点間や近隣市町を結ぶ幹線道路ネットワークの形成を図ります。	
ゾーン	市街化区域	中心市街地ゾーン		都市拠点であり、立地適正化計画において都市機能誘導区域に定められた各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺と鵜沼駅・新鵜沼駅周辺を位置づけます。 ・中高層住宅等の立地誘導や中古住宅の流通促進により、人口が高密度に集積する市街地の形成を図ります。また、鉄道駅周辺に分布する駐車場や空き地等の土地の有効活用を促進することにより、商業、医療、福祉等の多様な都市機能が集積し、便利で快適な生活を営むことができる市街地の形成を図ります。
		市街地ゾーン		地域生活拠点の内、立地適正化計画において都市機能誘導区域に定められた各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺、蘇原駅・六軒駅周辺を位置づけます。 ・公共交通の利便性を活かし、人口の維持・集積を図るとともに、地域生活拠点を中心に日常生活に必要な都市機能の立地を誘導することにより、過度に自動車に頼らなくても暮らしやすい市街地の形成を図ります。
		工業市街地ゾーン		現在工業系の用途が指定されている地区を位置づけます。 ・既存の工業地・工業団地は、工場施設内における緑地の維持・保全等により、周辺の市街地環境に十分に配慮しつつ現在の土地利用を維持します。 ・岐阜各務原インターチェンジの南側や各務山地区では、交通利便性を活かし、工業系の土地利用の誘導を図ります。
		居住市街地ゾーン		上記ゾーン以外の市街地を位置づけ、現状の人口密度や都市機能を維持するとともに、住居、商業の土地利用を計画的に行うことで生活利便性の確保に努め、ゆとりある居住環境の創出を図ります。
	市街化調整区域	農地・集落地ゾーン		市街地をとり巻く農地では、社会情勢の変化を踏まえつつ、一団のまとまりのある優良農地の保全を図ります。 農地の中に介在する集落においては、地域の特性に合わせ、周辺住民の生活利便性の確保や適正な土地利用を図り、良好な居住環境の保全・形成及び既存コミュニティの維持・活性化を図ります。
		山地・丘陵地ゾーン		北部に広がる山地・丘陵地では、無秩序な市街地拡大を抑制し、自然環境の保全を図るとともに、気軽に自然とふれあうことで市民生活に潤いと安らぎを与える場の形成を図ります。

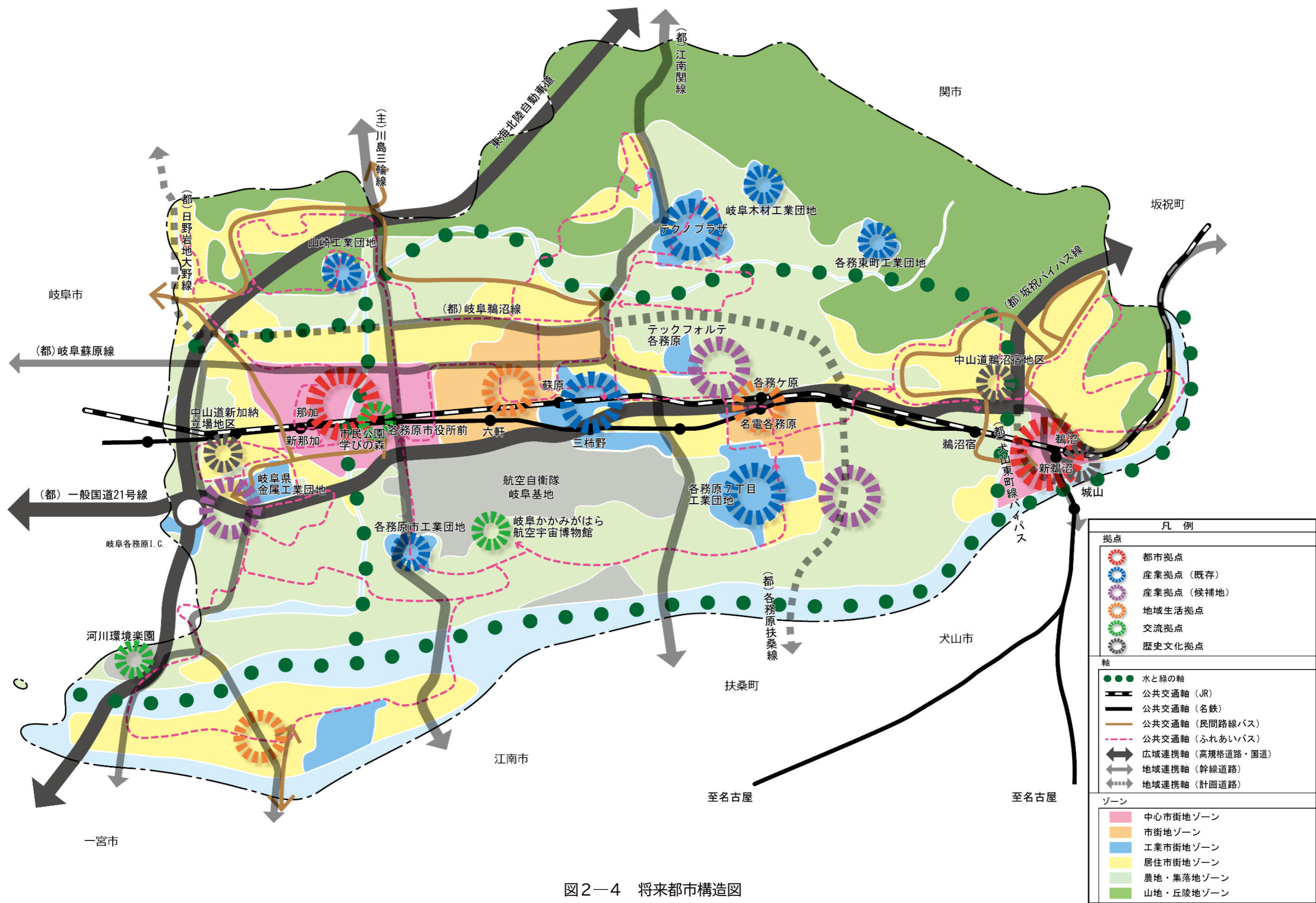


図2-4 将来都市構造図

4. 都市整備の方針

都市整備の方針では、目指すべき都市づくりの理念・目標を実現するために必要な取り組みや整備の方針を、第1章で整理した4つの分野（土地利用、都市施設等、市街地整備、関連分野）ごとに示します。

		都市づくりの理念・目標					
		理念1	理念2	理念3	理念4	理念5	理念6
		交通軸からつながる生活圏で暮らせる都市	にぎわいと活力を持続発展する都市	まちと自然が調和した都市	安全安心な都市	歴史・文化を継承・活用する都市	多様な主体が参加・協働する都市
都市整備の方針		目標	目標	目標	目標	目標	目標
		公共交通ネットワークを活かしたコンパクトな都市づくり 居住環境の整った便利で暮らしやすい都市づくり	既存産業の振興、新たな産業を創出する都市づくり	美しい水と緑を保全・創出する都市づくり 水と緑を活用し、にぎわいと交流を生み出す都市づくり	災害への備えが整った都市づくり 市民の安全安心を支える都市づくり	歴史・文化資源を保全・活用した魅力ある都市づくり 郷土への誇りや愛着を醸成する都市づくり	多様な担い手が参加・協働できる都市づくり
(1) 土地利用		●	●	●	●	●	●
(2) 都市施設等	(i)道路	●	●		●		
	(ii)公共交通	●					●
	(iii)公園・緑地			●		●	●
	(iv)下水道		●		●		
	(v)河川			●	●		
	(vi)その他都市施設	●	●	●			
(3) 市街地整備		●			●	●	●
(4) 関連分野	(i)景観			●		●	●
	(ii)歴史・文化					●	●
	(iii)安全安心				●		●
	(iv)環境			●			●
	(v)市民協働	●	●	●	●	●	●

(1) 土地利用

理念1

理念2

理念3

理念4

理念5

理念6

(i) 土地利用の基本的な考え方

土地は市民が快適な生活を送り、自然や歴史・文化を守り、育み、地域の活力を生み出す舞台であるとともに、生活の基盤となる限りある大切な資源です。

本計画では、各務原市総合計画の基本構想にて示された土地利用の基本的な方針に基づき、本市の特性や実情に応じた計画的かつ戦略的な土地利用を推進します。

住みたい、
住み続け
たくなる
土地利用

各務原アルプスや名勝木曾川などの豊かな自然環境を保全するとともに、歴史・文化などの地域資源や個性を次世代に継承し、それぞれの地域特性にあわせて良好な住環境と調和がとれた土地利用を目指します。都市機能や防災機能の向上、都市緑化の推進に努め、ずっと住み続けたい、住んでみたいと思われる土地利用を進めます。

人や地域が
つながる
土地利用

市内のみならず、県内や愛知県などの広域を結ぶネットワークを形成する交通網の充実を図ることで、「ヒト、モノ、コト」の動きを活発にし、本市の強みの1つである「ものづくり」をさらに強固なものにするとともに、商業・観光拠点を充足させる土地利用を目指します。これらの交通基盤と産業基盤を強化し連携させることで、人や地域がつながる土地利用を進めます。

未来に向けた
計画的な
土地利用

人口減少、少子高齢化の進展など、目まぐるしい社会経済情勢の変化や気候変動に柔軟に対応するために、地域特性にあわせた目的や整備方針は、都市計画マスタープランを中心とした、各個別計画において具体的な計画として定め、持続可能な土地利用を目指します。本構想の方向性を軸に、「いこい・にぎわい・くらし・しごと・ふれあい」をバランスよく配置・誘導し、未来に向けた計画的な土地利用を進めます。



(ii) 区域区分の見直しに関する方針

- ・市街化区域内における住居系市街地は基本的に維持するものとし、低未利用地の宅地化の促進を図ります。
- ・工業系及び商業系市街地については、立地需要を踏まえ、市街化区域への編入を図ります。
- ・現在の市街化区域内において都市的土地利用の困難な地域については、自然景観を維持し、都市環境の保全を図りつつ、今後の土地利用のあり方を検討します。

(iii) 用途地域の見直しに関する方針

- ・土地利用状況の変化や都市基盤施設の整備状況等に合わせ、適切な用途地域の見直しを検討します。
- ・公共施設の老朽化・更新等に伴う建替え等が可能となるように、周辺の土地利用状況を勘案し用途地域の見直しを検討します。また、統廃合に伴う跡地利用の方針に合わせ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- ・緑苑団地等の郊外部の住宅団地について、居住環境を大きく変えない範囲で、一定規模の店舗等を許容する用途地域への見直しを検討します。

(iv) 市街化区域の土地利用方針

区分	名称	凡例	方針
市街化区域	住宅系地域		市街地における道路、公園・緑地、下水道等の都市基盤整備や低未利用地の有効活用等に努め、緑豊かで暮らしやすい居住環境の整備を推進します。 高齢社会における生活利便性の確保や環境負荷の低減といった観点から、郊外部における住居系市街地の拡大を抑制するとともに、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における住宅・宅地の供給を促進します。また、郊外の大規模住宅団地等についても、日常生活の利便性の確保を図ります。
		住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅周辺の住宅地（複合市街地を除く）及び市街化区域の縁辺部に設定します。 ・鉄道駅周辺の既存住宅地については、地域生活拠点を中心に日常生活に必要な都市機能の立地を誘導することにより、引き続き人口の集積を図ります。 ・市街化区域の縁辺部では、低未利用地が残存していることから、地区計画道路の整備や土地区画整理事業等により、ゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。
		大規模住宅団地等	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地郊外の団地造成により、低層の戸建て住宅地と中高層の集合住宅地で形成された大規模住宅団地等に設定します。 ・これらの地域では、良好な居住環境の保全を図るとともに、地区内にみられる空き家の流通を促進します。また、公共交通ネットワークの確保等により、日常生活の利便性の維持に努めます。
	商業系地域		にぎわいのある商業空間の創出を目指して、既存の商業地の振興を図るとともに、鉄道駅周辺の都市的低未利用地の残る地域については、土地の高度利用を促進し、都市機能の向上を図ります。また、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における商業、医療、福祉施設等の都市機能の集積を促進します。
		商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・六軒駅、各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺は、それぞれ本市の既成住宅地における拠点となる商業地の役割を果たしており、今後も歩道整備等のハード事業や商店街活性化のためのソフト事業により機能維持・充実を図ります。 ・（都）一般国道21号線、（都）岐阜蘇原線（いちよう通り）、（都）岐阜鶴沼線、（都）坂祝バイパス線及び（都）江南関線等の主要幹線道路沿道の近隣商業地域については、交通利便性を活かした商業地としての土地利用の維持・誘導を図ります。
		大規模集客施設立地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設が立地する那加日新町、鶴沼各務原町、蘇原花園町、蘇原青雲町及び鶴沼西町は、引き続き商業地としての機能維持・充実を図ります。三井町地区は、商業地としての機能充実を図ります。
	住居・商業系複合地域		交通の利便性を活かし、多様で魅力ある都市機能の立地を促進するとともに、これらと調和した住宅地の形成を図ります。
		複合市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・東西の都市拠点及び中心市街地に位置づけ、既成住宅地が立地するとともに、商業機能を有し都市機能の集積を図る各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺と鶴沼駅・新鶴沼駅周辺に設定します。 ・既成住宅地については、道路・公園等の都市基盤の整備により居住環境の改善を図るとともに、空き家や空き地の流通促進により居住の誘導を行います。また、密集した住宅が多くみられる地区については、土地区画整理事業等により、居住環境の改善に向けた施策を検討します。 ・鶴沼駅・新鶴沼駅周辺地区では、鶴沼空中歩道や駅前広場等の都市基盤整備が進められ利便性が向上していることから、土地の有効・高度利用を促進し、商業系土地利用への誘導を検討します。
	工業系地域		自然との調和に配慮しながら、土地利用と良好な工場経営が円滑に行える環境の確保を図ります。また、本市の持続的な発展を支えるため、企業の多様なニーズを見据えた柔軟な土地利用を検討し、既存工業地、工業団地の高度化・拡充へのニーズに対応するとともに、幹線道路沿道や岐阜各務原インターチェンジの周辺等の交通利便性の高い地域においては、新規産業の受け皿となる工業用地の確保に努めます。
		工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に住宅地が立地する等、周辺への配慮が必要な工業地は、工場施設内における緑地を維持・保全し、市街地環境に配慮しつつ、インフラの維持・整備により、企業の生産活動が円滑に行えるよう努めます。 ・本市の重要な工業地としての役割を果たしている工業団地や交通利便性の高い工業地は、現有の生産機能の維持・強化を図るとともに、周辺の農地、自然環境や住環境に十分な配慮をしながら工業系の土地需要に対応する新たな工業用地の確保・拡大を検討します。

(v) 市街化調整区域の土地利用方針

◆優良な農地との健全な調和

- ・農地が市民生活を支える農産物の生産地域であるとともに、雨水の保水・遊水機能や地下水の涵養機能、緑地的空間機能等多面的な機能を有することを重視し、優良な農地については、農業の拠点として生産機能の維持に努めます。

◆災害防止の観点から必要な市街化の抑制



- ・北部丘陵地は、新境川の上流にあたり、防災の観点等から、砂防指定地及び保安林により開発が抑制されています。また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を行い、宅地開発等を抑制します。

◆自然環境の観点から必要な保全

- ・森林・緑地・水辺系地域についてはその保全に努めます。また、市民生活に潤いと安らぎを与える場として整備を図り、自然共生型の土地利用に努めます。
- ・飛騨木曾川国定公園並びに特別緑地保全地区に指定されている八木山の保全を図ります。
- ・風致地区に指定されている伊木山やうぬまの森等山林の保全に努め、市民が緑と親しむ憩いの場として活用します。
- ・国営木曾三川公園各務原緑地及び新境川・大安寺川は貴重なオープンスペースとして保全を図ります。
- ・おがせ池の水辺空間や周囲の山林及び名勝木曾川の一部を成している城山は景勝地として保全を図ります。

◆秩序ある都市的土地利用

- ・市街化調整区域については、無秩序な土地利用が進まないよう開発許可の適切な運用を行うものとします。
- ・幹線道路沿道等、工業系や商業系の都市的土地利用の需要が見込まれるエリアは、優良農地との調整や周辺環境、営農状況等との調和に十分配慮し、都市的土地利用を図ります。さらに、工業系の土地利用では、地区計画の活用や地域未来投資促進法の活用により特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域に位置づけられた地域については、工業用地の確保に努めます。
- ・住居系の土地利用については、既存コミュニティの維持・活性化や地域の特性にふさわしい住環境の形成を図るため、都市基盤がある程度整っている地区や地域の核となる公共施設が立地する地区、鉄道駅の周辺地区について、地区計画や都市計画法に基づく条例区域の指定等により、適切な土地利用を誘導し、地域の実情に応じた都市づくりを推進します。
- ・集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、周辺の環境に配慮しながら適切な立地を図ります。

区分	名称	凡例	方針
市街化調整区域	幹線道路沿道 エリア		幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺等の交通利便性の高い地区においては、優良農地との調整や周辺の住環境に配慮しつつ、新たな産業用地の誘導を図ります。
			<ul style="list-style-type: none"> ・(都)岐阜鵜沼線沿道 東西軸としての交通利便性を活かした商業系の土地利用を中心に検討します。 ・(都)犬山東町線バイパス沿道 都市計画道路の整備に併せ、商業系の土地利用を検討します。 ・(都)各務原扶桑線沿道 都市計画道路整備の進捗や営農状況等の社会情勢の変化を踏まえつつ、愛知県へとつながる道路ネットワークの広域性を活かした工業系の土地利用を検討します。 ・岐阜各務原インターチェンジ周辺地域 東海北陸自動車道の交通利便性を活かし、既存の大規模集客施設、工業団地と新たな産業用地とが調和する土地利用を図ります。 ・各務山周辺地区 各務山基本構想に基づき、各務山西部（テックフォルテ各務原）と一体的な工業用地としての土地利用を図ります。各務ヶ原駅北側の地域においては、交通の利便性を活かし、周辺の土地利用状況や都市基盤整備等の社会情勢の変化に伴い、商業系をはじめとして、様々な土地利用の可能性を検討し、まちづくりに有効な土地利用を図ります。
	鉄道駅近接 エリア		<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性に優れた鉄道駅に近接する地域において、無秩序な土地利用等による不良な街区の形成を防止するため、地区計画等の活用により、良好な住環境の形成が図られるよう検討します。

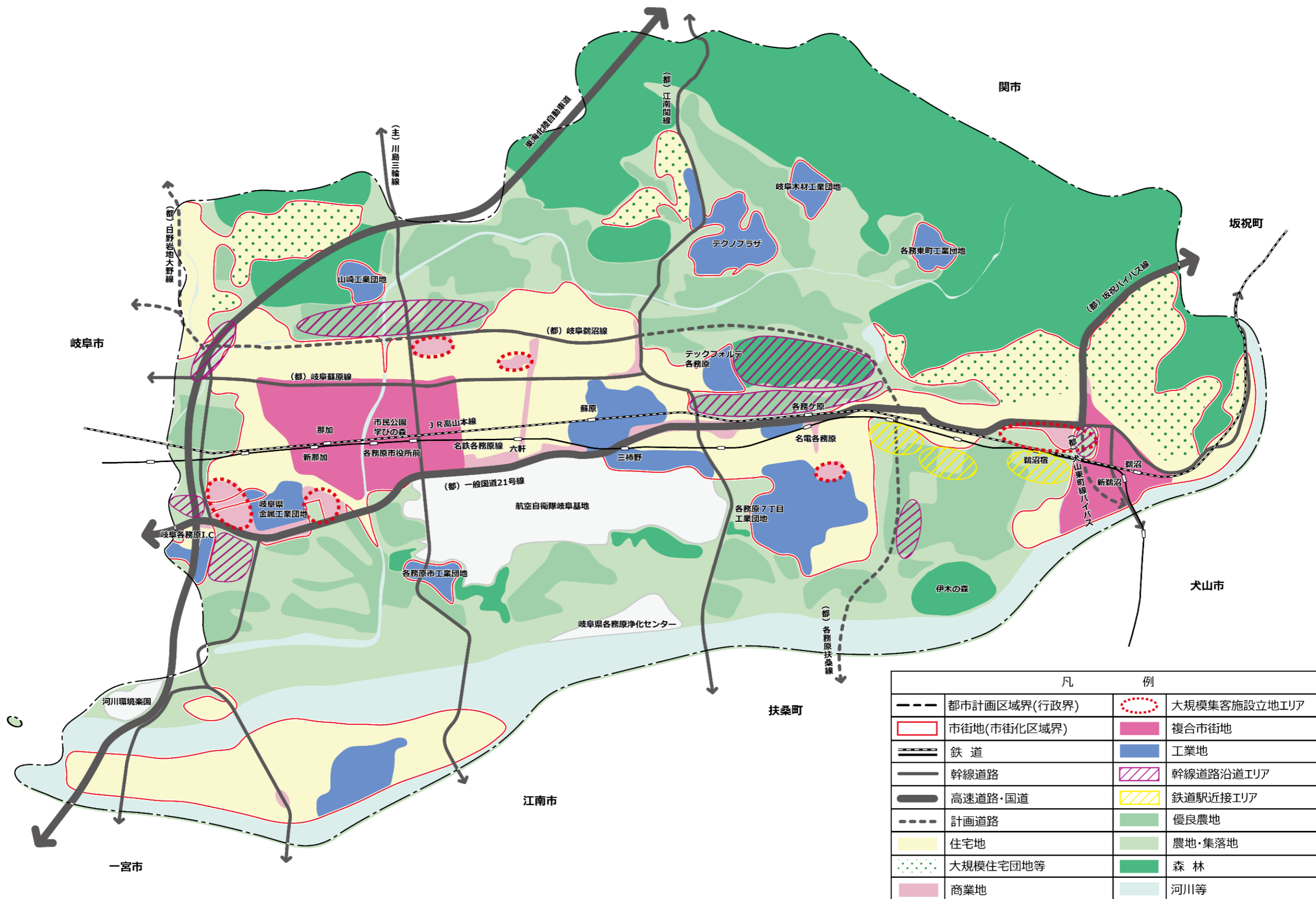


図2-5 土地利用方針図

(2) 都市施設等

(i) 道路

理念1

理念2

理念4

本市の道路は、幹線道路を軸とし、近隣市町を結ぶ広域幹線道路網が形成されています。さらに軸となる幹線道路から補助幹線道路・生活道路がつながり、道路ネットワークが形成されています。

都市の骨格を形成する幹線道路、主に地域内交通を幹線道路へ誘導する機能を持つ補助幹線道路の整備を促進することで、幹線・補助幹線道路ネットワークを構築します。

既成市街地及び集落地における生活道路の多くは、6m未満の狭幅員道路によって構成されており、交通安全上及び防災上の問題が懸念されています。特に、幅員4m未満の狭あい道路については、緊急車両（消防車や救急車）の進入が困難な道路も多くみられ、その改善が必要です。

また、地形は比較的平坦であるため、市民が徒歩や自転車で快適に移動できる交通環境に適しており、自動車に過度に依存しないまちづくりや歩行者・自転車ネットワークの形成による通学路の安全確保、近隣市町と連携したサイクリングロード整備が求められています。

取り組み方針

◆ 幹線道路、補助幹線道路

- ・社会情勢の変化や将来のまちづくり及び都市計画道路網を勘案し、必要に応じて都市計画道路網の見直しを行います。
- ・今後整備を促進すべき主要な路線（短期・中長期）については、国・県と連携しながら計画的な整備を促進します。

表2-1 都市計画道路の変更箇所

名称	都市計画決定	内容
(都)新那加町線	令和5年1月25日 市告示第40号	新那加駅前広場の追加 車線数の決定 2車線
(都)日野岩地大野線	令和5年12月6日 市告示第112号	区域の変更(岩地川架橋部)
(都)岐阜鵜沼線	令和8年度予定	区域の変更(交差点部等の拡幅)

表2-2 整備促進路線（短期）

路線名	方針
(都)犬山東町線バイパス	鵜沼地区における交通流動の円滑化及び(都)一般国道 21 号線に連絡する都市間交通※路線として整備します。
(都)各務原扶桑線 【(仮)新愛岐大橋～ 市道鵜 932 号線 (にんじん通り)】	広域的通過交通※や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、愛岐大橋上流側に(仮)新愛岐大橋を架橋し、市道鵜 932 号線に至る新設路線を整備します。
(都)岐阜鵜沼線 【(都)日野岩地大野線～ (主)川島三輪線】	市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備します。
(都)日野岩地大野線 【(都)金町那加岩地線(岐阜市)～ (都)岐阜蘇原線】	本市西部の新たな南北軸、また都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備します。

※都市間交通：各都市間を結ぶ交通。

※広域的通過交通：ここでは、高規格幹線道路等を利用し、広い範囲の移動を目的に本市内を通過する交通のことをさす。

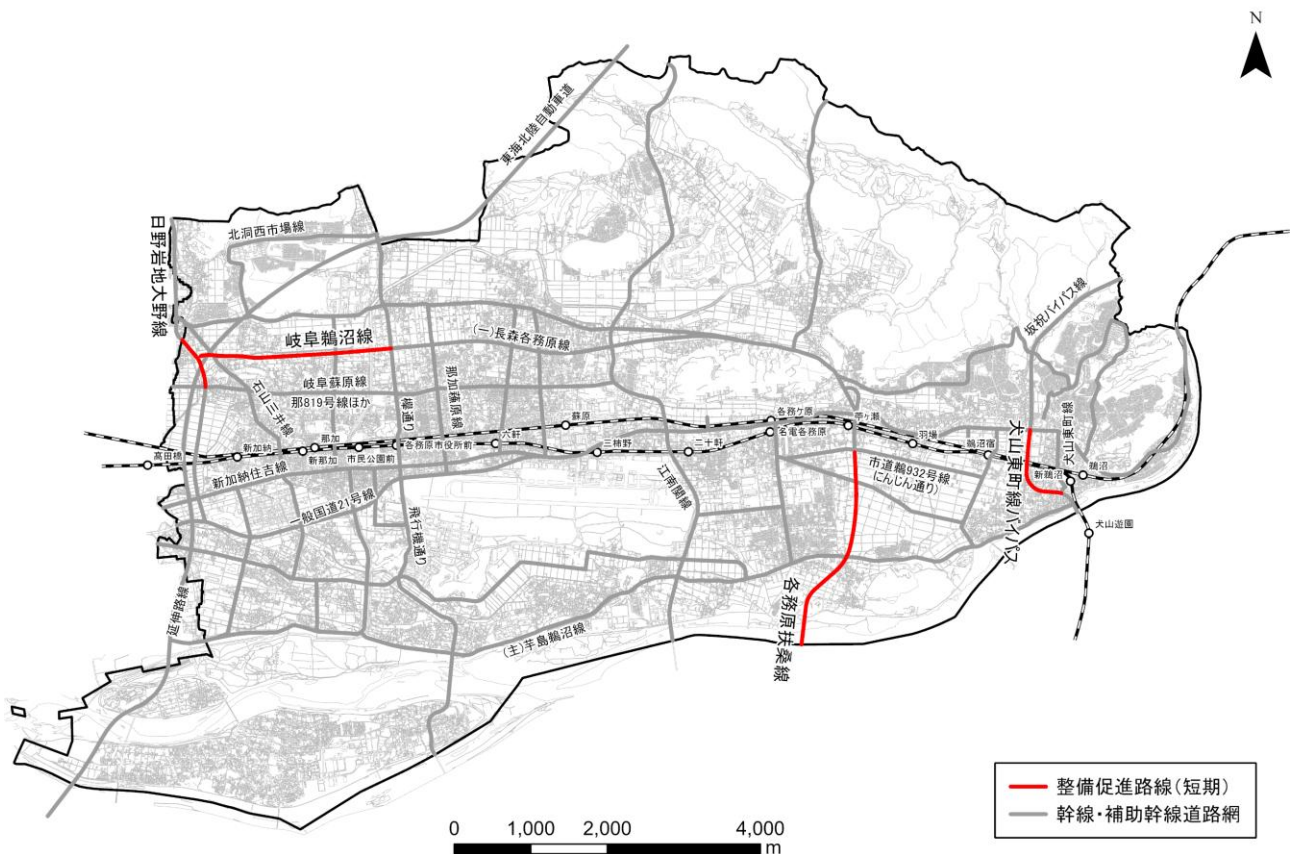


図2-6 整備促進路線（短期）

表2-3 整備促進路線（中長期）

路線名	方針
(都)一般国道21号線	本市を東西に横断する広域的な幹線道路であり、経済・産業・防災等の重要な役割を果たす路線として整備を促進します。
(都)坂祝バイパス線	(都)一般国道21号線に連絡し、都市間及び広域的通過交通の円滑化並びに、慢性的な渋滞の緩和を図るバイパス路線として4車線化整備を促進します。
(都)岐阜鷺沼線 【(都)江南関線～ (都)一般国道21号線】	市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備を促進します。
(都)日野岩地大野線 及び延伸路線	岐阜地域の環状線の一部を形成し、また本市西部の南北軸として都市間交通の円滑化を図る路線として整備を促進します。また、川島地区との連絡を強化するため、当該路線の延伸を検討します。
(都)各務原扶桑線 【市道鷺932号線(にんじん通り) ～(都)岐阜鷺沼線】	広域的通過交通や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、市道鷺932号線から(都)一般国道21号線、(都)岐阜鷺沼線に至る新設路線の整備を促進します。
(都)江南関線	本市の南北道路交通の軸となっており、広域的通過交通や都市間交通が集中する路線として整備を促進します。
(都)石山三井線	本市西部の南北道路交通路線として、地区間を結ぶ地域的な役割の道路として整備を促進します。
岐阜南部横断ハイウェイ	(都)一般国道21号線に集中する広域的な通過交通を市街地外へ誘導するとともに、本市南部地域の東西軸を形成する主要な幹線道路としての機能が期待されていることから、当該道路の整備を促進します。

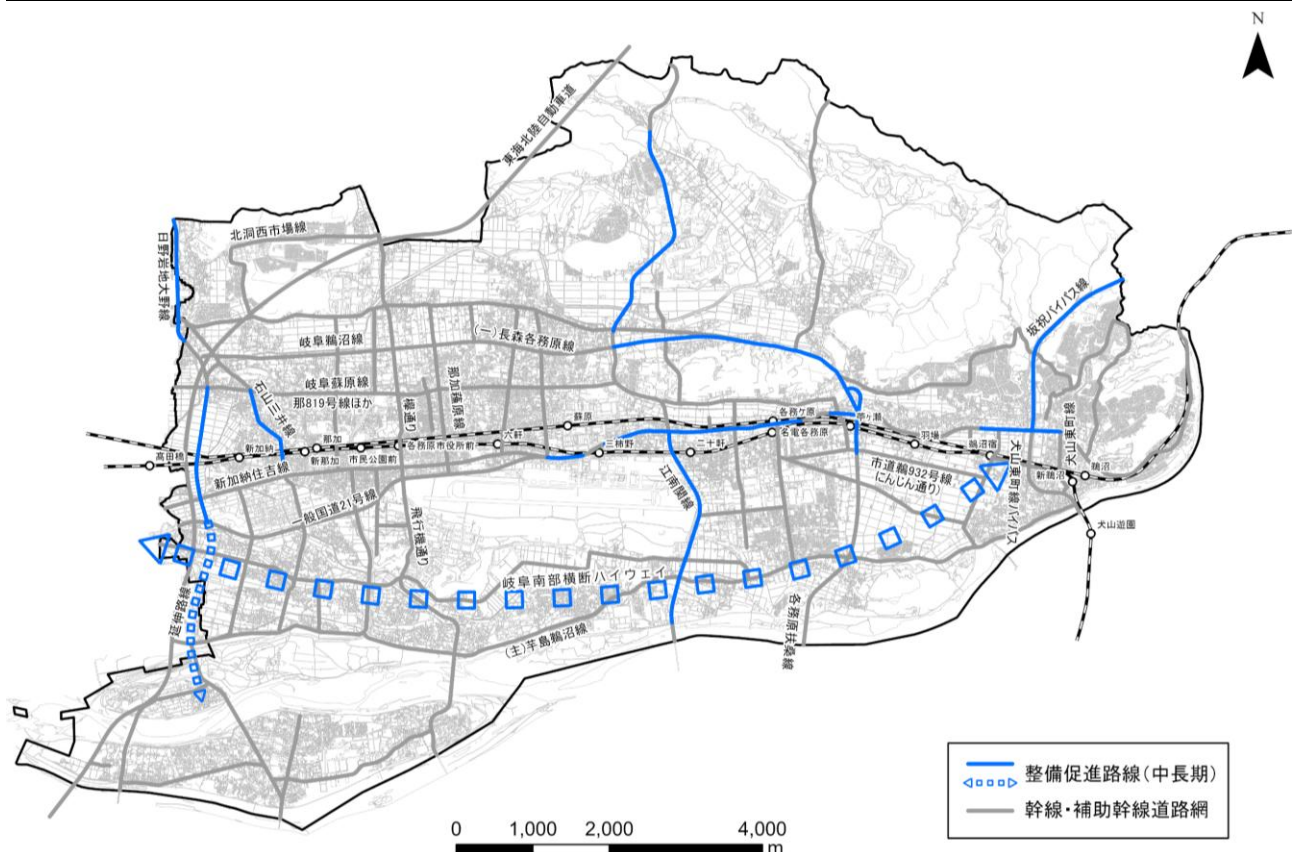


図2-7 整備促進路線（中長期）

◆生活道路

- ・各務原市道路整備計画に基づき、交差点改良・歩道整備等を図ることで、計画路線の整備を推進します。
- ・幅員4m未満道路の多い既成市街地や集落地において安全で快適な住環境を確保するため、狭あい道路整備事業等、地域住民の理解と協働により幅員4m未満の道路の解消を図ります。

◆歩道・自転車ネットワーク

- ・主要な幹線道路や自転車・歩行者の交通量が多い道路、また通学路に指定されている道路において、歩道や自転車歩行者道の整備を順次進めます。
- ・自転車活用推進計画を策定し、安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するとともに、自転車の利用に向けた施策に取り組みます。
- ・木曽川河川敷等に整備したサイクリングロードについては、周辺の一般道路も含めたコースを設定する等、関係機関や近隣市町と連携しながらさらなる利活用について検討します。

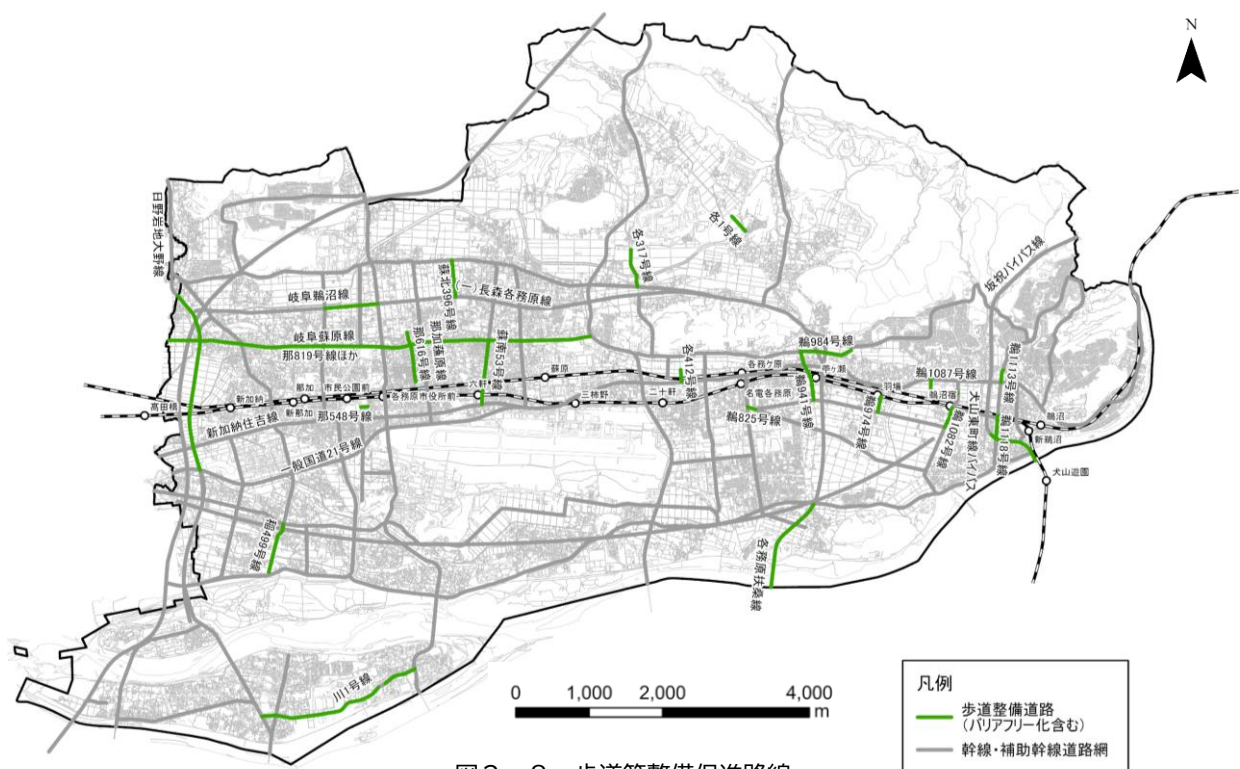


図2-8 歩道等整備促進路線

◆歩行・沿道環境に配慮した道路整備

- ・今後は、市民が安心して移動できる環境を整え、地域の魅力や暮らしやすさの向上につなげるため、歩行環境や沿道の空間整備と一体となった道路を推進します。
- ・官民が連携した道路の利活用を推進し、にぎわいと交流に資する道路空間の確保、管理に取り組みます。
- ・多目的に活用できるオープンスペースとしての役割にも配慮しながら、植栽による緑化や地域の景観への配慮等、潤いや豊かさが実感できる道路空間の創出を図ります。
- ・鉄道駅周辺道路は、徒歩、自転車で気軽に移動できるにぎわいのあるまちづくりのため、歩いて楽しい歩道空間の整備を図ります。
- ・風景をゆっくり眺め安心して歩けるよう、景観・歴史と調和した道路空間の整備を図ります。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの取り組みとして、高齢者をはじめすべての人が移動しやすい環境の維持を図ります。

(ii) 公共交通 理念1 理念6

本市の鉄道は、JR高山本線（4 駅）と名鉄各務原線（12 駅）が市域中央部を東西に並行して走り、地域間交通を担う輸送機関として重要な役割を果たしています。

バス路線は、岐阜バス、名鉄バス、ふれあいバスが運行し、デマンド型交通を含め、市民の移動手段として活用されています。

今後は、将来にわたり地域の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通の供給体制の確保・維持を図ります。

取り組み方針

◆鉄道・バス

- ・鉄道については、運行の維持や鉄道駅のバリアフリー化等について関係機関に要請し、利便性や安全性の確保に努めます。
- ・身近な交通手段である民間バス路線の維持に努めるとともに、必要に応じてふれあいバスとチョイスコの運行内容の見直しを行います。

◆持続可能な公共交通ネットワークの形成

- ・各務原市地域公共交通計画に基づき、鉄道（JR、名鉄）、民間路線バス（岐阜バス、名鉄バス）、ふれあいバス及びチョイスコかかみがはら・かわしまが相互に連携する公共交通ネットワークの維持により移動手段の確保に努めます。
- ・公共交通を快適に利用できるようにするため、乗継拠点での乗降環境を整備し、地域にあった交通サービスの提供に努めます。
- ・新技術の活用等、効果的、効率的なサービス供給を検討します。

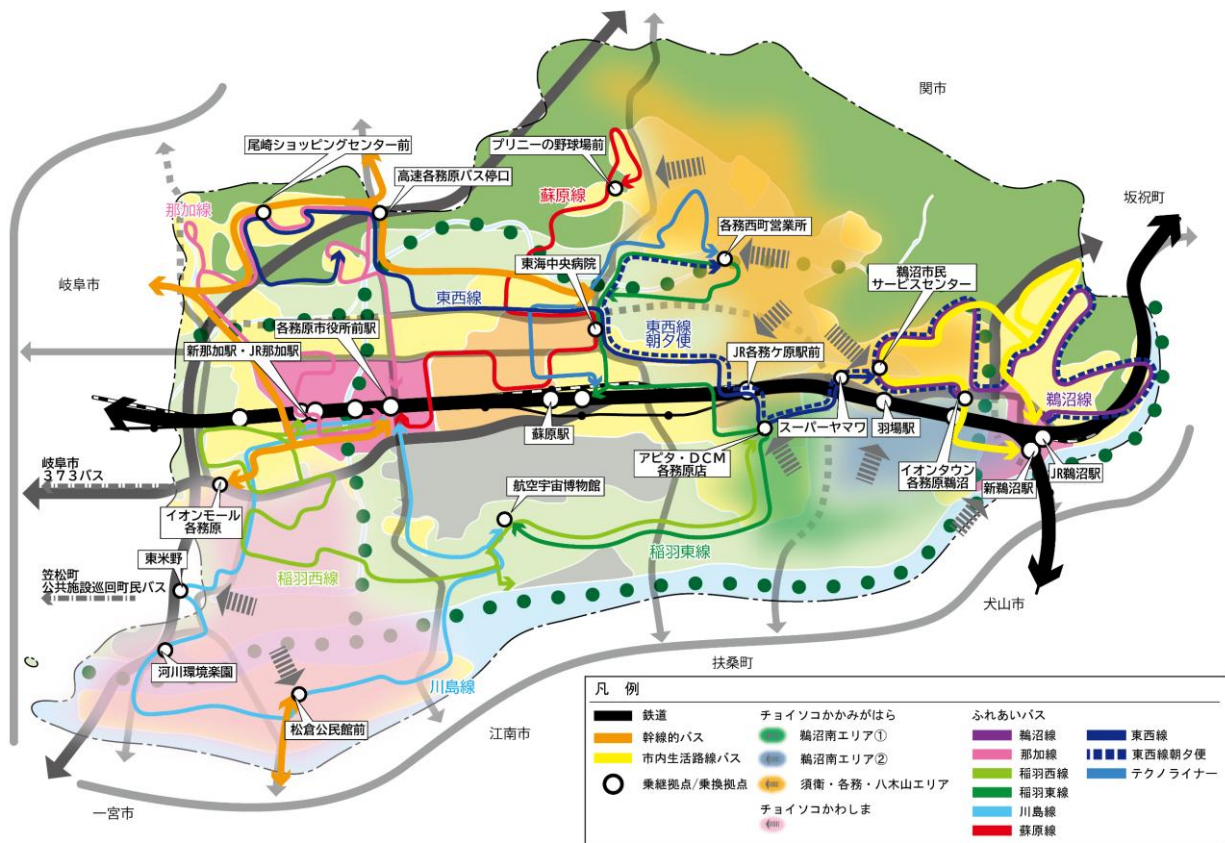


図2-9 公共交通ネットワーク

(iii) 公園・緑地

理念3

理念5

理念6





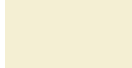




本計画における公園・緑地の方針は令和8年度からの新たな「緑の基本計画」によるものとします。これまでの「緑の基本計画」に基づく取り組みにより、「まちの緑」が創出され、長い歴史の中で「豊かな自然」が形成されてきました。

今後は、緑の骨格や拠点、エリアの充実を図ることで、緑の将来像「まちと緑とつながるしあわせ かがみがはら」の実現を図ります。

取り組み方針

◆緑の配置

・緑の将来像の実現を図るため、緑の配置方針を設定します。

区分	名称	凡例	配置の方針
緑の骨格	水と緑のネットワーク		木曽川や大安寺川の水辺環境、新境川の百十郎桜など、水と緑の連続性が確保されており、今後も保全・活用が求められる軸を「水と緑のネットワーク」として位置づけます。
	主な樹林地		北部の緩やかな丘陵地や、三井山などの独立峰の緑豊かな樹林地のこと。
	河川・ため池等の水辺		木曽川や新境川などの市内を流れる河川や、芋ヶ瀬池などの市内に点在するため池のこと。
緑のエリア	緑の活用エリア		都市公園や街路樹等の緑が配置されている市街地について、既存ストックとしての緑の機能を最大限活かすため、適正な維持管理や活用を行うことで、にぎわいの創出や良好な住環境の保全を図る「緑の活用エリア」として位置づけます。(市街化区域)
	緑の保全エリア		市街地縁辺部の樹林地や農地、河川沿いの水辺環境は、市の骨格となる良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全していく「緑の保全エリア」として位置づけます。(市街化調整区域) (保全配慮地区)
	まちなかグリーンインフラ推進エリア		市全域においてグリーンインフラの取り組みを推進します。特に、立地適正化計画と連動し、居住誘導区域においては、緑の多様な機能が良好な住環境の形成と治水対策等に資するため、より積極的に推進していく「まちなかグリーンインフラ推進エリア」として位置づけます。(居住誘導区域) (緑化重点地区)
緑の拠点	賑わいと交流の拠点		近隣・地区・総合公園や国営公園など、広大な緑を有する公園や市を代表する主な公園は、市内外から多くの人々が訪れ親しまれる場であることから、これらを「賑わいと交流の拠点」として位置づけます。
	レクリエーション拠点		陸上競技場などを有する総合運動公園や川島町総合スポーツ公園は、レクリエーションの場として市民に活用されていることから、これらを「レクリエーション拠点」として位置づけます。
	歴史・文化の拠点		炉畑遺跡公園や新加納陣屋公園など、歴史的な資源と一体となった緑は、本市の歴史や景観を継承する環境を形成していることから、「歴史・文化の拠点」として位置づけます。

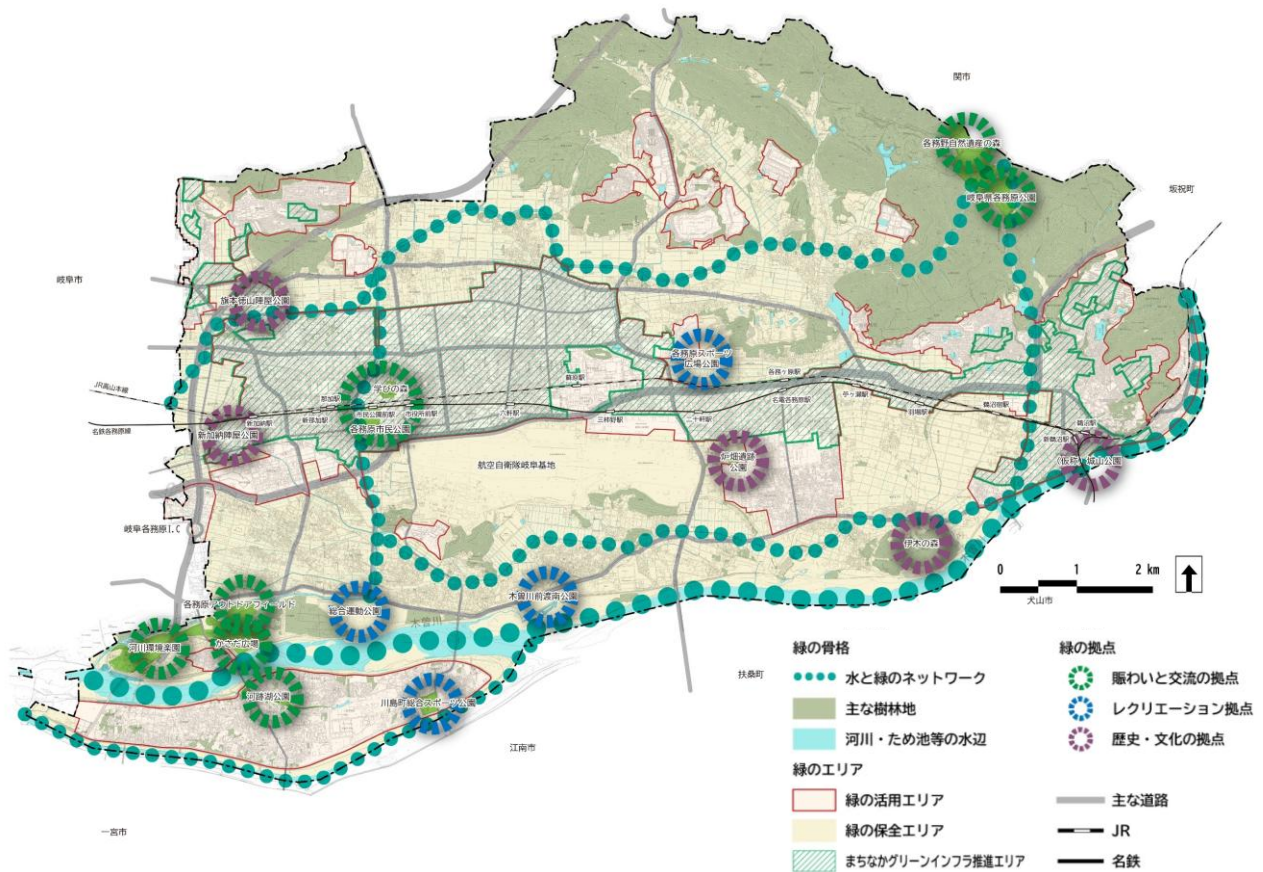


図2-10 緑の配置方針図

◆都市公園の整備

- ・都市公園は、都市の環境保全、防災性の向上、都市景観の形成、憩いの場やレクリエーション活動等様々な役割を果たしています。
- ・既存の公園を十分に活かすため、多様なニーズに対応した公園施設の充実やルールづくりを行う等、質の高い特色ある公園づくりを進めるとともに、将来を見据え、必要に応じて都市公園の機能再編・統廃合についても進めます。

◆都市公園の管理

- ・利用者の安全確保のため、定期的な公園施設の点検を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の修繕・更新を進めます。
- ・良好な景観形成や地域コミュニティ活動の活性化を図るため、今後も市民協働による公園の管理を推進します。

◆官民連携による管理・運営

- ・公園管理の多様化に対応するため、指定管理者制度や Park-PFI 制度等、公園の特性に合わせた官民連携手法を導入し、質の高いサービス提供と効率的・効果的な公園管理を目指します。

(iv) 下水道

理念2

理念4

下水道は、快適な生活環境の実現や公共用水域の水質保全及び浸水防除等の重要な役割を担うとともに、地域の持続的な発展のため、なくてはならない社会基盤として整備しています。

公共下水道事業（污水）は、投資効果の高い市街化区域を優先的に整備してきた結果、市街化区域における整備は概成しています。

公共下水道事業（雨水）では、近年増加している局地的な豪雨による内水浸水被害を防ぐため、雨水幹線や雨水貯留施設等の整備を推進する必要があります。

取り組み方針

◆公共下水道事業（污水）

- ・市街化調整区域の既存集落への下水道整備を進めるにあたっては、人口減少を見据え、財政状況や費用対効果を十分に精査するとともに、整備区域の選定等については地域の特性を的確に把握し、経済的かつ効率的に整備できるよう慎重に検討します。
- ・地震発生時において下水道施設の耐震性を確保するため、これまでの下水道総合地震対策計画に加え、各務原市上下水道耐震化計画に基づき耐震化を実施します。
- ・老朽化した施設については、各務原市下水道ストックマネジメント計画に基づき更生工法等の整備手法による延命化を図り、計画的な維持管理を行います。
- ・全体計画の見直しに合わせて、事業計画区域を適切に設定し、市街化調整区域内の既存集落における整備を順次進めます。

表2-4 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（污水）	公共下水道	那加成清、蘇原第2、南町、三井、上戸の各処理分区の一部

◆公共下水道事業（雨水）

- ・雨水管理総合計画に基づき、優先順位の高い地区から雨水幹線や雨水貯留施設の整備を推進します。

表2-5 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（雨水）	雨水幹線 雨水貯留施設	各務山排水区、小伊木排水区、三井第1排水区、飛行場排水区、宝積寺第1排水区、巾下排水区、朝日排水区

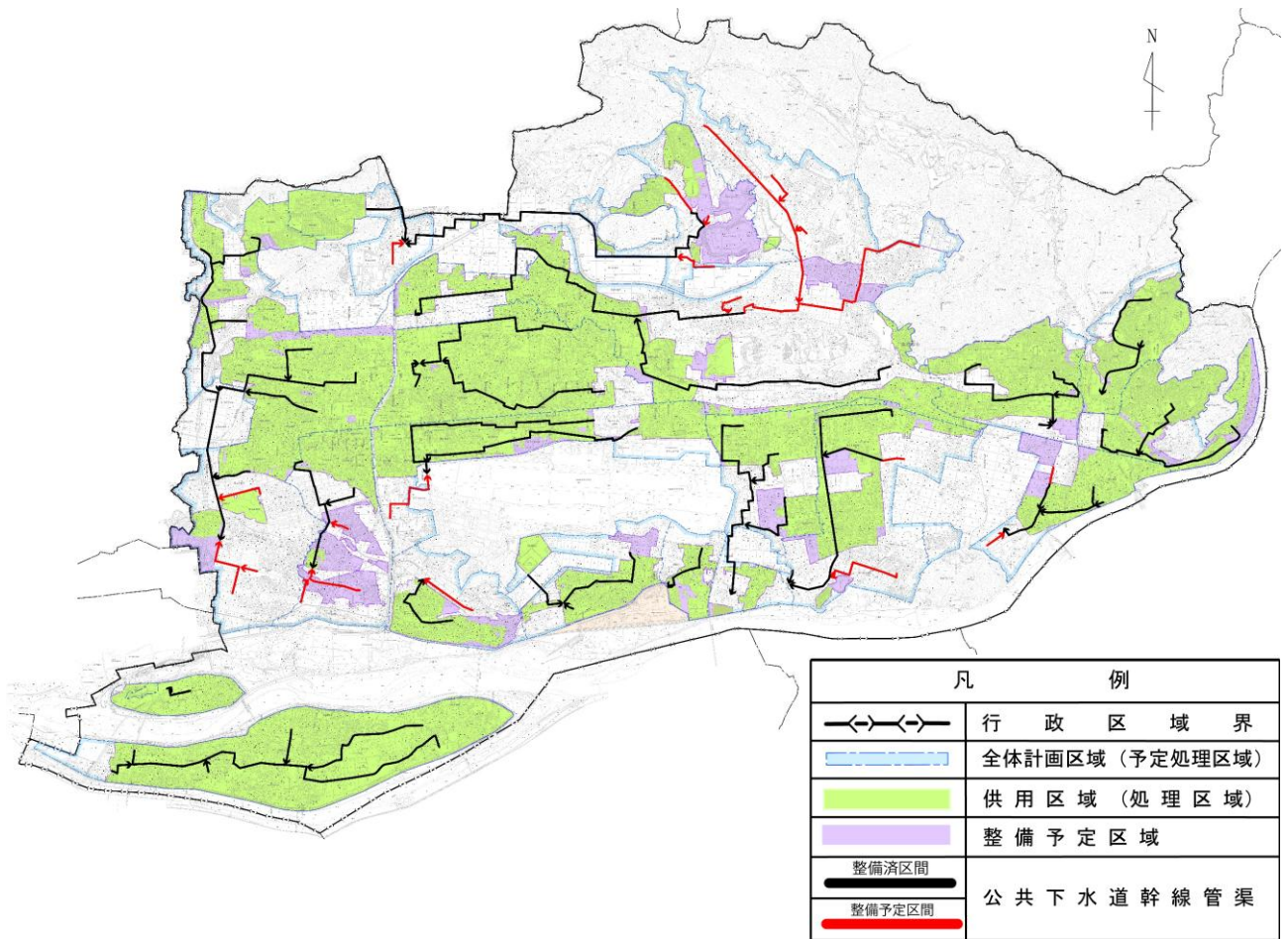


図2-11 下水道（汚水）の整備予定図

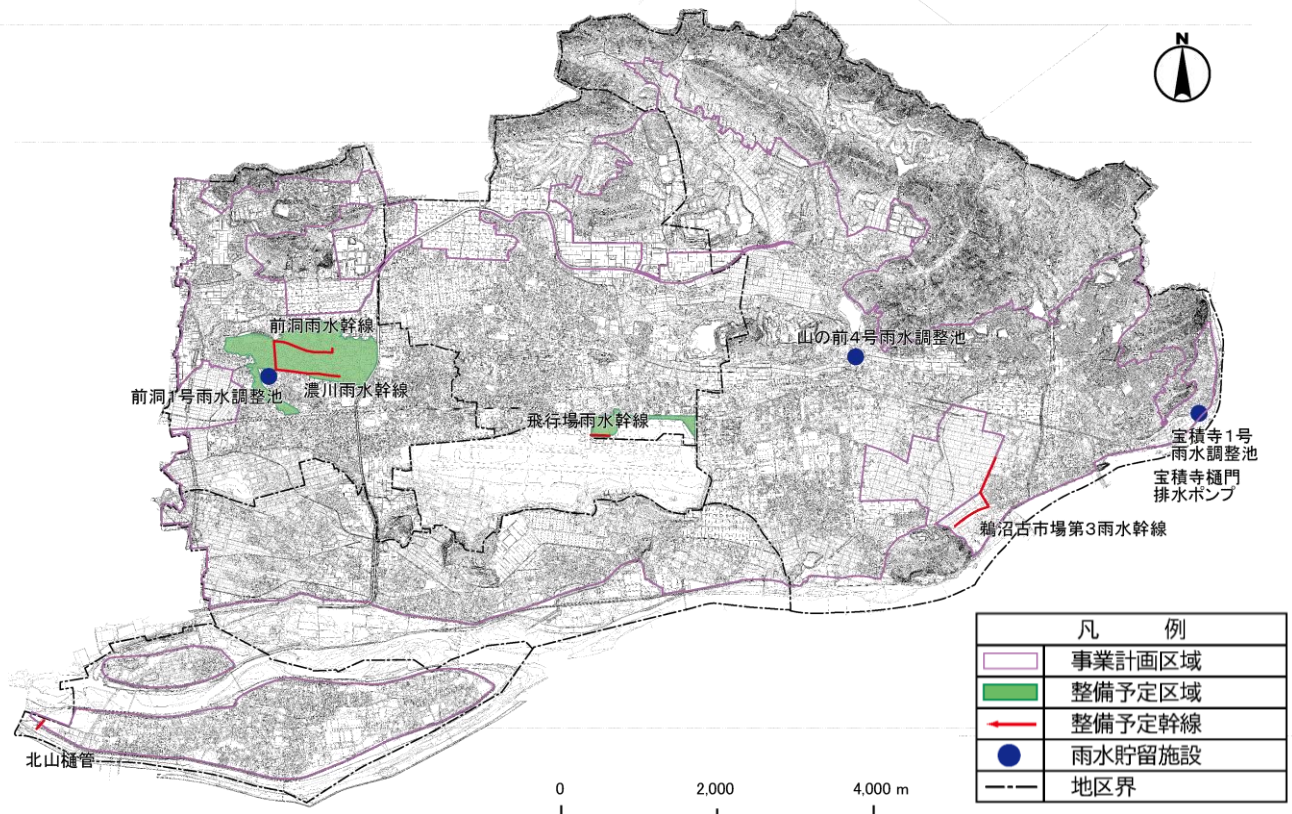


図2-12 下水道（雨水）の整備予定図

(v) 河川 理念3 理念4

境川流域整備計画や流域水害対策計画等に基づき、自然の保水・遊水機能を維持、向上させるため、総合的な治水対策を促進します。また、南部に流れる木曽川の一部において、堤防整備による治水対策が求められています。

これら浸水被害の防止のため、緊急性や危険性の高い河川の改修や維持管理を推進します。

取り組み方針

◆河川・雨水施設

- ・境川流域整備計画や流域水害対策計画等に基づき、公共施設における雨水貯留施設の整備を推進するとともに、開発事業者に対し、雨水の流出抑制対策を指導します。
- ・国と連携し、一級河川木曽川（鵜沼宝積寺町、川島渡町、北山町）の堤防整備を促進します。
- ・市が管理する普通河川の改修や補修による維持管理を行います。

表2-6 今後の主要な施設の整備方針

種別	名称	備考
河川	境川	総合的な治水対策（雨水の流出抑制対策）
河川	木曽川	堤防の築堤（鵜沼宝積寺地区、川島渡・北山地区）

(vi) その他都市施設 理念1 理念2 理念3

良好な都市環境を確保するため、廃棄物処理施設及び火葬場については、現施設の機能の維持・更新を図ります。教育文化施設については、適切な規模・配置を検討のうえ、施設ごとに機能の維持管理・更新等を計画的に実施します。

取り組み方針

◆廃棄物処理施設

- ・各務原市北清掃センター（ごみ処理）及び各務原市クリーンセンター（し尿・浄化槽汚泥処理）については、適正な処理ができるよう計画的な設備機器の更新と修繕等により、施設の長寿命化を図ります。

◆火葬場

- ・瞑想の森市営斎場については、周辺環境との調和や環境保全上の対策を考慮しつつ、計画的な設備機器の更新と修繕等により、施設の長寿命化を図ります。

◆教育文化施設

- ・小中学校、特別支援学校施設については、安心して快適に学習に取り組むことができる環境を整えるため、計画的な改修及び建替により適切に維持管理を図ります。また、小中学校については、最新の将来推計による児童生徒数の減少を踏まえ、適正規模及び適正配置等について検討します。
- ・適正規模及び適正配置による学校施設の再編等に当たっては、「学校建替基本方針（令和6年度策定）」に基づき、既存の学校敷地での建替を基本とします。
- ・学校施設には地域の核となる防災や地域コミュニティの拠点としての機能があることから、再編等により生じた学校跡地のあり方を検討し、持続可能で安全安心な地域づくりを推進します。
- ・その他教育文化施設についても、将来を見据えた教育環境における施設の必要性を検討します。

(3) 市街地整備

理念1 理念4 理念5 理念6

市街地の整備にあたっては、東西の都市拠点に位置づけられた既成市街地や駅前広場の整備を継続的に実施し、鉄道駅周辺に都市機能が集積する市街地の形成に努めます。

既に地区計画が指定されている地区では、地区計画の方針に基づき、地区施設の整備を推進します。また、必要に応じて土地区画整理事業等の活用を検討し、良好な住宅地の提供を図ります。

取り組み方針

◆西の都市拠点

- ・都市再生推進法人等とまちなかウォークブル推進事業「那加 from Park 構想」に取り組んでおり、引き続き、官民連携による公園や道路等の再整備、空き家・空き店舗の解消、回遊性の向上を図り、そのにぎわいを商店街等の周辺エリアに波及させることでエリア価値の向上を目指します。

◆東の都市拠点

- ・名古屋圏への高い交通利便性を活かし、東の玄関口としてふさわしいにぎわいを生むため、都市機能施設の誘導を図ります。そのため、周辺の低未利用地の活用や高度利用の推進がされるよう、高さ制限の見直しとそれらと連携した駅周辺の整備を検討します。また、城山地区では、良好な景観や歴史・文化資源として保全を図りながら、周辺の整備を検討します。

◆駅・駅前広場

- ・主要駅はふれあいバスの乗継拠点となっており、交通結節点である鉄道等の公共交通利用の利便性の向上を図るため、地域生活拠点である名電各務原駅等の駅前広場整備を推進します。

◆地区計画施設

- ・巾下地区、西市場・前野地区、東島地区、各務原南地区等は、農地等の低未利用地が多く残っており、宅地化を促進するため、地区計画道路の整備を推進し、ゆとりある住宅地の形成を図ります。

◆土地区画整理事業

- ・低未利用地の残る地域において、土地区画整理事業による良好な住環境の形成を促進します。

(4) 関連分野

(i) 景観 理念3 理念5 理念6

本計画における景観の方針は「各務原市景観計画」によるものとします。

質の高い魅力的なまちなみは、長い時間をかけて形成されるため、地域の特性に応じた景観の形成を継続的に図ることが重要です。

また、本市には、中山道鶉沼宿、新加納立場地区等の歴史的景観や木曽川、おがせ池等の豊かな自然景観が多く存在しています。

これら特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区として、重点風景地区 30 地区、景観地区 3 地区を決定済みです。

取り組み方針

◆景観計画に基づく景観形成

- ・景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた制限・誘導に努めます。
- ・新たな大規模開発や土地区画整理事業が行われる場合には、必要に応じて重点風景地区等の指定による景観形成に努めます。
- ・今後の土地利用に応じて、高さ制限の見直しについても検討します。

(ii) 歴史・文化 理念3 理念5 理念6

中山道、木曽川及び航空機産業等の歴史・文化資源は、本市の都市形成過程において重要な要素です。今後もこれらの歴史・文化の継承に努めます。

取り組み方針

◆中山道

- ・中山道鶉沼宿、おがせ池及び村国座をつなぐ道路沿道（各務野歴史街道）の維持・保全を図るとともに、坊の塚古墳、皆楽座、村国座等の主要な歴史資源の有効活用により交流人口の増加を図ります。

◆木曽川

- ・関係する自治体・観光協会と連携して木曽川の自然や歴史・文化資源を活用し、当該エリアの周遊性を高め、誘客促進を図ります。
- ・文化財として指定されている名勝「木曽川」の良好な風致の保全に努めます。

◆航空機産業

- ・本市の基幹産業である航空機産業については、航空の歴史を紹介する岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の充実を努め、より多くの人を引き付ける魅力の向上を図ります。

(iii) 安全安心

理念4 理念6

本市の既成市街地の一部においては、狭あい道路が多く緊急車両の円滑な通行が困難な地区や木造家屋の密集した地域が存在しています。令和6年能登半島地震では、木造住宅等の倒壊が多く発生したことから、住宅の耐震診断や耐震化の重要性、危険なブロック塀の撤去について、普及啓発に努めます。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震対策を積極的に推進します。

水害については、短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）が全国各地で大きな災害をもたらしているため、流域治水対策を推進するとともに、都市部における内水浸水対策にも取り組み、被害の軽減を図ります。

さらに、交通安全対策や防犯対策への取り組みを通じて、安全安心な都市づくりの推進に努めます。

取り組み方針

◆防災

防災拠点の整備・強化

- ・防災拠点としての機能を持ち、市民の安全安心の拠点となる新総合体育館総合運動防災公園の整備を推進します。
- ・避難所の備蓄品や設備等を充実することで、避難所における良好な生活環境の確保に努めます。
- ・都市公園の整備を推進することで、一時退避場所、避難場所の充実を図ります。
- ・都市計画道路や市内の主要な道路の整備を推進することで、緊急輸送道路及び各務原市緊急避難・消防救難活動道路としての機能の確保に努めます。
- ・橋梁等の道路施設の修繕を計画的に実施するとともに、橋梁耐震補強計画に基づく事業を推進することで、道路ネットワークの信頼性や安全性の確保に努めます。

居住環境における防災機能の向上

- ・旧耐震基準で建てられた住宅の耐震化や地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀の撤去に対して支援します。
- ・狭あい道路の解消を推進します。
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定により、宅地開発等を安全な地域へ誘導します。

地域防災力の基盤となる地域コミュニティの強化、情報発信

- ・避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。
- ・ハザードマップ（洪水、内水、土砂災害、地震、ため池）により、災害の発生する可能性のある区域の情報提供に努めます。

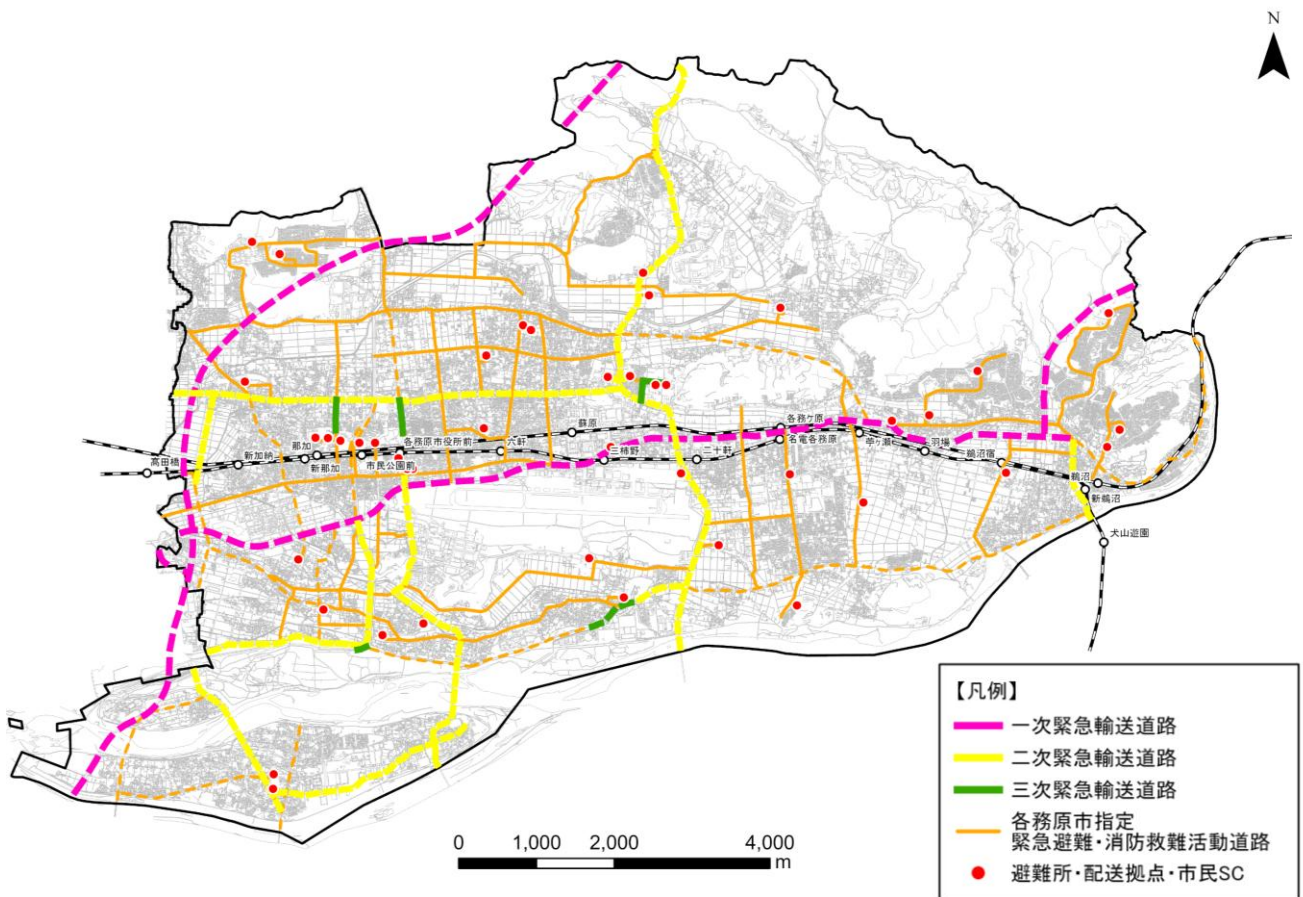


図2-13 緊急避難・消防救難活動道路 位置図

※破線は市管理外

◆交通安全、防犯

居住環境における交通安全対策

- ・通学路や歩行者が多い道路は歩行空間を分離し、歩行者が安心して利用できる歩道整備を推進します。
- ・通学路のハンプやカラー舗装等の交通安全対策を継続的に取り組むとともに、ゾーン30プラスを推進します。

防犯対策

- ・防犯灯の設置や自治会が行う防犯カメラ設置への支援等、地域全体で犯罪を防ぐ体制づくりに努めます。
- ・空き家の利活用の推進、空き家所有者への適正管理の促進により、安全安心な住環境の維持を図ります。

(iv) 環境

理念3

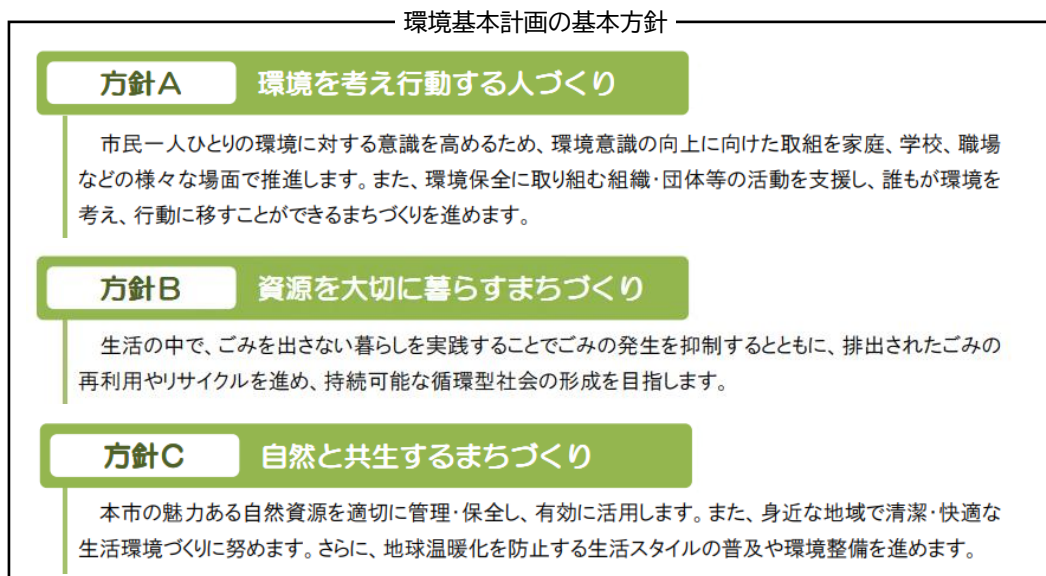
理念6

地球温暖化の進行や生物多様性の保全等を取り巻く状況が大きく変化している中、環境問題への意識の高まり等を受け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとに相互に連携・協力し、環境負荷の低減につながる都市づくりを推進します。

取り組み方針

◆環境基本計画に基づく環境施策

- ・「みんなで未来につなげる美しい各務原」を基本理念に掲げ、環境意識の向上や循環型社会の形成、環境の保護・保全等の様々な課題に対応するための基本方針を定めています。これらに沿って「市民」「事業者」「行政」の取り組みを定め、美しい環境形成を図ります。



◆都市環境

- ・生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や合併浄化槽の普及を推進します。
- ・長期優良住宅の普及を促進し、住宅の劣化対策、省エネルギー性の向上を図ります。
- ・環境に配慮した建設工事や建設資材、廃材のリサイクルの促進、緑ごみリサイクルの取り組みを引き続き行います。

◆自然環境

- ・本市の自然環境の特色や魅力を活かし、森林・緑地・水辺系地域については、その保全に努めます。
- ・にぎわいと交流を生み出す緑のオープンスペースを活用し、新たに創出される空間も含めてグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み）の考え方で自然環境が有する多様な機能をまちづくりに活用していきます。

(v) 市民協働

理念1

理念2

理念3

理念4

理念5

理念6

地域の特性を活かした都市づくりを進めるため、市政の方針や地域の課題を共有し、様々なアイデアや具体的な提言をもとに、市民、市民活動団体、事業者、行政等が連携・協力しながら推進を図るものとします。

取り組み方針

◆まちづくりへの参加機会の充実

- ・説明会やワークショップ、パブリックコメントを実施する等、計画段階から市民等の意見やアイデアを反映する機会の創出に努めます。
- ・まちづくりの担い手を支援する取り組みを継続的に行い、新たな担い手を発掘、育成することで、地域で活躍する人材を支援するとともに、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。



ふれあいバス等懇談会の開催



各務原市まちづくり担い手育成支援事業の実施

◆市民活動団体や事業者との連携

- ・様々なまちづくり活動の情報を発信し、市民活動団体や事業者同士が結びつく機会の充実を図り、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。
- ・事業者等との官民連携により、民間の活力を活用し、質の高い公共サービスの提供や効率的・効果的な施設管理等に努めます。



Park-PFI 制度の活用



パークレンジャーの活動



中山道鶉宿ボランティアガイドの活動



各務原市防災推進員の活動

第3章 地区別構想

1. 地区別構想の考え方

地区別構想は、市内を5つの地区に分け、全体構想に示した将来都市構造や都市づくりの理念・目標から、地区ごとに異なる特性や課題に対応した都市づくりの基本目標や方針を定めるものです。



図3-1 地区区分図

2. 主要エリアの土地利用方針

土地利用の検討を進める主要なエリアについては、本ページにまとめて示します。

1 那加駅・新那加駅周辺エリア 那加

交流拠点である市民公園・学びの森等が立地する地区であることから、官民連携で歩行者ネットワークの形成や回遊性の向上を図り、にぎわいの創出、エリア価値の向上を図ります。

2 岐阜各務原インターチェンジ周辺エリア 那加 稲羽

東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジの交通利便性を活かし、既存の大規模集客施設、工業団地と新たな産業用地とが調和する有効な土地利用を図ります。

3 (都)岐阜鵜沼線沿道エリア 那加 蘇原

(都)岐阜鵜沼線沿道については、優良農地との調整を図りつつ、東西軸としての交通利便性を活かした商業系の土地利用を中心に検討します。

4 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館周辺エリア 稲羽

隣接する岐阜県グリーンスタジアムを含め、集客施設が集積しています。より多くの人を惹きつける地区として市街化調整区域の性格を変えない範囲で、土地利用の誘導を検討します。

5 河川環境楽園・木曾川沿いエリア 稲羽 川島

河川環境楽園、木曾川前渡南公園(KakamigaharaわたしのPARK)といった地域資源を活かした木曾川中流域の魅力向上を目指し、各務原アウトドアフィールドの整備促進や木曾川を基軸とした広域サイクリングネットワークの構築により、にぎわいの創出を図ります。

6 テクノプラザエリア 蘇原 鵜沼

ロボットや航空機といった先端産業、研究開発施設等が集積するテクノプラザ地区では、産官学の連携拠点としての機能を維持するとともに、さらなる充実を検討します。

7 各務山エリア 蘇原 鵜沼

各務山エリアについては、広大な面積を持つ地区であるため、残された緑地に配慮しつつ、各務山基本構想との調整を図りながら、一体的な工業用地としての土地利用を図ります。

8 各務ヶ原駅周辺エリア 蘇原 鵜沼

各務ヶ原駅北側のエリアにおいては、周辺の土地利用状況や都市基盤整備等の変化に伴い、商業系をはじめとした、様々な土地利用の可能性を検討し、まちづくりに有効な土地利用を図ります。

9 鵜沼駅・新鵜沼駅周辺エリア 鵜沼

交通結節点機能が高い新鵜沼駅周辺は東の都市拠点として、鵜沼空中歩道や駅前広場等の整備が進められ利便性が向上していることから、土地の有効・高度利用を促進し、商業系土地利用への誘導を検討します。

10 鵜沼西町エリア 鵜沼

幹線道路沿道の交通利便性を活かし、引き続き商業系を中心とした土地利用を検討します。
(都)犬山東町線バイパス沿道については、都市計画道路の整備に併せ、都市基盤等の面的整備や土地利用を検討します。

11 鵜沼南町エリア 鵜沼

住民参加型のまちづくりにより、居住環境の向上に資する都市基盤整備を促進するとともに、木曾川の自然環境を活用したまちづくりを図ります。

12 城山エリア 鵜沼

良好な景観や歴史・文化資源としての城山の保全を図りながら、周辺の整備を検討します。

13 鉄道駅近接エリア 鵜沼

市街化調整区域内の交通利便性に優れた鉄道駅に近接する地域において、無秩序な開発等による不良な街区の形成や用途の混在を防止するため、地区計画制度の活用等により、良好な住環境の形成を図ります。

14 (都)各務原扶桑線沿道エリア 鵜沼

(都)各務原扶桑線沿道については、都市計画道路整備の進捗や営農状況等の社会情勢の変化を踏まえつつ、優良農地との調整を図り、愛知県へとつながる道路ネットワークの広域性を活かした工業系の土地利用を検討します。

15 川島松原町エリア 川島

宅地利用が困難となっている低未利用地において、組合施行の土地区画整理事業により、良好な市街地の形成を促進します。

凡 例	
--- 都市計画区域界(行政界)	商業地
□ 市街地(市街化区域界)	大規模集客施設設立地エリア
— 鉄道	複合市街地
— 幹線道路	工業地
— 高速道路・国道	幹線道路沿道エリア
--- 計画道路	鉄道駅近接エリア
○ 土地利用の検討を進める主要エリア	優良農地
■ 住宅地	農地・集落地
● 大規模住宅団地等	森林
	河川等

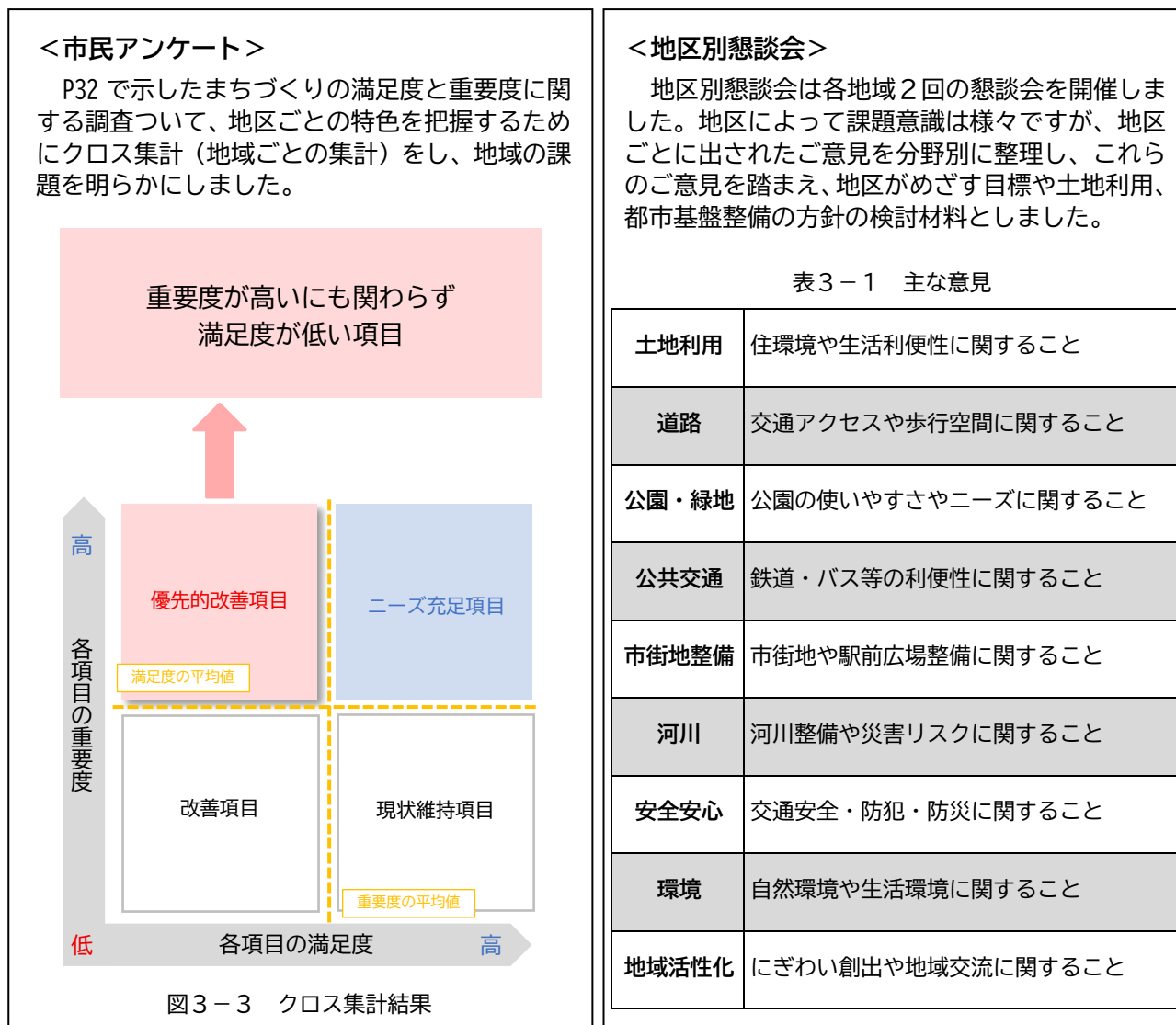
図3-2 主要エリア

3. 地区別構想

地域ニーズの見方について

地区別構想では、都市計画マスタープランを策定するために実施した市民アンケート及び地区別懇談会の結果を踏まえ、地域ニーズを把握した上で課題を整理し、各地区がめざす目標と方針を設定しています。

■地域ニーズ



■課題（キーワード）

市民アンケート及び地区別懇談会において出されたご意見を踏まえ、これからの地域づくりにおける課題をキーワードで示します。

■地区の目標

課題を踏まえ、これから地区でめざす都市づくりの目標を設定します。

那加地区

■ 地区の概況

那加地区は、各種官公庁、教育施設、商業施設、市民公園や学びの森等が集積する本市の中心地域としての役割を果たしています。また、既成住宅地には密集した宅地がみられるほか、市街化区域の縁辺部には、低未利用地が残存しています。



■ 地域ニーズ

<市民アンケート>

重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目

- 16. 地震や水害に対する備え
- 4. 公共交通機関の使いやすさ
- 14. 歩道の安全や心地よさ
- 15. 駅や道路、公共施設のバリアフリー化
- 7. 雇用の場や雇用につながる企業の誘致
- 18. 交通安全対策

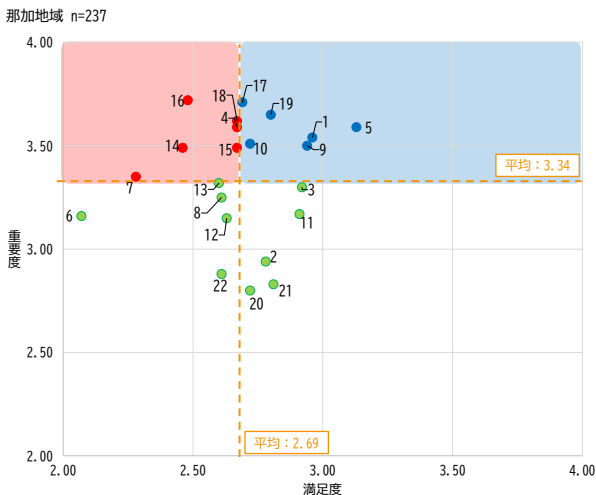


図3-4 那加地区 クロス集計結果

<地区別懇談会>

表3-2 主な意見

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の整備 ・岐阜各務原インターチェンジ周辺の土地利用
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や桜並木等の適切な維持管理や有効活用 ・市民公園・学びの森の有効活用
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・車社会以前に形成された狭い道路沿いに住宅が密集
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和期に整備された水道管の老朽化の進行
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・境川・新境川の治水強化
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地価が高く他自治体との競争もある中、工業用地の確保が喫緊の課題

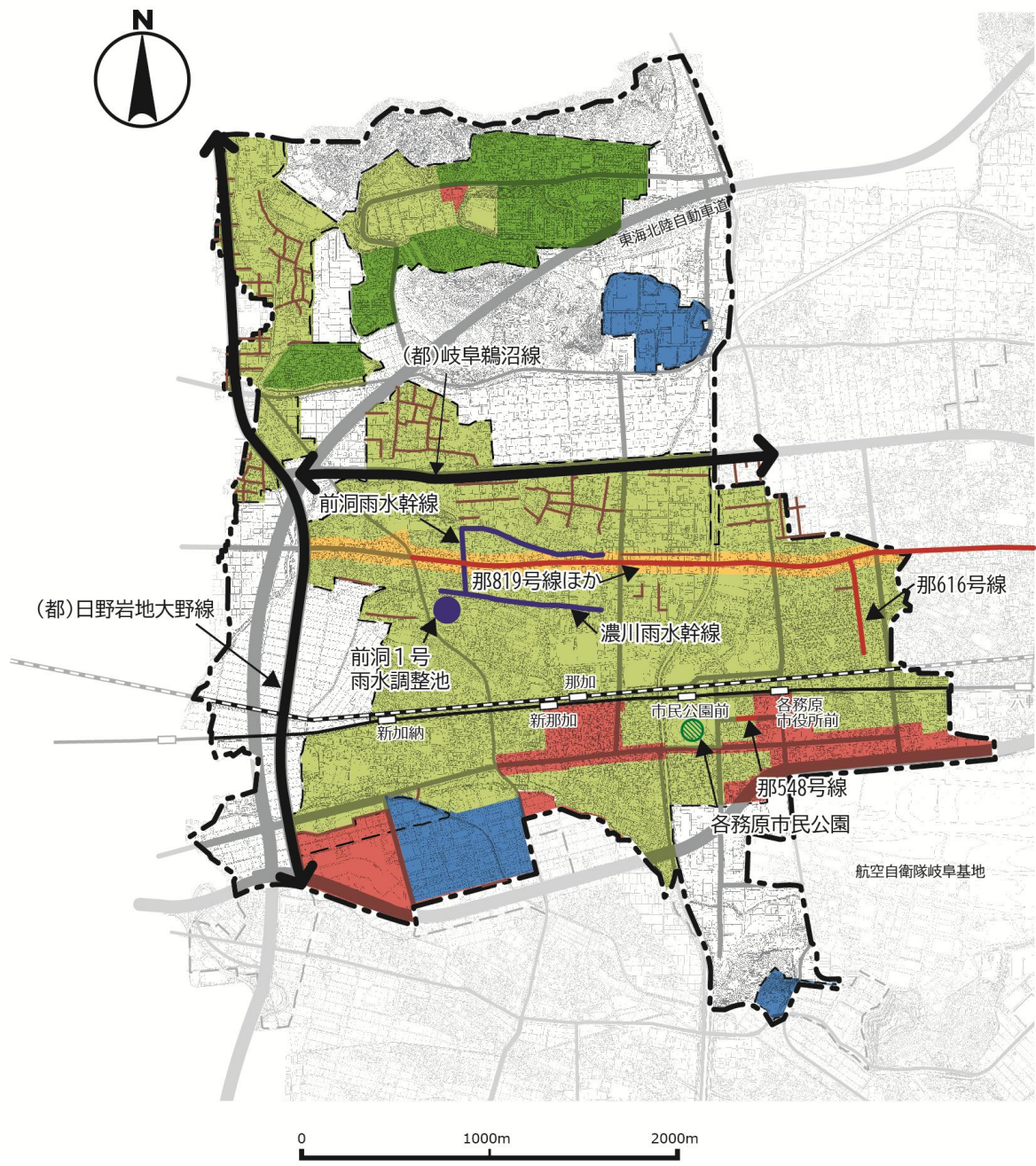
■ 課題 (キーワード)

公園の有効活用 住宅密集地 良好な住環境
にぎわいの創出 歩道の安全や心地よさ 治水対策 産業用地の確保

■ 地区の目標

良好な住環境の維持・形成及び新たなにぎわいや
交流の創出による西の拠点地域の形成

本地区においては、公共交通の利便性を活かしながら、低未利用地の残る縁辺部の地区計画道路の整備等により居住の誘導を図るとともに、ウォーカブルなまちづくりを推進することでまちの回遊性を高め、更なる交流・にぎわいを創出することを目標とします。



凡		例	
基本情報		土地利用	都市基盤整備
	根幹的な幹線道路 (4車線)		低層住宅地域
	地域の幹線道路 (2車線)		住宅地域
	地区界		商業地域
	市街化区域界		沿道活用地域
			工業地域
			幹線・補助幹線道路
			地区計画道路
			歩道
			公園・緑地
			雨水幹線
			雨水貯留施設

図3-5 土地利用・都市施設整備方針図 (那加地区)

(1) 土地利用

(i) 主要エリアの土地利用方針

当地区における主要なエリアごとに土地利用方針を定めます。(方針の詳細は P72 参照)

- 1 那加駅・新那加駅周辺エリア
- 2 岐阜各務原インターチェンジ周辺エリア
- 3 (都)岐阜鵜沼線沿道エリア

(ii) 主要エリアを除く土地利用方針

市街化区域の土地利用に関する方針

生活環境を著しく阻害するような土地利用上の問題は発生していないことから、原則として現在の用途地域を維持していく方針とします。

住宅地

- ・尾崎団地及び琴が丘団地では公共交通ネットワークの確保により、生活利便性の維持に努めます。
- ・巾下地区、西市場・前野地区等の地区計画区域では、低未利用地が一部残存しているため、その基盤となる地区計画道路の整備により、宅地化を促進します。
- ・既成住宅地のうち、密集した宅地が多くみられる地区においては、建物の建替えにあわせて権利者等の関係者の協力を得ながら、街区の再編により中高層の集合住宅を整備する等、居住環境の改善に向けた施策を検討します。また、空き家や空き地の流通促進により居住を誘導します。

商業地

- ・(都)岐阜蘇原線(いちょう通り)沿道では商業施設等の立地が進んでいます。地域住民の生活利便性を高めるため、沿道型商業・サービス施設の立地誘導により、幹線道路沿道の商業機能の強化を図ります。
- ・古くからの商業地である那加商店街については、回遊性向上に資する歩行者空間の改善、空き家・空き店舗や公共空間の活用推進により、にぎわいの創出を図ります。

工業地

- ・本地区内には、県下初の工業団地として整備された岐阜県金属工業団地のほか、山崎工業団地等、多くの工業用地が存在しており、引き続き、インフラの維持・整備により、企業の生産活動が円滑に行えるよう努めます。

市街化調整区域の土地利用に関する方針

- ・農地の多くは農用地区域に指定されています。西部の鉄道北側の農地については、境川流域整備計画において遊水地域に区分され、土地利用の保全が図られており、引き続き、遊水機能の減少等を防止するため、集落地の環境維持や農地の保全に努めます。
- ・北部の権現山、三峰山については、保安林の指定がされており、防災機能及び保水機能の確保から自然環境の保全を図ります。
- ・集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、周辺的环境に配慮しながら適切な立地を図ることで、既存コミュニティを維持します。

(2) 都市施設等

(i) 道路

- ・東西方向に(都)一般国道21号線、(都)岐阜蘇原線(いちょう通り)、(都)岐阜鶉沼線が、南北方向に(都)日野岩地大野線、(都)石山三井線、(都)那加蘇原線(かえで通り)が位置しています。
- ・幹線・補助幹線道路は、未整備区間が多く残されています。
- ・歩道等は、主要な幹線道路において順次整備を進めていますが、歩道の連続性が確保されていない箇所があります。

取り組み方針

- ・短期的には、(都)日野岩地大野線及び(都)岐阜鶉沼線の整備促進を図ります。
- ・歩道等は、那548号線、那616号線の歩道新設及び那819号線ほかの段差解消を図るバリアフリー化を促進し、歩行者等のネットワーク形成を図ります。

(ii) 公共交通

- ・那加駅・新那加駅及び各務原市役所前駅が鉄道とバスの乗継拠点となっており、ふれあいバスが鉄道駅と郊外の住宅地をつないでいます。また、民間路線バスが尾崎団地から岐阜市へ走っており、通勤・通学や通院等に利用され、交通便利性の高い地区となっています。
- ・新那加駅のエレベーターやバス乗降場、那加駅の公衆トイレ設置等、乗り継ぎ拠点となる鉄道駅のバリアフリー化を実施しました。また、ふれあいバス那加線をパターンダイヤ化することで分かりやすいダイヤとし、乗り継ぎ機会の増加により、移動の選択肢を増やしています。

取り組み方針

- ・各務原市地域公共交通計画に基づき、各務原市役所前駅と那加駅・新那加駅を結節点とする鉄道交通の利用促進を図るとともに、駅周辺と住宅地、市役所及び市民公園等の公共施設を結ぶふれあいバスの評価・検証を行い、必要に応じて運行内容の見直しを実施することで利便性の向上に努めます。

(iii) 公園・緑地

- ・交流拠点として位置づけている市民公園や学びの森が立地しており、週末には様々なイベントが開催され、市内外から多くの人々が訪れにぎわいをみせています。また、市民公園・学びの森のにぎわいを周辺地域へ広げるため、まちなかウォークアブル推進事業「那加 from Park 構想」に取り組んでいます。
- ・新境川の桜並木(百十郎桜)は、ボランティア団体の協力のもと枯れ枝の剪定等保全活動を実施していますが、台風による倒木や老木化による伐採を余儀なくされており、桜の本数が減少しています。



百十郎桜

取り組み方針

- ・市民公園の老朽化した施設について、より使いやすい施設に更新します。
- ・市民公園・学びの森については、公園整備に民間事業者の活用を検討し、にぎわいと利便性の向上を図ります。
- ・新境川の桜並木(百十郎桜)は、保全ボランティアの活動や計画的な更新により桜並木の保全を図ります。



学びの森

(iv) 下水道

- ・下水道（污水）整備は、市街化区域の整備が概ね完了しています。
- ・下水道（雨水）整備は、木曽川流域、新境川流域において雨水幹線整備を推進してきたことにより、市街地の雨水幹線は概ね整備され、長時間にわたり浸水が想定される区域は少なくなっています。一方で、宅地化が進むことによる保水・遊水機能を有する農地の減少や都市構造の変化等から雨水流出量の増大が予測されます。また、短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）時の浸水被害が発生しています。

取り組み方針

- ・下水道（污水）は、経年劣化により老朽化した施設について、適切な維持管理を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づく更生工法等による延命化や地震対策計画に基づく耐震化を図ります。
- ・下水道（雨水）は、新境川以西の境川流域においては、境川流域整備計画や流域水害対策計画等に基づき、岐阜県により下流から河川改修が実施されていますが、整備完了まで相当の時間を要するため、雨水幹線や雨水貯留施設の整備等、総合的な治水対策を推進します。

表3-3 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（雨水）	雨水幹線 雨水貯留施設	三井第1排水区、巾下排水区

(v) 河川

- ・水害等の災害に対する安全性を高めるため、普通河川の維持管理に加え、上戸排水機場の操作管理等を実施していますが、集中豪雨等による浸水被害が発生しています。

取り組み方針

- ・境川流域整備計画や流域水害対策計画等に基づき、公共公益施設における雨水貯留施設の整備や開発事業者へ雨水貯留施設の設置を指導するとともに、境川は河川断面が不足していることから、境川流域の総合的な治水対策事業を推進し、流域内における保水・遊水機能の維持を図ります。

(3) 市街地整備

- ・西の都市拠点に位置づけた各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺では、市民公園・学びの森のにぎわいを周辺地域へ広げるため、都市再生推進法人等と官民連携でまちなかウォークブル推進事業「那加 from Park 構想」に取り組んでいます。

取り組み方針

- ・官民連携によるまちづくり事業により、公園や道路等の再整備、空き家・空き店舗の解消、回遊性の向上を図り、そのにぎわいを商店街等の周辺エリアに波及させることでエリア価値の向上を目指します。
- ・地区計画区域には低未利用地が残っているため、地区計画道路の整備による計画的な市街地の形成を図ります。

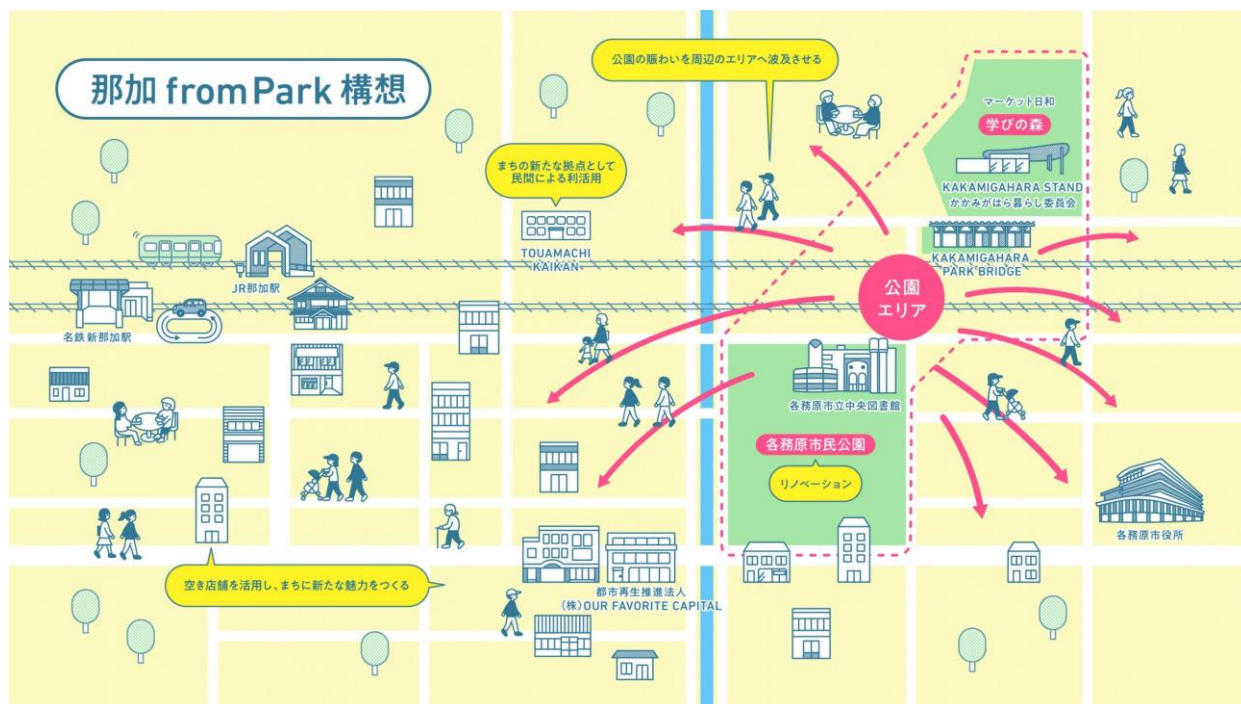


図3-6 那加 from Park 構想 イメージ図

(4) 関連分野

(i) 景観、歴史・文化

- ・三峰山、権現山、新境川及び桜並木が一体となって良好な自然景観を形成しています。また、中山道新加納立場地区では、土地区画整理事業に伴い、新加納陣屋公園の整備を実施しました。

取り組み方針

- ・特に重点的に良好な景観形成を図る必要があり、景観法に基づく重点風景地区・景観地区に指定されている地区では、各地区の方針に基づき、まちなみや良好な景観の維持・保全に努めます。

表3-4 重点風景地区・景観地区 指定地区

	地区名 (P25 参照)
ア) 歴史景観	「旗本徳山陣屋地区」、「中山道新加納立場地区」
イ) 自然景観	「権現山東部地区」
ウ) 都市施設が集積している地区の景観	「都心ルネサンス地区」
エ) 主な道路・河川に隣接する地区の景観	「岐阜各務原 I C 周辺地区」、「新境川沿い地区」、「境川沿い地区」、「グリーンランド柄山景観地区」

- ・下記の地区では、今後の土地利用に応じて、新たな重点風景地区の指定・変更を検討します。

- ◆ 「岐阜鵜沼線沿線地区」、「日野岩地大野線沿線地区」

…沿道の一体感や連続性を確保するとともに、緑豊かな景観の創出を検討します。

- ◆ 「岐阜各務原 I C 周辺地区」

…周囲の田園や自然景観と既存の商業施設、工業団地と新たな産業用地とが調和する西の玄関口にふさわしい市街地景観の形成を図ります。

(ii) 安全安心

- ・防災面では、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されている尾崎市民サービスセンター周辺と那加第一小学校周辺の法面对策を実施しました。
- ・洪水浸水想定区域図（計画降雨）では、岩地川や境川沿いにおいて 3.0m未満の浸水が想定されています。
- ・雨水出水浸水想定区域図（計画降雨）では、境川・新境川沿いや市街地の一部において内水による浸水が想定されており、浸水深は 0.2~0.5m未満が分布するとともに、新境川沿いの低地部の一部では 0.5~1.0m未満の浸水が想定されています。
- ・交通安全・防犯面では、防犯灯の LED 化や那加第二小学校、尾崎小学校等の通学路への防護柵の設置等に取り組んできました。一方で、震災時や火災時に避難活動や消火活動に支障をきたす恐れがある狭あい道路を基盤として形成された市街地や集落が一部地域で見られます。

取り組み方針

- ・避難場所・避難経路の確保や地域防災力の向上及びハザードマップ等による情報発信等を通じて、地域の実情に応じた防災対策を推進します。
- ・狭あい道路の解消やブロック塀の除去支援等に努めます。

稲羽地区

■ 地区の概況

稲羽地区は、大部分が市街化調整区域となっており、集落地と木曾川の自然に恵まれた農地が広がっています。また、岐阜各務原インターチェンジが位置するほか、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館や木曾川前渡南公園等の集客施設を有する地区です。



■ 地域ニーズ

<市民アンケート>

重要度が高いにも関わらず満足度が低い項目

- 16. 地震や水害に対する備え
- 4. 公共交通機関の使いやすさ
- 5. 日常的な買い物のしやすさ
- 14. 歩道の安全や心地よさ
- 15. 駅や道路、公共施設のバリアフリー化
- 9. 下水道の整備
- 7. 雇用の場や雇用につながる企業の誘致

稲羽地域 n=207

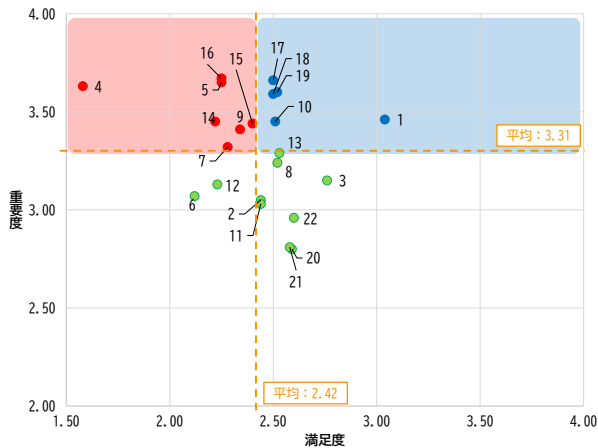


図3-7 稲羽地区 クロス集計結果

<地区別懇談会>

表3-5 主な意見

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存集落・コミュニティを維持するため、市街化調整区域の土地利用の検討 ・子世代が地域内に住宅を建てられず人口流出が進行
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバスのダイヤ見直しやチョイソコの拡充
生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等の日常的に地域住民が利用する店舗等が不足しており、高齢者の買い物が困難
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あいな道路が多い
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・一部地域で整備が未完了であり、下水道整備の推進
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ・狭い通学路の拡幅整備

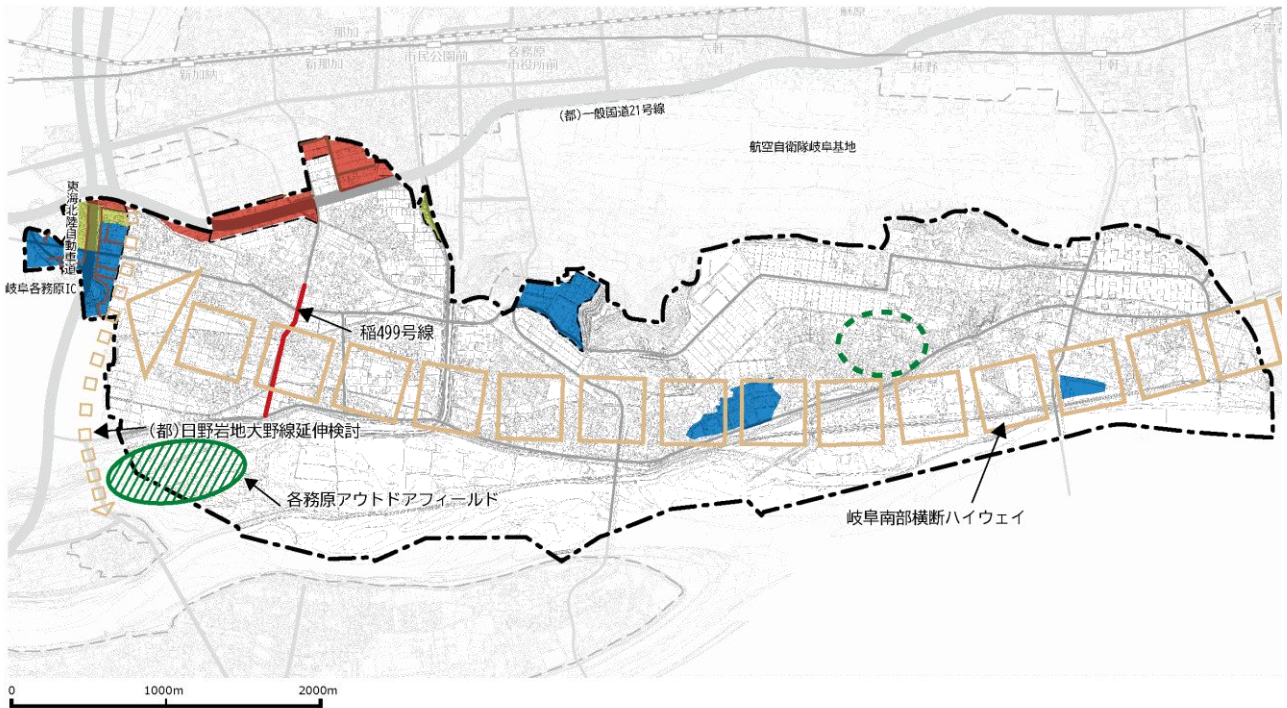
■ 課題（キーワード）

市街化調整区域 既存集落の維持・活性化 公共交通
生活利便性 狭あい道路 岐阜各務原インターチェンジ周辺の土地利用

■ 地区の目標

地域の活力とコミュニティを育む田園居住地域の形成

本地区においては、居住環境の維持・改善を図りながら、地区の活力を創出するため、交通利便性の高い岐阜各務原インターチェンジ周辺地区において、新たな企業活動の場となる産業地域の形成を図るとともに、日常生活に必要な機能の立地誘導による生活利便性の確保や既存コミュニティの維持・活性化を図ることを目標とします。



凡 例			
基本情報	土地利用	都市基盤整備	
	根幹的な幹線道路（4車線）		住宅地域
	地域の幹線道路（2車線）		商業地域
	地区界		工業地域
	市街化区域界		都市計画法第34条第11号区域
			幹線・補助幹線道路
			新設道路の構想
			地区計画道路
			歩道
			公園・緑地

図3-8 土地利用・都市施設整備方針図（稲羽地区）

(1) 土地利用

(i) 主要エリアの土地利用方針

当地区における主要なエリアごとに土地利用方針を定めます。(方針の詳細は P72 参照)

- 2 岐阜各務原インターチェンジ周辺エリア
- 4 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館周辺エリア
- 5 河川環境楽園・木曾川沿いエリア

(ii) 主要エリアを除く土地利用方針

市街化区域の土地利用に関する方針

生活環境を著しく阻害するような土地利用上の問題は発生していないことから、原則として現在の用途地域を維持していく方針とします。

住宅地

- ・大野地区計画の北部地域では、低未利用地が一部残存しているため、地区計画で位置づけられている地区計画道路の整備を進め、宅地化を促進します。

商業地

- ・(都)一般国道 21 号線沿道では、沿道型の商業施設が集積しており、引き続き、既存の大型商業施設を中心に高速交通体系の交通利便性を活かした広域的な商業地の形成を図ります。

工業地

- ・本市の重要な工業団地として機能を発揮している各務原市工業団地及び各務原市第二工業団地(市街化調整区域)が立地しており、その機能の維持が必要となるため、引き続き、インフラの維持・整備により、企業の生産活動が円滑に行えるよう努めます。

市街化調整区域の土地利用に関する方針

- ・集落地周辺では、開発許可による宅地化が進行している一方、人口減少による既存コミュニティの維持・活性化が課題となっており、稲羽東小学校周辺の一部の区域において、都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例を制定し、土地利用の促進を図りました。引き続き、既存集落地の維持・活性化に向けた施策として、浸水リスクを考慮しつつ開発行為の許可基準に関する条例指定を検討します。
- ・前渡東町地区については、周辺の環境に配慮した地区計画による工業系土地利用の維持を図ります。
- ・国営木曾三川公園各務原緑地、前渡不動や長平山、三井山の独立峰の樹林地や段丘崖に位置する斜面緑地は、地域の重要な緑として保全を図ります。
- ・集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、周辺の環境に配慮しながら、適切な立地を図ります。
- ・市道稲 926 号線沿道(各務原大橋につながる路線)については、既存集落地等を経由することからその地域特性を考慮した土地利用を検討します。
- ・岐阜南部横断ハイウェイ及び(都)日野岩地大野線延伸路線の構想路線が位置づけられていることから、これらの整備が具体化した時期に、適切な土地利用への見直しを検討します。

(2) 都市施設等

(i) 道路

- ・東西方向に(都)一般国道 21 号線、(主)芋島鵜沼線が、南北方向に(主)川島三輪線、(都)江南関線、市道稲 926 号線が位置しています。
- ・幹線・補助幹線道路は、南北方向の路線に未整備区間が残っています。
- ・歩道等は、主要な幹線道路において順次整備を進めていますが、歩道の連続性が確保されていない箇所があります。

取り組み方針

- ・中長期的には、(都)一般国道 21 号線に集中する広域的な通過交通を市街地外へ誘導するとともに、本市南部地域の東西軸を形成する主要な幹線道路としての機能が期待される岐阜南部横断ハイウェイの整備や(都)日野岩地大野線の延伸を検討します。
- ・南北道路の強化を図る稲 499 号線の現道拡幅及び歩道新設整備を推進し、歩行者等のネットワーク形成を図ります。

(ii) 公共交通

- ・多くが市街化調整区域であり、農地や集落が広く分布しています。そのため、鉄道や民間路線バスは運行しておらず、ふれあいバスと一部地域で運行しているチョイソコかわしまが地域の生活交通を担い、通院や買い物といった日常の移動を支えています。

取り組み方針

- ・各務原市地域公共交通計画に基づき、ふれあいバス稲羽西線・稲羽東線・川島線やチョイソコかわしま等の乗り継ぎを考慮し、必要に応じて運行内容の見直しを実施することで、地域の特性や移動ニーズに沿った公共交通サービスを維持し、利便性の向上に努めます。

(iii) 公園・緑地

- ・本地区南部には国営木曾三川公園各務原緑地が、岐阜県各務原浄化センター内には各務原浄水公園が整備されています。近年では、広域的な利用が見込まれる各務原市総合運動公園、木曾川サイクリングコース、木曾川前渡南公園「Kakami gahara わたしの PARK」が供用開始されています。

取り組み方針

- ・木曾川中流域の関係市町と連携し、これまで整備してきたサイクリングロード延伸の検討や公園の機能充実及び広域サイクリングロードを活用した取り組みを通じてにぎわいと交流の創出を図ります。



サイクリングロード



木曾川前渡南公園

(iv) 下水道

- ・下水道（汚水）整備は、市街化調整区域の一部が既に整備されています。
- ・下水道（雨水）整備は、木曾川流域、新境川流域において下水道（汚水）整備に先立ち雨水幹線整備を推進してきました。一方で、宅地化が進むことによる保水・遊水機能を有する農地の減少や都市構造の変化等から雨水流出量の増大が予測されます。また、短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）時の浸水被害が発生しています。

取り組み方針

- ・下水道（汚水）は、那加成清、三井、上戸の各処理分区における整備を順次進めます。また、経年劣化により老朽化した施設については、適切な維持管理を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づく更生工法等による延命化や地震対策計画に基づく耐震化を図ります。
- ・下水道（雨水）は、計画的な雨水対策を推進します。

表3-6 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（汚水）	汚水施設整備	那加成清、三井、上戸の各処理分区の一部

(v) 河川

- ・水害等の災害に対する安全性を高めるため、普通河川の維持管理に加え、木曾川樋管や上戸排水機場の操作管理等を実施していますが、集中豪雨等による浸水被害が発生しています。

取り組み方針

- ・境川流域整備計画や流域水害対策計画等に基づき、公共公益施設における雨水貯留施設の整備や開発事業者へ雨水貯留施設の設置を指導するとともに、境川は河川断面が不足していることから、境川流域の総合的な治水対策事業を推進し、流域内における保水・遊水機能の維持を図ります。

(3) 市街地整備

- ・本地区の北部には（都）一般国道21号線が東西に通り、岐阜各務原インターチェンジに近接しているため、交通利便性に恵まれています。この地域には、まとまった農地が残る一方で、大型商業施設や工業団地が立地しています。

取り組み方針

- ・本地区の立地特性を踏まえ、優良農地との調整に配慮しつつ、高い交通利便性を活かした土地利用の促進や有効活用に向け、計画的な市街地整備を図ります。

(4) 関連分野

(i) 景観、歴史・文化

- ・三井山や前渡不動、長平山といった独立峰と周辺の社寺林・田園が織りなす良好な自然景観が残されています。また、本市の基幹産業である航空機産業の歴史を紹介する岐阜かかみがはら航空宇宙博物館や新境川沿いにある百十郎桜等、市を代表する歴史・文化資源があります。さらに、集落地では宅地内緑化がされた良好な農村集落景観が形成されています。



岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

取り組み方針

- ・岐阜かかみがはら航空宇宙博物館等の地域資源を活かし、多くの人を引き付ける魅力的な地域の形成を図ります。
- ・特に重点的に良好な景観形成を図る必要があり、景観法に基づく重点風景地区に指定されている地区では、各地区の方針に基づき、まちなみや良好な景観の維持・保全に努めます。

表3-7 重点風景地区指定地区

	地区名 (P25 参照)
ア) 自然景観	「三井山地区」
イ) 主な道路・河川に隣接する地区の景観	「岐阜各務原 I C 周辺地区」、「木曾川沿い地区」、「新境川沿い地区」、「愛岐大橋周辺地区」、「前渡東町地区」、「各務原大橋通り沿線地区」、「前渡西町地区」

- ・下記の地区では、今後の土地利用に応じて、新たな重点風景地区の変更を検討します。

◆「岐阜各務原 I C 周辺地区」

…周囲の田園や自然景観と既存の商業施設、工業団地と新たな産業用地とが調和する西の玄関口にふさわしい市街地景観の形成を図ります。

(ii) 安全安心

- ・防災面では、三井町や前渡西町等の一部で、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されています。
- ・洪水浸水想定区域図（計画降雨）では、地域の大半において、3.0m未満の浸水が想定されており、中央部では浸水深3.0m以上の浸水が想定されています。
- ・雨水出水浸水想定区域図（計画降雨）では、市街地を中心に内水による浸水が想定されており、浸水深は0.2~0.5m未満が広く分布するとともに、木曾川沿いの低地部の一部では0.5~1.0mの浸水が想定されています。
- ・交通安全・防犯面では、稲羽西小学校周辺においてゾーン30プラス（ハンプ、カラー舗装等）への指定、防犯灯のLED化等に取り組んできました。一方、震災時や火災時に避難活動や消火活動に支障をきたす恐れがある狭あい道路を基盤として形成された集落が多く見られます。

取り組み方針

- ・避難場所・避難経路の確保や地域防災力の向上及びハザードマップ等による情報発信等を通じて、地域の実情に応じた防災対策を推進します。
- ・狭あい道路の解消やブロック塀の除去支援等に努めます。

蘇原地区

地区の概況

蘇原地区は、本市の中央部に位置し、比較的良質な住宅地が広がり、幹線道路沿道には、商業施設が立地しています。また、工業地が多く集積しています。



地域ニーズ

<市民アンケート>

重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目

- 17. 治安に対する安心感
- 16. 地震や水害に対する備え
- 4. 公共交通機関の使いやすさ
- 14. 歩道の安全や心地よさ
- 15. 駅や道路、公共施設のバリアフリー化
- 7. 雇用の場や雇用につながる企業の誘致

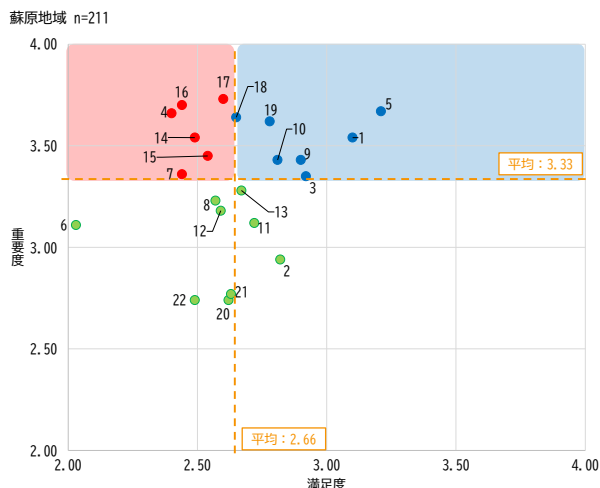


図3-9 蘇原地区 クロス集計結果

<地区別懇談会>

表3-8 主な意見

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や緑地との調和を図りながら、地域経済を支える産業基盤の強化 ・市街化調整区域の工業団地化や編入による雇用拡大 ・幹線道路沿いの市街化調整区域の土地利用検討
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋から犬山経由の直通運行廃止による利便性の低下
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 岐阜鶺沼線の整備促進
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・老木化した桜並木の更新
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史遺産の保全

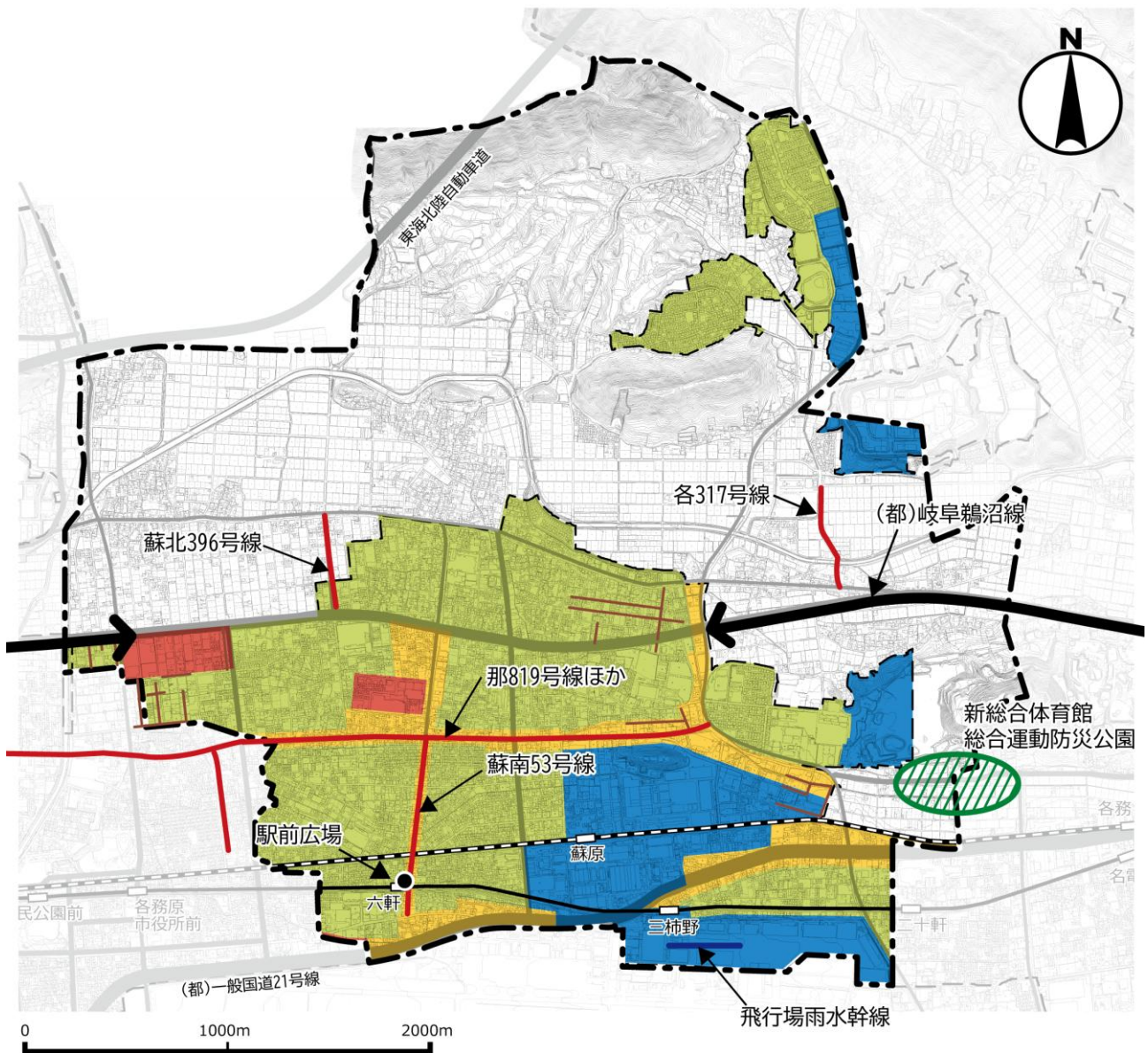
課題 (キーワード)

既存産業の振興・産業の創出 工業用地の確保
 幹線道路沿いの土地利用 道路整備 農地や緑地との調和

蘇原地区の目標

基幹産業の促進と商業機能の充実による活力ある複合地域の形成

本地区においては、住環境との調和を図りながら、航空機産業が集積する川崎町地区やテクノプラザ地区、新たな産業拠点である本市の中心部に位置する各務山地区等の産業基盤の維持・強化を促進するとともに、幹線道路沿道の商業機能の充実により生活利便性の向上を図ることを目標とします。



凡 例		
基本情報	土地利用	都市基盤整備
根幹的な幹線道路 (4車線)	住宅地域	幹線・補助幹線道路
地域の幹線道路 (2車線)	商業地域	地区計画道路
地区界	沿道活用地域	歩道
市街化区域界	工業地域	駅前広場
		公園・緑地
		雨水幹線

図3-10 土地利用・都市施設整備方針図(蘇原地区)

(1) 土地利用

(i) 主要エリアの土地利用方針

当地区における主要なエリアごとに土地利用方針を定めます。(方針の詳細は P72 参照)

- 3 (都)岐阜鵜沼線沿道エリア
- 6 テクノプラザエリア
- 7 各務山エリア
- 8 各務ヶ原駅周辺エリア

(ii) 主要エリアを除く土地利用方針

市街化区域の土地利用に関する方針

生活環境を著しく阻害するような土地利用上の問題は発生していないことから、原則として現在の用途地域を維持していく方針とします。

住宅地

- ・市街化区域縁辺部では低未利用地が一部残存しているため、地区計画（東島地区・巾下地区等）で位置づけられている地区計画道路の整備を進め、宅地化を促進します。
- ・清住団地、東山ニュータウンでは、公共交通ネットワークの確保により、生活利便性の維持に努めます。
- ・鉄道周辺の既成市街地では、空き家や空き地の流通促進により居住を誘導します。

商業地

- ・(都)一般国道 21 号線、(都)岐阜蘇原線（いちょう通り）及び(都)江南関線沿道では商業施設等の立地が進んでいます。地域住民の生活利便性を高めるため、沿道型商業・サービス施設の立地誘導により、幹線道路沿道の商業機能の強化を図ります。
- ・蘇南 53 号線（蘇原中央通り）沿道は、地域の拠点的商业地としての役割を果たしていることから、今後も商店街活性化施策等のソフト事業の展開により既存機能の強化・充実を図ります。
- ・巾下地区計画内に立地している商業施設の集積地は、今後も商業地としての機能の維持を図ります。
- ・蘇原青雲町に立地する大型商業施設及びその周辺については、引き続き商業系土地利用の維持・誘導を図ります。

工業地

- ・蘇原地区の工業地区は、本市の重要な工業機能を担う地区であるため、引き続き工場経営が円滑に行える環境の維持を図ります。

市街化調整区域の土地利用に関する方針

- ・農地の多くは、農用地区域に指定されており、外山、権現山の樹林地には保安林の指定がされています。引き続き、集落環境の維持及び農地、樹林地の保全を図る必要があります。
- ・集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、周辺の環境に配慮しながら適切な立地を図ることで、既存コミュニティを維持します。

(2) 都市施設等

(i) 道路

- ・東西方向に(都)一般国道 21 号線、(都)岐阜蘇原線 (いちょう通り)、(都)岐阜鵜沼線が、南北方向に(主)川島三輪線、(都)那加蘇原線 (かえで通り)、(都)江南関線が位置しています。
- ・幹線・補助幹線道路は、未整備区間が多く残されています。
- ・歩道等は、主要な幹線道路において順次整備を進めていますが、歩道の連続性が確保されていない箇所があります。

取り組み方針

- ・中長期的には、(都)岐阜鵜沼線の整備促進を図ります。
- ・那 819 号線の段差解消を図るバリアフリー化及び各 317 号線の現道拡幅、歩道新設整備を推進し、歩行者等のネットワーク形成を図ります。

(ii) 公共交通

- ・鉄道、民間路線バス、ふれあいバスが運行しており、鉄道は広域的な移動のほか、市内における東西の移動や川崎町、テクノプラザ等への通勤に利用されています。また、鉄道駅と住宅地を結ぶ民間路線バスやふれあいバスは、生活交通として商業施設や医療施設へのアクセスにも利用されています。

取り組み方針

- ・各務原市地域公共交通計画に基づき、ふれあいバスは、鉄道駅や産業拠点、医療施設へのアクセスを維持するため、公共交通の評価・検証を行い、必要に応じて運行内容の見直しを実施することで公共交通の維持や利便性の向上に努めます。

(iii) 公園・緑地

- ・緑の基本計画に基づき、清住地区の公園再整備等、計画的に公園整備を行ったことで地区内における公園整備は概ね完了しています。

取り組み方針

- ・公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持・更新や地域のニーズに対応した公園施設の充実を図ります。

(iv) 下水道

- ・下水道（污水）整備は、市街化区域の整備が概ね完了しています。
- ・下水道（雨水）整備は、木曾川流域、新境川流域において下水道（污水）に先立ち雨水幹線整備をしてきました。一方で、短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）時の浸水被害が発生しています。

取り組み方針

- ・下水道（污水）は、経年劣化により老朽化した施設について、適切な維持管理を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づく更生工法等による延命化や地震対策計画に基づく耐震化を図ります。
- ・下水道（雨水）は、巾下排水区、飛行場排水区において整備を推進します。

表 3-9 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（雨水）	雨水幹線 雨水貯留施設	巾下排水区、飛行場排水区

(v) 河川

- ・新境川が流れ、桜並木や水辺空間は地域の景観や憩いの場となっている一方で、集中豪雨時には浸水被害のリスクがあります。
- ・都市化の進展や農地の減少により、保水・遊水機能が低下しつつあります。

取り組み方針

- ・公共施設における雨水貯留施設の整備や開発事業に対する雨水流出抑制策の指導に努めます。
- ・新境川の水辺環境や桜並木を保全・活用し、安全で潤いのある地域環境を形成します。

(3) 市街地整備

- ・地域生活拠点として位置づけられた蘇原駅・六軒駅周辺には、商業、医療、福祉等の都市機能が集積しており、高い交通利便性を活かした市街地が形成されています。

取り組み方針

- ・交通結節点の機能の充実を図るため駅前広場整備を推進します。
- ・各務山地区に隣接する各務ヶ原駅周辺地区においては、今後の土地利用に応じた市街地整備を検討します。
- ・地区計画区域には低未利用地が残っているため、地区計画道路の整備による計画的な市街地の形成を図ります。



テックフォルテ各務原

(4) 関連分野

(i) 景観、歴史・文化

- ・外山、権現山、八坂神社、加佐美神社、そして田園と工業団地が一体となって良好な都市景観を形成しています。また、市街地内においても川崎山等の緑地が残っています。
- ・今後もこれら景観や歴史・文化資源の維持保全が重要となります。

取り組み方針

- ・特に重点的に良好な景観形成を図る必要があり、景観法に基づく重点風景地区・景観地区に指定されている地区では、各地区の方針に基づき、まちなみや良好な景観の維持・保全に努めます。

表3-10 重点風景地区・景観地区 指定地区

	地区名 (P25 参照)
ア) 歴史景観	「加佐美神社地区」
イ) 自然景観	「各務山西部地区」、「テクノプラザ景観地区」、 「各務山西部地区景観地区」
ウ) 都市施設が集積している地区の景観	「市民会館周辺地区」
エ) 主な道路・河川に隣接する地区の景観	「新境川沿い地区」

- ・下記の地区では、今後の土地利用に応じて、新たな重点風景地区の指定・変更を検討します。

- ◆「岐阜鵜沼線沿線地区」

- …沿道の一体感や連続性を確保するとともに、緑豊かな景観の創出を検討します。

- ◆「各務山西部地区」

- …新たな開発が行われる際は、まちなみが各務山と調和するよう、建物のデザインや色合いの調和を図り、緑豊かな景観の創出を図ります。

(ii) 安全安心

- ・防災面では、テクノプラザ北西部の一部において、土砂災害警戒区域に指定されています。
- ・洪水浸水想定区域図（計画降雨）では、新境川沿いの低地部の一部において、3.0m未満の浸水が想定されています。
- ・雨水出水浸水想定区域図（計画降雨）では、市街地の一部において内水による浸水が想定されており、浸水深は主に0.2~0.5m未満が分布するとともに、新境川沿いの低地部の一部では0.5~1.0m未満の浸水が想定されています。
- ・市中央部に計画されている新総合体育館総合運動防災公園は、災害時における、自衛隊、消防、警察等の活動拠点や避難場所、物資拠点として位置づけられており、スポーツ・交流機能とあわせて防災機能の強化が図られる予定です。
- ・交通安全・防犯面では、蘇原第一小学校や蘇原第二小学校等の通学路への防護柵の設置、その他防犯灯のLED化等の安全対策に取り組んできました。一方で、震災時や火災時に避難活動や消火活動に支障をきたす恐れがある狭あい道路を基盤として形成された市街地や集落が一部地域で見られます。

取り組み方針

- ・防災拠点としての機能を持ち、市民の安全安心の拠点となる新総合体育館総合運動防災公園の整備を推進します。
- ・避難場所・避難経路の確保や地域防災力の向上及びハザードマップ等による情報発信等を通じて、地域の実情に応じた防災対策を推進します。
- ・狭あい道路の解消やブロック塀の除去支援等に努めます。



図3-11 新総合体育館総合運動防災公園 イメージ

鶺沼地区

地区の概況

鶺沼地区は、中山道鶺沼宿をはじめ、村国座、城山、坊の塚古墳等の歴史・文化資源やおがせ池、伊木山等の豊かな自然を有しています。また、北部には住宅地が広がるほか、鶺沼駅・新鶺沼駅は交通結節点となっており、名古屋方面をはじめ広域への交通アクセスに優れた利便性の高い地区です。



地域ニーズ

<市民アンケート>

重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目

- 16. 地震や水害に対する備え
- 4. 公共交通機関の使いやすさ
- 18. 交通安全対策
- 14. 歩道の安全や心地よさ
- 15. 駅や道路、公共施設のバリアフリー化

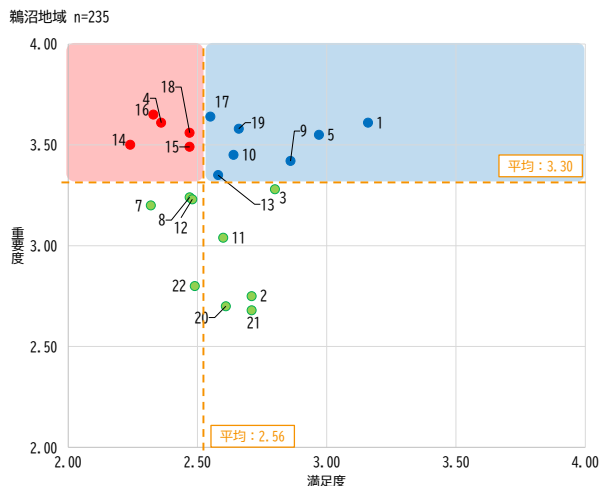


図3-12 鶺沼地区 クロス集計結果

<地区別懇談会>

表3-11 主な意見

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・新鶺沼駅前の土地利用の検討に合わせた高さ規制の見直し ・市街化調整区域の有効な土地利用の検討
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・北部の住宅団地への公共交通の確保
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な渋滞解消のため、南北幹線道路となる(都)各務原扶桑線の整備
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・鶺沼駅・新鶺沼駅周辺における、犬山城の眺望景観の保全を踏まえた市街地整備
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市との観光交流の場とする城山の有効活用

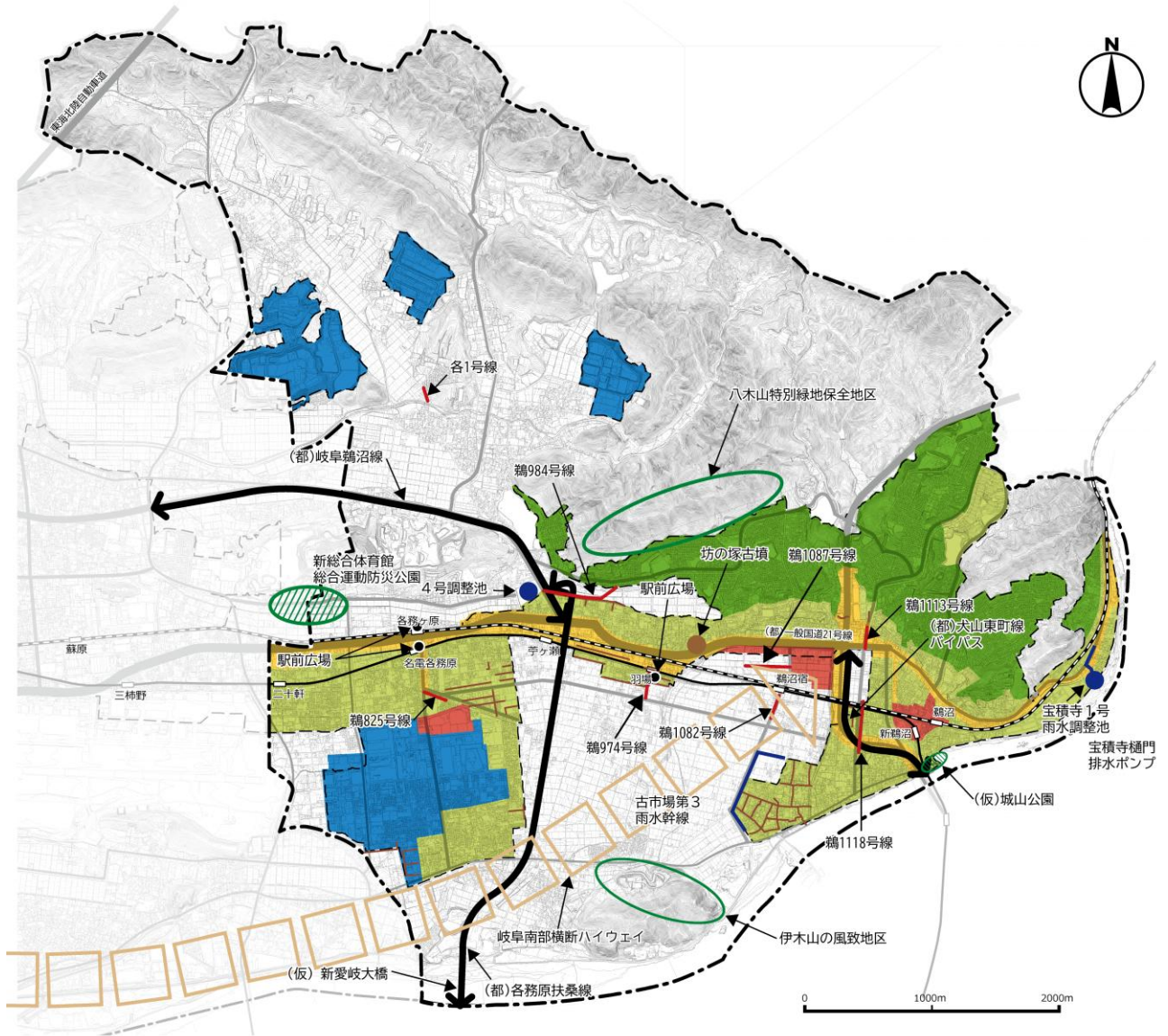
課題 (キーワード)

駅周辺の低未利用地の有効活用 住宅団地の公共交通の確保 南北の幹線道路の強化
新愛岐大橋 高さ制限 城山 観光交流 歴史資源

鶺沼地区の目標

自然、歴史・文化、公共交通の利便性を活かした東の拠点地域と
誰もが暮らしやすい住環境の形成

本地区においては、自然、歴史・文化資源の保全・有効活用を図るほか、公共交通の結節点である鶺沼駅・新鶺沼駅周辺における土地の有効・高度利用を促進することにより、公共交通の利便性を活かしながら多様な世代の居住誘導や都市機能の集積を図るとともに、住宅団地における高齢者の移動手段の確保等により生活利便性の維持を図ることを目標とします。



凡 例		
基本情報	土地利用	都市基盤整備
根幹的な幹線道路 (4車線)	低層住宅地域	幹線・補助幹線道路
地域の幹線道路 (2車線)	住宅地域	新設道路の構想
地区界	商業地域	地区計画道路
市街化区域界	沿道活用地域	歩道
	工業地域	駅前広場
	風致地区・特別緑地保全地区	公園・緑地
	歴史・文化資源	雨水幹線
		雨水貯留施設

図3-13 土地利用・都市施設整備方針図(鶺沼地区)

(1) 土地利用

(i) 主要エリアの土地利用方針

当地区における主要なエリアごとに土地利用方針を定めます。(方針の詳細は P72 参照)

6 テクノプラザエリア	11 鶺沼南町エリア
7 各務山エリア	12 城山エリア
8 各務ヶ原駅周辺エリア	13 鉄道駅近接エリア
9 鶺沼駅・新鶺沼駅周辺エリア	14 (都)各務原扶桑線沿道エリア
10 鶺沼西町エリア	

(ii) 主要エリアを除く土地利用方針

市街化区域の土地利用に関する方針

生活環境を著しく阻害するような土地利用上の問題は発生していませんが、郊外の住宅団地や新鶺沼駅周辺等においては、社会情勢の変化や地域の実情等に応じて用途地域の見直しを検討する方針とします。

住宅地

- ・北部の住宅団地では公共交通ネットワークの確保により、生活利便性の維持に努めます。
- ・市街化区域縁辺部では低未利用地が一部残存しているため、地区計画（各務原南地区等）で位置づけられている地区計画道路の整備を進め、宅地化を促進します。

商業地

- ・(都)一般国道 21 号線沿道、(都)坂祝バイパス線沿道については、地域住民の生活利便性を高めるため、沿道型商業・サービス施設の立地誘導により、幹線道路沿道の商業機能の強化を図ります。
- ・既に大型商業施設が立地する鶺沼各務原町及び鶺沼西町については、引き続き商業系土地利用の維持・誘導を図ります。

工業地

- ・岐阜木材工業団地、各務東町工業団地等、多くの工業用地が存在しており、引き続き、インフラの維持・整備により、企業の生産活動が円滑に行えるよう努めます。

市街化調整区域の土地利用に関する方針

- ・集落地においては、人口減少による既存コミュニティの維持・活性化が課題となっていることや交通利便性の高い鉄道駅周辺の無秩序な開発が進みつつあります。そのため、今後は集落地の居住環境の維持や農地、樹林地の保全を図るとともに地区計画の活用等により、良好な住環境の維持・形成に努め、既存コミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・おがせ池の水辺空間と愛宕山南側山林を景勝地景観として保全を図るとともに、北山、金毘羅山、うぬまの森の樹林地は保安林に指定されていることから、防災機能及び保水機能の確保から自然環境の保全を図ります。
- ・集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、周辺の環境に配慮しながら適切な立地を図ることで、既存コミュニティを維持します。

(2) 都市施設等

(i) 道路

- ・東西方向に(都)一般国道 21 号線、(都)坂祝バイパス線、(都)岐阜鵜沼線が、南北方向に(都)犬山東町線、(都)犬山東町線バイパス、(都)各務原扶桑線、鵜 1118 号線(鵜沼南町通り)が位置しています。
- ・幹線・補助幹線道路は、多くの未整備区間が残されています。
- ・歩道等は、主要な幹線道路において順次整備を進めていますが、歩道の連続性が確保されていない箇所があります。

取り組み方針

- ・短期的には、(都)犬山東町線バイパス、(都)各務原扶桑線の整備を図ります。
- ・中長期的には、(都)一般国道 21 号線に集中する広域的な通過交通を市街地外へ誘導するとともに、本市南部地域の東西軸を形成する主要な幹線道路としての機能が期待される岐阜南部横断ハイウェイの整備を検討します。
- ・鵜 984 号線の現道拡幅、歩道新設整備及び鵜 1082 号線歩道新設等の整備を推進し、歩行者等のネットワーク形成を図ります。

(ii) 公共交通

- ・鵜沼駅・新鵜沼駅は駅前広場や鵜沼中空歩道が整備され、鉄道の利便性が高い地区となっています。また、民間路線バスやふれあいバス鵜沼線が住宅地と駅をつないでいます。
- ・本地区の広範囲で、鉄道・民間路線バスを補完するチョイソコかかみがはらが運行しています。

取り組み方針

- ・各務原市地域公共交通計画に基づき、駅周辺と住宅地・公共施設を結ぶバス路線の維持に努めるとともに、公共交通の評価・検証を行い、必要に応じた運行内容の見直しを実施します。
- ・郊外の丘陵地に立地する住宅団地等からのアクセスや高齢者の移動手段を確保するための対策を検討します。

(iii) 公園・緑地

- ・緑の基本計画に基づき、計画的に公園整備を行ったことで地区内における公園整備は概ね完了しています。
- ・災害時の拠点となる新総合体育館総合運動防災公園の整備に着手しています。
- ・伊木山風致地区や八木山特別緑地保全地区は、都市計画法に基づく地域地区として指定・保全されています。

取り組み方針

- ・都市公園ストック再編事業として、小規模公園が集積する地区の機能再編・統廃合を検討します。
- ・伊木山風致地区や八木山特別緑地保全地区について、各種法制度を活用して建築行為や樹木の伐採等を制限することで、現状の緑地を保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継ぎます。

(iv) 下水道

- ・下水道（汚水）整備は、市街化区域内の整備が概ね完了しています。
- ・下水道（雨水）整備は木曾川流域、新境川流域において下水道（汚水）整備に先立ち雨水幹線整備を推進してきました。一方で、短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）時の浸水被害が発生しています。

取り組み方針

- ・下水道（汚水）は、蘇原第2、南町の各処理分区における整備を順次進め、経年劣化により老朽化した施設について、適切な維持管理を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づく更生工法等による延命化や地震対策計画に基づく耐震化を図ります。
- ・下水道（雨水）は、各務山排水区、小伊木排水区、宝積寺第1排水区、朝日排水区において整備を進めます。

表3-12 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（汚水）	汚水施設整備	蘇原第2、南町の各処理分区の一部
下水道（雨水）	雨水幹線 雨水貯留施設	各務山排水区、小伊木排水区、宝積寺第1排水区、朝日排水区

(v) 河川

- ・木曾川に面し、飛騨木曾川国定公園に含まれる景勝地や犬山城を望む豊かな自然・歴史的景観が広がっています。これらの河川は憩いや観光の資源となる一方で、集中豪雨時には浸水被害のリスクがあります。

取り組み方針

- ・河川空間の利活用を推進し、安全で潤いのある地域環境の形成を図ります。
- ・国と連携し、鵜沼宝積寺地区の木曾川堤防整備を促進します。

(3) 市街地整備

- ・本市の東の都市拠点に位置づけた鵜沼駅・新鵜沼駅周辺において、鵜沼駅前広場、鵜沼空中歩道の整備、組合施行による土地区画整理事業が完了しています。一方で、鵜沼駅・新鵜沼駅周辺には、低未利用地が広がっています。
- ・地域生活拠点に位置づけられた各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺には、商業・医療・福祉等の都市機能が集積しており、高い交通利便性を活かした市街地が形成されています。

取り組み方針

- ・名古屋圏への高い交通利便性を活かし、東の玄関口としてふさわしいにぎわいを生むために、都市機能施設の誘導を図ります。また、周辺の低未利用地の利活用や高度利用を促進するため、高さ制限を見直し、駅周辺の整備を進めます。また、城山地区では、良好な景観や歴史的文化遺産として保全を最優先に、周辺の整備を検討します。
- ・交通結節点の機能の充実を図るため、駅前広場の整備を推進します。
- ・地区計画区域には低未利用地が残っているため、地区計画道路の整備による計画的な市街地の形成を図ります。

(4) 関連分野

(i) 景観、歴史・文化

- ・北山、金毘羅山、八木山、うぬまの森、伊木山の自然景観や木曾川、大安寺川、おがせ池といった水辺空間、さらに田園が一体となって良好な景観を形成しています。また、中山道の宿場町として栄えた鵜沼宿のまちなみ、坊の塚古墳や国指定の文化財「名勝木曾川」等の歴史・文化資源を有しています。



坊の塚古墳



木曾川沿いの眺望

取り組み方針

- ・特に重点的に良好な景観形成を図る必要があり、景観法に基づく重点風景地区・景観地区に指定されている地区では、各地区の方針に基づき、まちなみや良好な景観の維持・保全に努めます。

表3-13 重点風景地区・景観地区 指定地区

	地区名 (P25 参照)
ア) 歴史景観	「中山道鵜沼宿地区」、「宝積寺地区」
イ) 自然景観	「おがせ池地区」、「木曾川河畔地区」、「木曾川河畔上流地区」、「各務山西部地区」、「テクノプラザ景観地区」、「各務山西部地区景観地区」
ウ) 都市施設が集積している地区の景観	「鵜沼駅前地区」
エ) 主な道路・河川に隣接する地区の景観	「木曾川沿い地区」、「新境川沿い地区」、「大安寺川沿い地区」、「坂祝バイパス沿線地区」、「(仮称)新愛岐大橋周辺地区」

- ・下記の地区では、今後の土地利用に応じて、新たな重点風景地区の指定や変更を検討します。
 - ◆「各務原扶桑線沿線地区」
 - …沿道の一体感や周辺の住環境に配慮し、緑豊かな工業地の創出を検討します。
 - ◆「各務山西部地区」
 - …新たな開発が行われる際は、まちなみが各務山と調和するよう、建物のデザインや色合いの調和を図り、緑豊かな景観の創出を図ります。
 - ◆「木曾川河畔地区」、「鵜沼駅前地区」
 - …鵜沼駅・新鵜沼駅周辺の土地利用を検討するにあたっては、対岸の犬山城を含めた多くの自然的及び歴史的なランドマークが存在する良好な眺望景観に配慮するよう努めます。
- ・史跡坊の塚古墳保存活用計画を策定し、次世代への継承に向けて必要な措置を検討します。

(ii) 安全安心

- ・防災面では、宅地開発や土地区画整理事業により整備された松が丘・つつじが丘地区、鶉沼台・新鶉沼台地区、鶉沼宝積寺町地区に土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。
- ・洪水浸水想定区域図（計画降雨）では、大安寺川沿いの一部で 3.0m未満の浸水が想定されています。
- ・雨水出水浸水想定区域図（計画降雨）では、市街地の一部において内水による浸水が想定されており、浸水深は主に 0.2~0.5m未満が分布するとともに、木曽川沿いの低地部の一部では 0.5~1.0m未満の浸水が想定されています。
- ・交通安全・防犯面では、防犯灯の LED 化等に取り組んできました。

取り組み方針

- ・避難場所・避難経路の確保や地域防災力の向上及びハザードマップ等による情報発信等を通じて、地域の実情に応じた防災対策を推進します。
- ・狭あい道路の解消やブロック塀の除去支援等に努めます。

川島地区

■ 地区の概況

川島地区は、比較的低密度な市街地が形成されています。また、県内最大級の観光客数を誇る河川環境楽園のほか、河跡湖公園等を有し、水と緑に恵まれた地区となっています。



■ 地域ニーズ

<市民アンケート>

重要度が高いにも関わらず満足度が低い項目

- 16. 地震や水害に対する備え
- 5. 日常的な買い物のしやすさ
- 4. 公共交通機関の使いやすさ
- 18. 交通安全対策
- 19. 医療や福祉施設の利用のしやすさ
- 14. 歩道の安全や心地よさ
- 10. 幹線道路や身近な生活道路の整備・維持
- 15. 駅や道路、公共施設のバリアフリー化

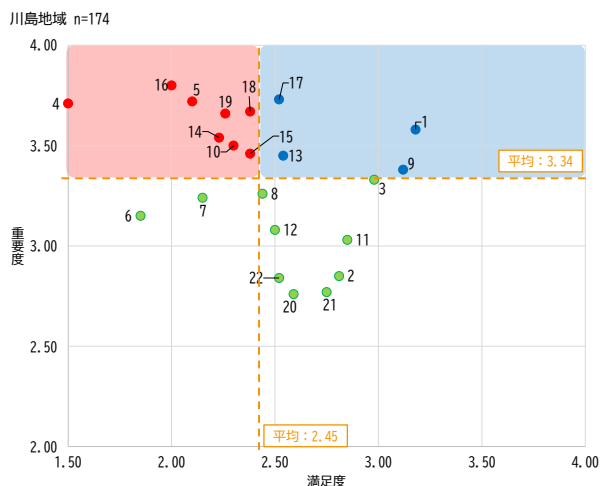


図3-14 川島地区 クロス集計結果

<地区別懇談会>

表3-14 主な意見

土地利用	・地域住民が日常的に買い物に利用する店舗等が少ない
地域活性化	・河川環境楽園の活用や自然環境・コミュニティの魅力を発信することで、交流や移住の促進
公共交通	・江南・一宮方面へのバスは比較的便利だが、市内へのアクセスが不便
道路	・緊急時対応の観点から、生活道路での車両すれ違い困難や消防車進入不可区間の改善
安全安心	・堤防の未整備区間があるため、安全安心を確保するための計画的な対応 ・宅地化により雨水浸透量が減少し、排水能力不足が懸念

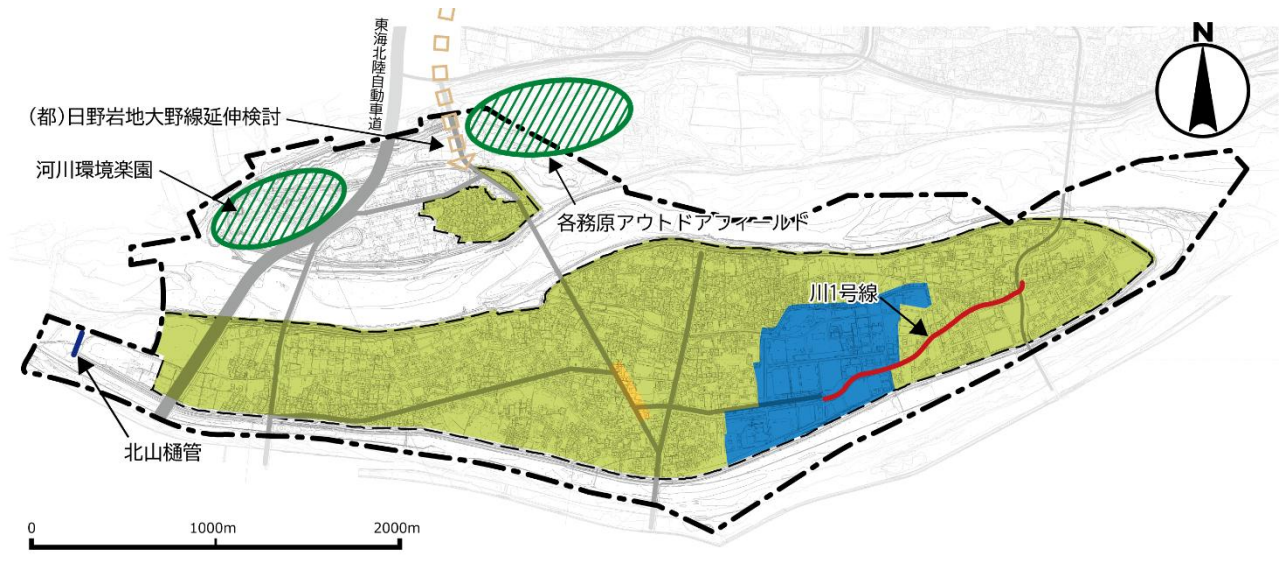
■ 課題 (キーワード)

生活に身近な店舗が不足 交流促進 河川環境楽園の有効活用
治水対策の強化 木曾川堤防整備 安全対策

■ 川島地区の目標

水と緑に包まれた、安全安心な魅力ある広域交流ゾーンの形成

本地区においては、河川環境楽園等の有効活用を図るとともに、水辺を身近に感じられる魅力ある居住区域に多様な世代を誘導し、更なる交流・にぎわいを創出するとともに、治水対策や交通安全対策の推進により安全で安心な生活環境を創出することを目標とします。



凡 例		
基本情報	土地利用	都市基盤整備
根幹的な幹線道路 (4車線)	住宅地域	新設道路の構想
地域の幹線道路 (2車線)	沿道活用地域	歩道
地区界	工業地域	公園・緑地
市街化区域界		雨水幹線

図3-15 土地利用・都市施設整備方針図(川島地区)

(1) 土地利用

(i) 主要エリアの土地利用方針

当地区における主要なエリアごとに土地利用方針を定めます。(方針の詳細は P72 参照)

5 河川環境楽園・木曽川沿いエリア

15 川島松原町エリア

(ii) 主要エリアを除く土地利用方針

市街化区域の土地利用に関する方針

過去から繊維業関連が盛んな地区であることから、一部の市街化区域において地場産業の振興と周辺の居住環境の保全を図るため、「特別工業地区」を定めています。生活環境を著しく阻害するような土地利用上の問題は発生していないことから、現在の用途地域を維持していく方針とします。

なお、東海北陸自動車道以西の市街化区域については、良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図りつつ、木曽川の堤防の整備に合わせ、今後の土地利用を検討します。

住宅地

- ・住宅、工場、農地、樹林地が混在する状況にあるが、これは本地区が古くから繊維産業が盛んであった地域性によるものです。また、市街地内に数多く点在する豊かな樹林地は、潤いある住環境をもたらしており、緑を保全しながら、良好な住環境の維持・形成を図ります。

商業地

- ・本地区のほぼ中央を南北方向に通る(一)松原芋島線沿道は、店舗や事務所等が立地している状況にあり、地区住民の生活便利性の向上に資する沿道地域としての土地利用を促進します。

工業地

- ・本地区の基幹産業の一つである製薬関連企業が立地し、工場内の豊かな緑と博物館の存在は地区の大きな個性となっています。また、近年は大型の物流倉庫も建設されており、引き続き、地域と調和がとれた工業地域としての土地利用を図ります。

市街化調整区域の土地利用に関する方針

- ・本地区を取り囲む木曽川は、多様な生物の生息地となり、癒しの空間になる等、都市の骨格を形成しており、引き続き、市の骨格となる良好な水辺環境の保全を図ります。
- ・国営木曽三川公園各務原緑地については、公園整備とともに緑地環境の保全を図ります。

(2) 都市施設等

(i) 道路

- ・各務原大橋の完成により、木曾川の増水時でも旧各務原市側との通行が確保され、利便性の向上のみならず、防災安全面での効果も確保されています。一方、地区内外のアクセス性の向上と交通混雑の改善が課題となっています。
- ・歩道等は、主要な幹線道路において順次整備を進めていますが、歩道の連続性が確保されていない箇所があります。

取り組み方針

- ・中長期的には、(都)日野岩地大野線の延伸を検討します。
- ・川1号線の歩道新設整備を推進し、歩行者等のネットワーク形成を図ります。

(ii) 公共交通

- ・鉄道駅がなく、主にふれあいバスやチョイソコかわしまが生活交通として運行していますが、市内中心部や周辺市への移動は自動車利用が中心となっています。
- ・地区の中心部からは愛知県一宮市へ民間路線バスが走っており、通勤・通学や通院等に利用されています。

取り組み方針

- ・各務原市地域公共交通計画に基づき、利便性の向上や鉄道駅、公共施設との連携強化を図るため、バス路線の評価・検証を行い、必要に応じた運行内容の見直しを実施することで、運転が困難な世代の移動手段の確保に努めます。

(iii) 公園・緑地

- ・緑の基本計画に基づき、計画的に公園整備を行ったことで地区内における公園整備は概ね完了しています。
- ・国営木曾三川公園各務原緑地内に河川環境楽園が立地しており、年間約450万人(令和6年実績)が訪れ、にぎわいをみせています。

取り組み方針

- ・国営木曾三川公園各務原アウトドアフィールドの整備を促進するほか、計画的な公園施設の改築・更新に努め、地域資源を活かした流域の魅力向上を目指し、更なる交流とにぎわいのある地域の形成を図ります。



河川環境楽園

(iv) 下水道

- ・下水道（汚水）整備は、概ね完了しています。
- ・下水道（雨水）整備は、一部では整備済みであるものの、未整備の雨水幹線・樋管が存在します。また、宅地化が進むことによる保水・遊水機能を有する農地の減少や都市構造の変化等から雨水流出量の増大が予測され、短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）時には浸水被害が発生しています。

取り組み方針

- ・下水道（汚水）は、適切な維持管理を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づく更生工法等による延命化や地震対策計画に基づく耐震化を図ります。
- ・下水道（雨水）は、計画的な雨水対策を推進します。

(v) 河川

- ・木曾川に囲まれた河川環境は、自然景観や水辺空間が豊かな資源となっています。
- ・一方で、これらの河川は、集中豪雨や台風による浸水被害のリスクがあります。

取り組み方針

- ・木曾川の治水機能を確保しつつ、河川敷や水辺空間の保全・活用を進め、安全で潤いのある地域環境の形成を図ります。
- ・国と連携し、川島渡・北山地区の木曾川堤防整備を促進します。

(3) 市街地整備

- ・一部地域では、土地区画整理事業により市街地整備が進んでいますが、道路は狭あいでも不整形な部分が多く、低未利用地が残されています。

取り組み方針

- ・生活道路の整備や治水対策を促進し、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・川島松原町地区において、土地区画整理事業を推進し、市街化区域内の低未利用地の有効活用を図ります。

(4) 関連分野

(i) 景観、歴史・文化

- ・木曾川の中州に位置する本地区は、独自の歴史と文化を育んでおり、ごんぼ積み集落や河跡湖等、地域資源や豊かな自然景観を有しています。また、製薬関連工場周辺は大きな緑のまとまりを形成しており、松並木が壮観な景観を創出しているほか、市内に架かる橋周辺は市のイメージを左右する重要な市街地景観となっています。

取り組み方針

- ・特に重点的に良好な景観形成を図る必要があり、景観法に基づく重点風景地区に指定されている地区では、各地区の方針に基づき、まちなみや良好な景観の維持・保全に努めます。

表3-15 重点風景地区指定地区

	地区名 (P25 参照)
ア) 歴史景観	「河跡湖公園地区」、「ごんぼ積み地区」
イ) 自然景観	「エーザイ川島工園地区」

ウ) 主な道路・河川に隣接する地区の景観	「木曽川沿い地区」、「各務原大橋通り沿線地区」、「河田橋周辺地区」、「渡橋周辺地区」
----------------------	--

(ii) 安全安心

- ・防災面では、土砂災害の危険性は想定されていません。
- ・洪水浸水想定区域図（計画降雨）では、地区全域において浸水深 3.0m以上の浸水が想定されるとともに、木曽川の氾濫流や河岸浸食を想定した家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。
- ・雨水出水浸水想定区域図（計画降雨）では、市街地を中心に内水による浸水が想定されており、浸水深は 0.2～0.5m未満が分布するとともに、木曽川沿いの低地部の一部では 0.5～1.0m未満の浸水が想定されています。
- ・交通安全・防犯面では、防犯灯の LED 化等に取り組んできました。

取り組み方針

- ・避難場所・避難経路の確保や地域防災力の向上及びハザードマップ等による情報発信等を通じて、地域の実情に応じた防災対策を推進します。
- ・狭あい道路の解消やブロック塀の除去支援等に努めます。

第4章 計画の実現に向けて

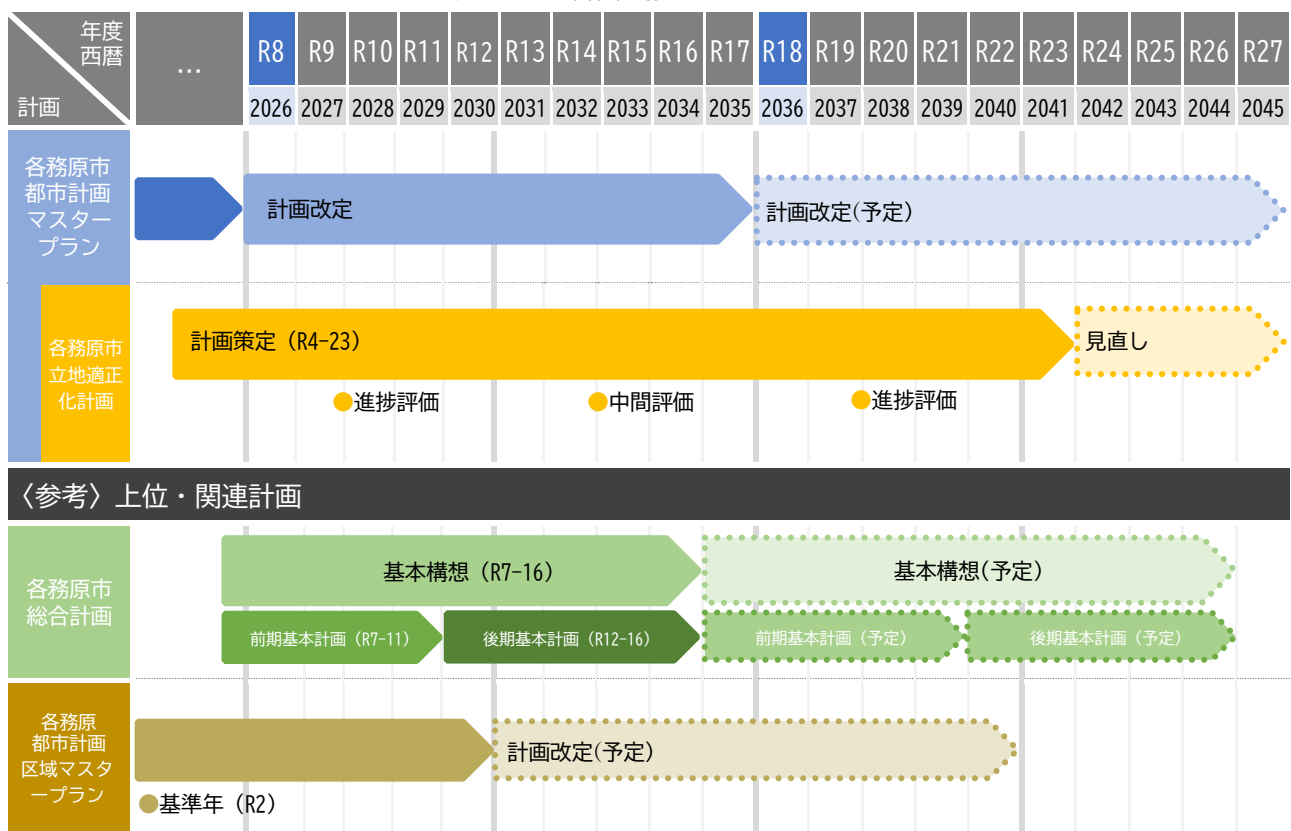
1. 計画の推進方針

本計画は、長期的な視点から本市の将来像を見据えて都市づくりの基本方針を示しています。ただし、これらの内容は確定的なものではなく、社会情勢の変化への対応に加え、本市の最上位計画である総合計画（2025-2034）や岐阜県が策定する各務原都市計画区域マスタープランをはじめ、本市の関連計画との整合が必要となった場合には、その状況に応じて本計画の内容を適宜見直します。

2. 計画の推進スケジュール

本計画は、上位・関連計画と整合を図りながら、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年間を計画期間として計画を推進していきます。

表4-1 計画の推進スケジュール

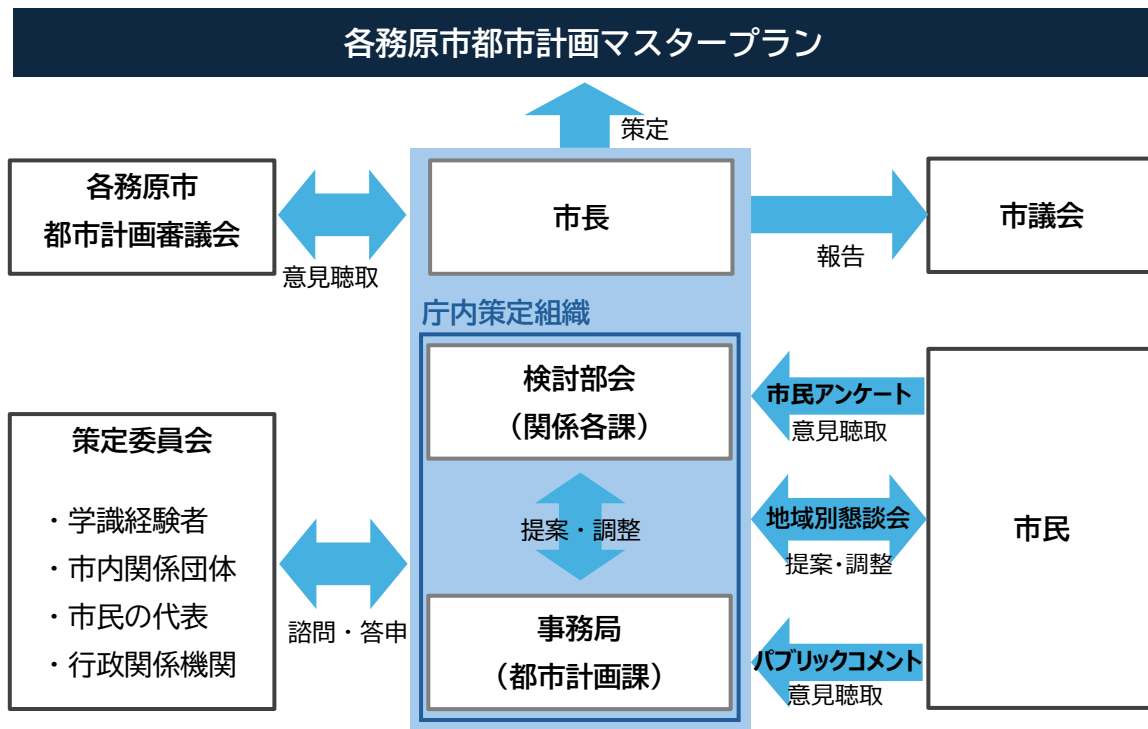


資料編

1. 策定体制
2. 策定過程
3. 市の都市形成過程
4. 用語解説

1. 策定体制

本計画は、上位計画等と整合を図るとともに、地区別意見交換会やパブリックコメントにより市民の意見を踏まえながら、学識経験者や市民代表等で構成された「各務原市都市計画マスタープラン策定委員会」で検討を行い策定しています。



各務原市都市計画マスタープラン策定委員会

都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(令和6年10月～令和8年3月)

◎学識経験を有する者

氏名	
服部 敦	中部大学 教授(委員長)
川口 暢子	愛知工業大学 准教授(副委員長)
萩原 拓也	名城大学 准教授

◎市民又は市内の事業所に勤務する者

氏名	
土田 周策 (令和6年度)	市民(蘇原自治会連合会長)
並木 祐之 (令和7年度)	
石垣 時広 (令和6年度)	市民(那加自治会連合会長)
松原 史尚 (令和7年度)	
江口 克己 (令和6年度)	市民(稲羽川島自治会連合会長)
木村 徹之 (令和7年度)	
渡邊 辰巳 (令和6年度)	市民(鵜沼自治会連合会長)
福 睦徳 (令和7年度)	
永田 美帆	市民(岐阜県建築士会)
大野 雅尚	市民(各務原商工会議所青年部)

◎市の職員

氏名	
大矢 貢	企画総務部長
村瀬 誠	産業活力部長
中村 俊夫 (令和6年度)	都市建設部長
川口 雅慎 (令和7年度)	

2. 策定過程

日 付	会 議 名
令和6年10月 3日	第1回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 1月24日	第2回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 6月 5日	第3回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 7月15日	第1回稲羽地区意見交換会
令和7年 7月18日	第1回那加地区意見交換会
令和7年 7月23日	第1回鶺沼地区意見交換会
令和7年 7月25日	第1回蘇原地区意見交換会
令和7年 7月30日	第1回川島地区意見交換会
令和7年 9月16日	第2回蘇原地区意見交換会
令和7年 9月18日	第2回稲羽地区意見交換会
令和7年 9月25日	第2回鶺沼地区意見交換会
令和7年 9月26日	第2回那加地区意見交換会
令和7年 9月30日	第2回川島地区意見交換会
令和7年10月10日	第4回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年11月10日	都市計画審議会（報告）
令和8年 1月15日	第5回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和8年 1月～	岐阜県意見照会
令和8年 1月28日 ～ 2月16日	パブリックコメント
令和8年 3月 5日	第6回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和8年 3月 6日	都市計画審議会（諮問）
令和8年 3月19日	建設水道常任委員会協議会（報告）

3. 市の都市形成過程

(1) 市街化区域の変遷

- 市街化区域の変遷は当初線引き（昭和 46 年）以降、市街化区域縁辺部における拡大により東西方向に連坦するとともに、団地開発による飛び市街化区域が設定された。
- 昭和 53 年には鶉沼地区で緑地保全のため逆線引きが行われており、都市的土地利用から自然保全への土地利用転換も行われている。
- 平成 9 年に市街化区域に編入した地区は、開発想定区域や集落連坦地域であった地区が多く、地区計画の適用を条件として市街化区域に編入された。
- 平成 16 年に旧川島町と合併した後、平成 21 年には、旧岐阜都市計画区域であった川島地区を各務原都市計画区域として再編し、1 つの都市計画区域に変更した。
- 近年は、令和 2 年に鶉沼西町の商業用地、令和 5 年に各務山地区の工業用地等、産業需要に対応した市街化編入を行った。

<当初線引き時点（昭和 46 年）>

- ・当初線引きは、鉄道及び国道 21 号に沿って東西方向に長く形成されていた昭和 45 年の DID を核として、既に市街地形成が始まっていた蘇原地区南部、鶉沼地区南西部及び大規模住宅地開発が予定されていた鶉沼地区東部において市街化区域が設定された。
- ・DID の過半は各務原飛行場等を除くと、戦前に施行された区画整理地区が主体である。
- ・川島地区（旧川島町）においては、木曾川と南派川に挟まれた中州部分及び笠田町の一部で市街化区域が設定された。

<第 1 回線引き見直し（昭和 47 年）>

- ・昭和 47 年、那加地区北部の尾崎団地において新たに飛び市街化区域が設定された。
- ・昭和 45 年から 50 年にかけて、DID が滲み出的に拡大している。
- ・鶉沼地区東部では大規模住宅地開発が進行し、鶉沼地区南西部では一部開発行為がみられる。
- ・市街化調整区域において開発行為が散在的に行われた。

<第 2 回線引き見直し（昭和 53 年）>

- ・昭和 53 年、蘇原地区の蘇原中央町付近で市街化区域が拡大された。また、鶉沼地区東部では緑地保全のため逆線引きが行われた。
- ・昭和 50 年から 55 年にかけて、那加、蘇原地区の DID が拡大を続け、鶉沼地区東部の住宅団地及び那加地区北部の尾崎団地で新たに DID が形成された。
- ・那加、蘇原及び鶉沼地区において、市街化区域を越えて DID を形成した地区がある。
- ・昭和 45 年の DID であった市役所周辺の既成市街地で区画整理が施行され、蘇原地区、鶉沼地区南西部で比較的大きな開発行為が行われた。

<第 3 回線引き見直し（昭和 62 年）>

- ・昭和 62 年、那加前洞町周辺、鶉沼各務原町周辺等で市街化区域が拡大され、鉄道及び国道 21 号沿いの市街化区域はすべて連坦することとなった。
- ・那加、蘇原地区の DID が再度拡大し、また、鶉沼地区南西部がほぼ全域にわたって DID となっ

た。鶯沼地区東部もほぼ全域が DID を形成するに至った。

<第4回線引き見直し（平成9年）>

- ・平成9年、那加前野町、蘇原東島町、鶯沼古市場町等の周辺で市街化区域が拡大されたが、当該地区の大半は開発想定区域、集落連坦地域の区域であった。これらの地域は土地改良事業が施行済みであり、地区計画の適用を条件として編入されている。

<第5回線引き見直し（平成21年）>

- ・平成16年に合併した川島地区を岐阜都市計画区域から除外し、同時に各務原都市計画区域は川島地区を含む市全域に拡大した。川島地区の市街化区域は、その全てを各務原都市計画区域の市街化区域として計画決定した。
- ・なお、旧岐阜都市計画区域川島地区においては、昭和46年の当初線引きから線引き見直しは行われていない。

<第6回線引き見直し（平成22年）>

- ・平成22年に、テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町、鶯沼三ツ池町、鶯沼朝日町で市街化区域が拡大された。
- ・鶯沼三ツ池町、鶯沼朝日町は地区計画の適用を条件として編入されている。
- ・テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町は開発事業が完了又は実施中の区域として編入されている。

<第7回線引き見直し（平成28年）>

- ・平成28年に、鶯沼三ツ池町地区で市街化区域が拡大された。
- ・あわせて、都市計画道路の整備による境界の変更等により、蘇原花園町、蘇原申子町等の一部を市街化調整区域へ編入（逆線引き）する変更が行われた。

<第8回線引き見直し（平成31年）>

- ・平成31年に、平成22年の見直し時に特定保留とした鶯沼南町について、都市計画道路の事業化の目処が立ったため、特定保留が解除されたことに伴い、市街化区域が拡大された。

<第9回線引き見直し（令和2年）>

- ・令和2年に、民間開発が行われた鶯沼西町及び既に市街地が形成されていた各務山の前町において、市街化区域が拡大された。

<第10回線引き見直し（令和5年）>

- ・令和5年に、工業団地の造成が行われた各務山地区において、市街化区域が拡大された。

<第11回線引き見直し（令和6年）>

- ・令和6年に、商業用地の確保を図るため、三井町地区において、市街化区域が拡大された。

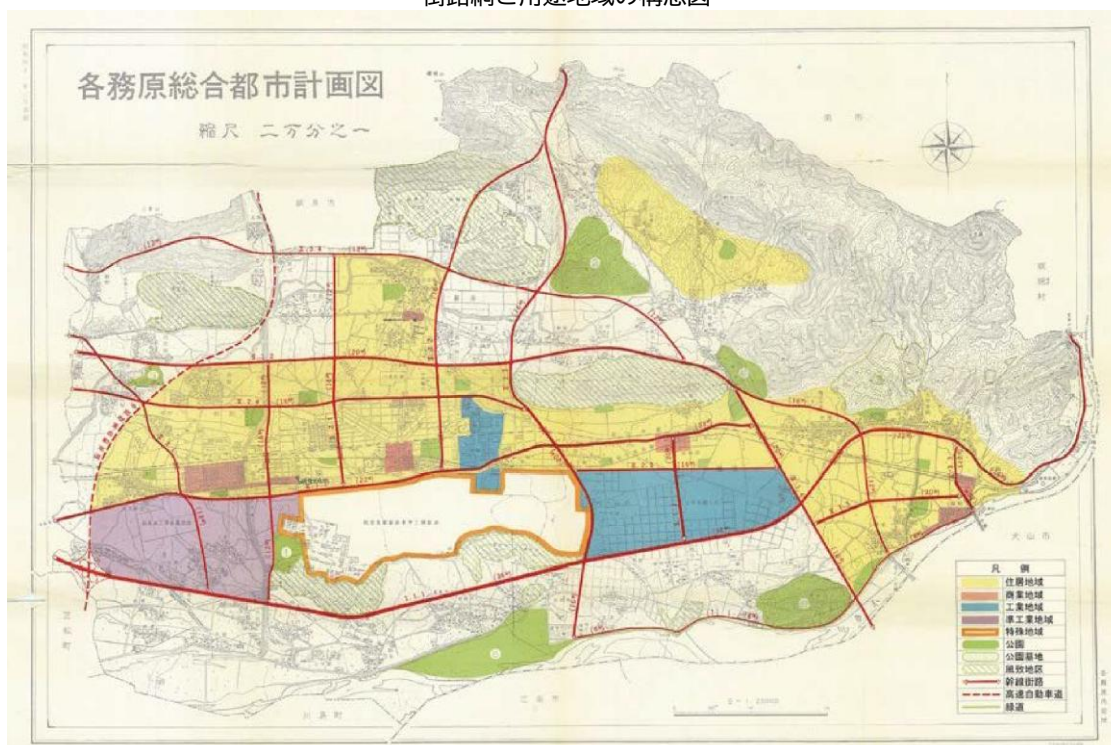
(2) 用途地域の変遷

- 本市の用途地域は、線引き見直しにおける市街化区域の拡大、用途地域の細分化に伴い、土地利用の状況に即して変更された。このような用途地域の見直しを経て、令和7年3月時点における用途地域の総面積は2,917.5haとなっている。
- 住居系用途地域では、地区の特性に合わせ低層及び中高層といった住環境に配慮した専用用途地域へと純化される一方、道路沿道等における用途の多様化に対処するため、準住居地域の指定も行われた。
- 商業系用途地域では、主要道路の沿道における郊外型沿道施設の立地誘導に対処すべく、住居地域から近隣商業地域へと変遷してきたが、都市の核となる商業地域については、昭和47年(8用途地域における当初決定)以降、わずか15ha程度の拡大にとどまる。近年では鶴沼西町、三井町において、市街化編入に伴い、近隣商業地域の指定が行われている。
- 工業系用途地域では、飛び市街化区域編入による工業団地開発等により、昭和47年の約246haから令和7年3月時点で約556haへと約2.3倍の増加がみられる。近年では、テクノプラザ地区や各務山地区等において、市街化編入に伴う工業系用途地域の拡大がみられる。

<昭和41年：旧法時代における用途地域構想>

- ・将来人口12.5万人(市街地人口10.0万人)を想定し、鉄道沿いを軸に本市西側に住居地域を指定、飛行場離発着経路下は工業地域・準工業地域を指定する構想があった。(※各務原都市計画報告書に用途地域構想に関する考え方が示されている。)

街路網と用途地域の構想図



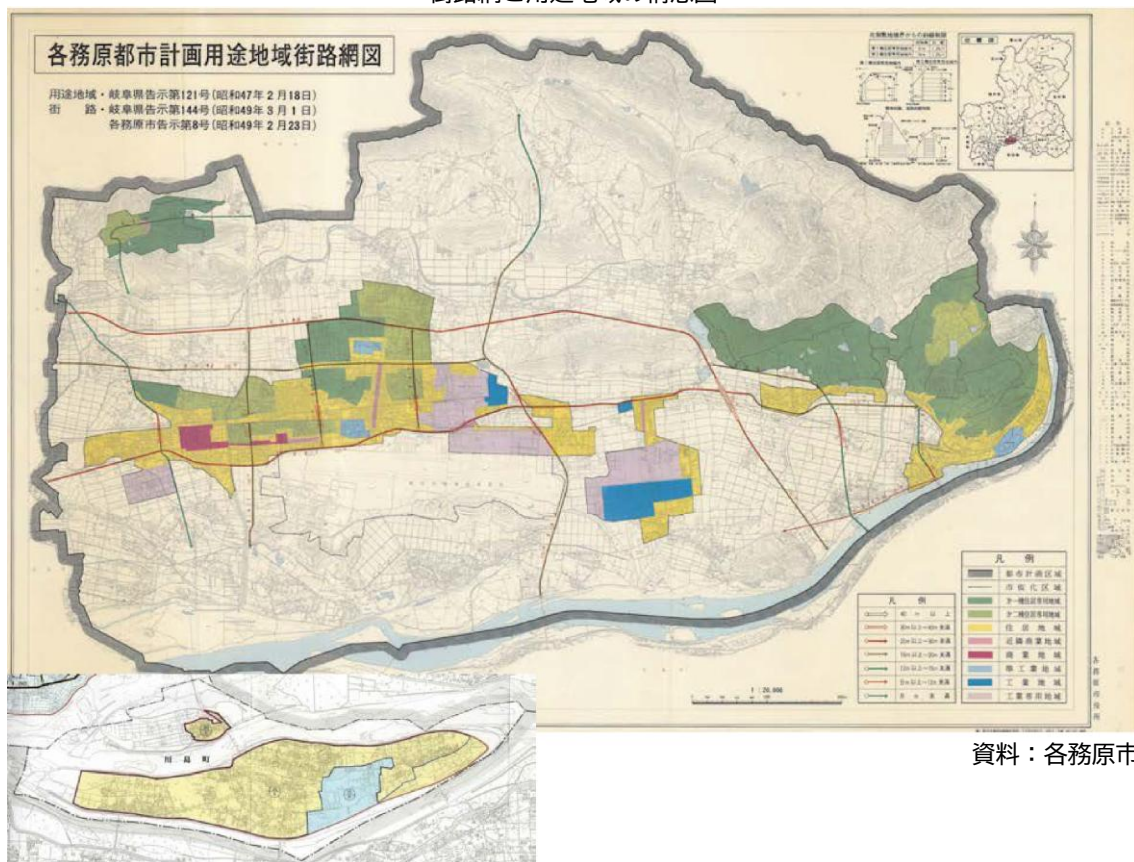
資料：各務原市

<昭和 47 年：当初線引き時点の用途地域（8用途地域）>

当時の土地建物利用現況に即するとともに、新たな住宅地開発に合致した用途地域を以下のよ
うに指定した。

- ・住居系用途地域は、鉄道沿線に東西方向に広がる既存の住宅地を住居地域として指定、尾崎、
鵜沼の団地開発地、蘇原青雲町の紡績工場周辺及び岐阜大学（現市民公園）周辺を第 1 種住居
専用地域、または第 2 種住居専用地域として指定した。
- ・商業系用途地域は、新那加駅南側及び旧国道 21 号沿道（新那加駅～市役所間）に商業地域、旧
国道 21 号及び県道六軒停車場線沿道の一部、尾崎団地のセンター地区に近隣商業地域を指定
した。
- ・工業系用途地域は、蘇原青雲町、蘇原六軒町、鵜沼宝積寺町の紡績工場といった特定施設に準
工業地域を指定、鵜沼各務原町の毛織物工場、鵜沼三ツ池町の自動車用機械器具部品製造工場
南側の農地に工業地域を指定、川崎町の航空機製造工場、鵜沼各務原町の毛織物工場といった
特定施設、金属工業団地に工業専用地域を指定した。
- ・川島地区においては、昭和 46 年に製薬会社周辺を工業地域、その他を住居地域として指定し
た。また昭和 47 年には住居地域の大半において、機織、ねん糸工場等の建築を可能とする、特
別工業地区を指定した。

街路網と用途地域の構想図



資料：各務原市

資料：岐阜都市計画区域 川島町都市計画図

<昭和 53 年：市街化区域の変更に伴う用途地域変更>

- ・逆線引きを行い、鶺沼地区東部の第 1 種住居専用地域を縮小した。

<昭和 62 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・各務原市北部土地区画整理事業により飛び市街地として拡大した地域において住居地域、工業地域を指定した。
- ・鶺沼各務原町の紡績工場の工業専用地域の一部が工業地域へと用途変更が行われた。
- ・岐阜木材工業団地として拡大した地域において工業地域を指定した。
- ・各務原市工業団地として拡大した地域において工業専用地域を指定した。

<平成 8 年：12 用途地域への移行に伴う用途規制の緩和・強化等>

- ・第 1 種住居専用地域から第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域への変更、第 2 種住居専用地域から第 1 種住居地域への変更、住居地域から準住居地域、近隣商業地域、準工業地域への変更による用途緩和が行われた地区がみられる。
- ・住居地域から第 1 種中高層住居専用地域への変更、準工業地域から第 1 種住居地域への変更による用途強化が行われた地区がみられる。
- ・その他、準工業地域から近隣商業地域への変更による用途転換が行われた地区もみられる。

<平成 22 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・テクノプラザ二丁目・三丁目、那加山崎町、鶺沼朝日町において工業地域を指定した。
- ・鶺沼三ツ池町において準工業地域を指定した。
- ・イオンモール各務原が立地する那加萱場町において商業地域を指定した。
- ・戸建専用住宅団地が立地する那加柄山町において第 1 種低層住宅専用地域を指定した。

<平成 24 年：土地利用の転換を見込んだ用途地域の変更>

- ・大規模商業施設が立地する蘇原花園町や鶺沼各務原町等において、商業機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・(都)一般国道 21 号線の沿線について、沿道立地型の商業施設機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・鶺沼宝積寺町において、工場跡地で土地区画整理事業が実施されていることに伴い、第一種住居地域に変更した。
- ・蘇原青雲町等において、(都)岐阜鶺沼線が完成したことに伴い、適度な用途の混在を許容する住宅地としての土地利用を図るために、第一種住居地域に変更した。
- ・金属団地内において、工業団地と連続性を活かした土地利用を図るために、工業地域に変更した。

<平成 28 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・鶺沼三ツ池町において、工業専用地域を指定した。

<平成 29 年：低未利用地の転換促進を図る用途地域の変更>

- ・蘇原青雲町において、業務・商業施設と共存する住宅地として、地区内に介在する低未利用地の宅地化を図るため、第 1 種中高層住居専用地域から第 1 種住居地域に変更した。

- ・川島小網町において、岐阜県消防学校及び岐阜県広域防災センターの公共公益機能の維持・強化を図るため、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域へ変更するとともに、周辺の土地利用転換の促進を図るため、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域へ変更した。

<平成31年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・鵜沼南町において、第1種住居地域を指定した。

<令和2年：市街化区域の拡大及び低未利用地の転換促進を図る用途地域の指定・変更>

- ・鵜沼西町において、市街化区域編入に伴い、近隣商業地域を指定した。
- ・各務山の前町において、市街化区域編入に伴い、第2種中高層住居専用地域、準工業地域を指定した。
- ・川島小網町において、適切に建築物の用途制限を緩和することで、宅地利用を促進させるため、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域に変更した。

<令和5年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・各務山地区において、工業専用地域を指定した。

<令和6年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・三井町地区において、近隣商業地域を指定した。

<令和7年：都市拠点のにぎわいと交流の創出を図る用途地域変更>

- ・那加東亜町において、旧東亜町会館を交流拠点として活用するため、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域へ用途地域を変更した。

(3) 時代別概況

元号	西暦	都市形成	社会資本
旧石器時代	紀元前2万年前後	この地に人々が居住（植野遺跡等）	
縄文時代	中期	人々が竪穴式住居で狩猟・漁労・植物採集等をして暮らす（炉畑遺跡等）	
弥生時代	末期	現在は木曾川河床である川島松倉町（旧字伊八島）に人々が居住（伊八島水没遺跡）	
古墳時代	前～中期	那加・鵜沼地域に大型古墳が築造された	
	後期	北部山地に須恵器の窯跡（美濃須衛窯跡群）が造られる（～平安時代）	
飛鳥時代			蘇原地域に古代寺院が集中して建立される（山田寺跡等）
	699	「藤原宮跡出土木簡」に「三野国各美」「汗奴麻」の地名が記載	
	702	「御野国各牟郡中里戸籍」（現存日本最古の戸籍のひとつ）が作成される	
奈良時代		東山道に各務駅が置かれる	
	769・775		木曾川の氾濫によって住民や家畜、国分寺等の建物に大きな被害が発生
平安時代	934 頃	「和名類聚抄」に美濃国各務郡村国郷・大榛郷・各務郷・那珂郷・三井郷・駅家郷等（現各務原市域付近）、尾張国葉栗郡河沼郷等（現川島地区付近）の地名が記載される	
鎌倉時代	1221 頃		承久の乱で「摩免戸（前渡）の渡し」が戦場となる（前渡西町矢熊山の供養塔）
	1302	「室町院御領目録写」に「美濃国鵜沼庄」（荘園）が記載される	
	1306	「昭慶門院御領目録」に「各務郡鵜沼郷、弓削田本郷（那加付近）、陶器所」等の地名が記載される	
	1325	「大見安田文書」に「美濃国蘇原庄」（荘園）が記載される	
室町時代	1395		美濃国第6代守護土岐頼益が鵜沼に大安寺を建立
	1499		薄田加賀守が新加納に少林寺を建立
戦国時代	1562		織田信長旗下の木下藤吉郎による鵜沼城攻略
安土桃山時代	1586		木曾川が大洪水により現在の流路となる
	1586 頃		松倉渡しが開かれる
	1589	濃尾国境変更（川島地区は美濃となる）	
江戸時代	1602 頃	中山道に鵜沼宿が置かれる	東山道が中山道に変わる
	1624～44		中山道がほぼ現在の国道21号のルートに変更される

元号	西暦	都市形成	社会資本
江戸時代	1651 頃	鵜沼宿が現在の位置に移される	
	1727 頃		河田渡し等が頻繁に利用される
	1848～54	各務原台地を大砲稽古場として利用開始	
明治9年	1876	陸軍省が大砲射的場用地として三か村(西市場・桐野・岩地)入会地約29町歩を買収し、陸軍砲兵演習場開設	
明治12年	1879	陸軍省が各務野の更木八か村入会地約11町歩を大砲演習場として買収	
明治22年	1889	陸軍省が演習場拡張のため中山道南部の三か村入会地150町歩・八か村入会地80町歩を買収	
大正6年	1917	各務原飛行場がつくられる	
大正9年	1920		高山本線、岐阜～各務ヶ原間開通
大正10年	1921		高山本線、各務ヶ原～美濃太田間開通
大正11年	1922		河田渡しにはじめて栈橋が架かる
大正12年	1923		岐阜高等農林学校が創設される
大正15年	1926		各務原鉄道、安良田町(現新岐阜と田神の間)～二連隊(現名電各務原駅)間開通
昭和2年	1927		各務原鉄道、二連隊～東鵜沼(現新鵜沼駅)間が開通
昭和5年	1930		境川放水路完成
昭和6年	1931		河田橋増強(木橋)架け替えがなされ、県道浅井那加停車場線が濃尾交通の要路となる。 新鵜沼駅に各務原鉄道東鵜沼駅を統合 国名勝木曾川指定
昭和7年	1932		名鉄柳橋～下呂間で高山本線直通列車運行開始(平成13年休止)
昭和12年	1937	雄飛ヶ丘・楠町(那加)と旭(蘇原)地区に川崎社宅が建設される	川崎航空機岐阜工場が設立される
昭和15年	1940	那加町制施行	川崎航空機岐阜工場が設立される
昭和17年	1942		高山本線蘇原駅開設
昭和18年	1943	蘇原町制施行、鵜沼町制施行	
昭和20年	1945	各務原飛行場を米軍が接收	占領軍、各務原へ駐留
昭和21年	1946	鵜沼朝日町にあった各務原東飛行場等が開拓地として解放され、各務原開拓団を経て各務原開拓農協創設 ※各務原東飛行場跡地北半分は地元住民に払い下げられる。その後、昭和46年3月には鵜沼朝日町が市街化区域となり、以後宅地化が進む	
昭和24年	1949		岐阜大学農学部が設置される
昭和28年	1953		12,000人の米海兵隊が駐留
昭和30年	1955	稲羽町制施行	米陸軍部隊、岐阜キャンプ全面撤退
昭和31年	1956	川島町制施行	
昭和32年	1957	航空自衛隊岐阜基地が発足	
昭和33年	1958	基地が米軍より全面返還	河田橋(鉄橋)架橋
昭和38年	1963	4町を統合して各務原市が誕生する	小網橋(鉄橋)架橋 名鉄各務原線の複線(～1964年)

元号	西暦	都市形成	社会資本
昭和39年	1964	岐阜県金属工業団地が県下初の工業団地として完成 那加第1土地区画整理事業が完成	渡橋（鉄橋）架橋 名鉄各務原線、犬山線が直通運転開始 飛騨木曾川国定公園指定 エーザイ㈱「川島工園」建設
昭和43年	1968	琴ヶ丘団地が完成	
昭和44年	1969		愛岐大橋完成 木曾川河川敷に勤労青少年運動場完成
昭和47年	1972		国道21号鶉沼バイパス2車線開通 市役所新庁舎が完成
昭和47～51年	1972～76	鶉沼東部の丘陵地で団地開発	
昭和49年	1974	尾崎団地が完成	各務の舞台（村国座）が国指定重要有形民俗文化財指定 炉畑遺跡が県重要文化財指定
昭和51年	1976	県下3番目の10万都市となる	
昭和52年	1977		市民会館・中央公民館が完成
昭和55年	1980		総合スポーツ公園（野球場）完成
昭和56年	1981		江南関線全線開通
昭和57年	1982	那加第2土地区画整理事業が完成	岐阜大学の統合による移転
昭和60年	1985	各務原工業団地が完成	
昭和61年	1986	各務原市第1土地区画整理事業が完成	東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ開通 国道21号那加バイパス2車線開通
昭和62年	1987	各務原第2工業団地（松本）が完成	
昭和63年	1988		岐阜大学跡地に市民公園が全面完成
平成元年	1989		市民球場が完成
平成2年	1990	住工団地（須衛）が完成	クリーンセンターが完成 新境川の百十郎桜が「さくら名所100選」に選ばれる
平成3年	1991		岐阜県各務原浄化センターが完成
平成5年	1993		中央図書館が完成、産業文化センターが完成
平成7年	1995	各務東町工業団地が完成	
平成8年	1996		平成川島橋架橋 航空宇宙科学博物館が完成
平成10年	1998	テクノプラザⅠ期が完成	
平成11年	1999		河川環境楽園開設 岐阜県健康科学センターが完成 （都）岐阜鶉沼線Ⅰ期が完成
平成12年	2000		ツインブリッジ（犬山橋）が完成 岐阜県グリーンスタジアムが完成 ふれあいバス運行開始
平成14年	2002		新ごみ処理施設の稼働
平成16年	2004	川島町との合併により現各務原市が誕生	鶉沼駅前広場完成 各務野自然遺産の森の完成
平成17年	2005	テクノプラザⅡ期が完成	
平成18年	2006		知事同意により景観行政団体になる
平成19年	2007		公園墓地瞑想の森・学びの森完成
平成20年	2008		鶉沼宿町屋館開館

元号	西暦	都市形成	社会資本
平成21年	2009		河跡湖公園完成 国道21号坂祝バイパス2車線部分開通 樺通り開通 新鵜沼駅前広場・空中歩道完成
平成22年	2010	テクノプラザⅢ期が完成	
平成23年	2011		東海中央病院がリニューアル
平成24年	2012	鵜沼駅東部土地区画整理事業が完成	
平成25年	2013		各務原大橋が完成
平成26年	2014	鵜沼駅東部第二土地区画整理事業が完成	
平成27年	2015		ふれあいバスがリニューアル
平成28年	2016		国道21号坂祝バイパス2車線全線開通
平成29年	2017		総合運動公園の再整備が完成
平成30年	2018		岐阜かかみがはら航空宇宙博物館がリニューアルオープン 旧川上家別邸(萬松園)が国重要文化財指定
令和元年	2019		合葬式墓地在完成
令和2年	2020	新加納土地区画整理事業が完成	伊木の森がリニューアルオープン 市内小中学校(計24校)の都市計画決定
令和3年	2021	鵜沼駅東部第三土地区画整理事業が完成	新庁舎高層棟が完成 KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE が完成
令和4年	2022	テックフォルテ各務原1工区1期が完成	「チョイソコかかみがはら」の本格運行開始
令和5年	2023		新庁舎が全面オープン
令和6年	2024	テックフォルテ各務原1工区2期が完成	木曾川前渡南公園が完成 新那加駅・蘇原駅前広場が完成 坊の塚古墳が国史跡に指定
令和7年	2025		かかみがはら支援学校が開校

6. 用語解説

用語	解説
あ行	
インフラ（都市基盤）	インフラストラクチャーの略。都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路、鉄道、公園、上下水道、電気・ガス等の施設のこと。
雨水貯留施設	降った雨を一時的に溜めて雨水の流出を段階的に行うことで、周辺区域及び下流域への負荷を軽減する施設。貯留池、地下貯留槽、校庭貯留等がある。
SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable（持続可能な）Development（開発）Goals（目標）の略。国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称している。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体（CO ₂ 、フロンガス、メタンガス等）の総称。
か行	
開発行為（開発）	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域	氾濫した水の力により木造家屋が流出・倒壊することが想定される区域（氾濫流）及び、堤防が侵食されることにより家屋が流出・倒壊することが想定される区域（河岸侵食）のこと。
可住地	「可住地」は居住に利用できる土地のこと。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
環境基本計画	環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた計画。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
官民連携	行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や市民満足度の最大化を図る。
既成市街地	都市において、既に建物や道路等が整備され、市街地が形成されている地域のこと。
旧耐震基準	建築物の設計において、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されたもので、昭和56（1981）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。
狭あい道路	主に幅員4m未満の道路。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
経営耕地規模	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。

用語	解説
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
下水道普及率	対象となる行政区域内で、下水道を利用できる人口の割合のこと。下水道を利用できる人口を行政区域内人口で除した値で算出。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有し、又は借り上げているすべての公共施設やインフラを自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する取組のこと。
交通結節点	交通手段相互の接続にあたり、安全で快適な乗り換え環境を有する施設をいう。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場等。
小売吸引力指数	各市町人口1人当たり販売額を県の人口1人当たり販売額で除した値。地域が買い物客を引き付ける力を表す指標で、指数が1.0以上の場合、買い物客を外部から引き付け、1.0未満の場合は外部に流出していると見ることができる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
国勢調査	統計法に基づき行われる国の最も重要かつ基本的な統計調査のこと。人口、世帯、産業構造等の調査が、原則5年ごとに行われる。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
砂防指定地	大雨等で山の斜面や谷等が浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
自転車ネットワーク	歩行者、自転車、自動車がともに安全で快適に通行できるよう、車道の一部を活用した自転車レーンの設置や歩道内での構造的・視覚的分離等の手法によって整備される自転車の通行部分をいう。
重点風景地区	特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区のことで、地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物等の基準を定めている。
集約型都市構造	主要駅周辺等の中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの方が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造のこと。
将来都市構造	都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表した目指すべき将来の都市の姿のこと。
人口密度	単位面積当たりの人口数のこと。「可住地人口密度」は、人口÷可住地面積により、居住に利用できる土地の単位面積あたりの人口数を算出している。
浸水想定区域	水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨及び計画規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定されるもの。
製造品出荷額等	工業製品の製造と加工に関わる出荷額や賃料の収入、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額等の合計金額のこと。

用語	解説
線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分」）」と称している。
ゾーン 30 プラス	生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30km/h の区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ランプやスムーズ横断歩道等の物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図ること。
た行	
大規模集客施設	店舗、飲食店、映画館、遊技場等に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの。
地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定められた計画で、地域の移動手段を確保するために、地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民等の地域関係者と協議しながら作成するもの。
地球温暖化	CO ₂ 等の温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと。
地区計画	地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画のこと。地区の目標等を示す「地区計画の方針」と、道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成される。
地区施設	地区計画の方針に従って、地区整備計画で定められる道路・公園等の施設のこと。
チョイソコ	2年間の実証後、令和 4（2022）年に本格運行を開始した予約制の乗合交通。「チョイソコかかみがはら」は、鶴沼南と須衛・各務・八木山エリアで運行。
DID	Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。
低未利用地	利用されていない土地又は個々の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地のこと。空き地や企業の遊休地等、長期間に渡り利用されていない土地や駐車場等周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地を指す。
デマンド型交通	正式には DRT（Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム）と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にあり、事前に予約があった時のみ運行する交通機関のこと。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。
都市基盤	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地等の都市施設に、ガス・電力・電気通信施設等のライフラインや宅地を加えたものの総称。
都市計画基礎調査	都市計画区域について、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通等の現況及び将来の見通しについて行う調査こと。
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的な整備、開発及び保全する必要のある区域として指定される区域。本市の場合は、市全域が指定されている。
都市計画道路	都市の骨格を形成して、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するために、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて決定された道路のこと。
都市公園	都市公園法第 2 条に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内で設置する公園又は緑地もしくは国営公園のこと。

用語	解説
都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、まちづくりを担う法人として市町村が指定するもの。
都市施設	道路、公園、下水道等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道等の交通施設や公園、緑地等の公共空地等を都市施設としている。
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、商業用地、学校、道路等、主として人工的な施設での土地利用のこと。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行い、宅地の利用の増進と公共施設の整備を図る事業のこと。
な行	
内水浸水	短時間に激しい雨が降ることによって下水道の排水が間に合わず、雨水があふれて浸水が発生するものや、大雨で河川の水位が高くなることで、雨水が排水できず浸水が発生するもの。
農用地区域	農業振興地域内の集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地等の生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域のこと。
は行	
Park-PFI	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度のこと。主に公園利用者の利便の向上を目的に、民間企業によって飲食店等の施設を設置し、当該施設から得られる収益の一部を公園の整備・改修費に充てる。
パークレンジャー	市内の道路、河川や公園、広場等の緑化又は清掃、公共施設利用者のマナー指導等の活動のいずれか（複数可）をボランティアで行う市民団体。
パターンダイヤ	毎時の発車時刻を同じにすることで、利用者にとって記憶しやすいよう設定された鉄道やバス等のダイヤのこと。
パブリックコメント	国及び地方自治体が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。
バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ヒートアイランド	市街地の気温が周辺部に比べて高くなる現象。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）等を規制する地区。
ふれあいバス	平成 12(2000)年から市が運行しているコミュニティバス。
ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
保水・遊水機能	保水機能とは、調整池等により雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。遊水機能とは、河川沿いの田畑等において、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

用語	解説
ま行	
緑の基本計画	都市緑地法に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。
民間活力	民間企業の資金力や事業能力のこと。
や行	
優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地等良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種であり、目指すべき市街地像に応じて住居・商業・工業の市街地の大枠を定めるもので、用途別に分類される 13 種類の都市計画の総称のこと。
ら行	
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
わ行	
ワークショップ	もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。



Kakamigahara City Planning Master Plan

2026

各務原市都市計画マスタープラン2026

発行年：令和8(2026)年4月

発行：各務原市 都市建設部 都市計画課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL:058-383-1111(代)

市ウェブサイト：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp>